第3章　災害応急対策計画

第1節　災害発生直前の対応

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　気象情報等の収集・伝達 １．気象情報等の収集・伝達 ２．異常現象発見時の措置 ３．火災気象通報	□本部総括班 □情報分析班 □消防対策部
第2項　洪水予報・水防警報等の収集・伝達 １．洪水予報の収集・伝達 ２．水位情報（避難判断水位情報）の通知 ３．水防警報の収集・伝達 ４．地下街等及び要配慮者が利用する施設への伝達	□本部総括班 □情報分析班 □消防対策部
第3項　土砂災害警戒情報等の収集・伝達 １．土砂災害警戒情報 ２．土砂災害緊急情報の提供	□本部総括班 □情報分析班
第4項　避難誘導の実施 １．要避難状況の早期把握 ２．避難対策の必要性の早期判断 ３．早期自主避難の実施 ４．屋内での待避等の安全確保措置	□本部総括班 □情報分析班 □本部避難対策班
第5項　災害の未然防止対策 １．河川堤防等の巡視 ２．水門等の適切な操作 ３．土砂災害への警戒 ４．道路パトロール、事前規制等の措置	□情報分析班 □土木班 □各支部 □消防対策部

第1項　気象情報等の収集・伝達

１．気象情報等の収集・伝達

（１）気象情報等の種類

宮崎地方気象台は、気象、地表現象、浸水、洪水について、気象業務法に基づき気象情報等を発表する。

気象情報等は、市町村を発表区域として発表する。ただし、テレビやラジオ放送では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

■気象情報等の種類

区分	内容
予　　報	観測の成果に基づく現象の予想の発表
注 意 報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪、波浪、高潮等によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報
警　　報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮によって重大な災害の起こるおそれがある場合、その旨を警告して行う予報
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるためによって重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報
情　　報	台風、大雨その他の異常気象について、その実況や推移を説明するもの

■宮崎県の警報・注意報発表区域図

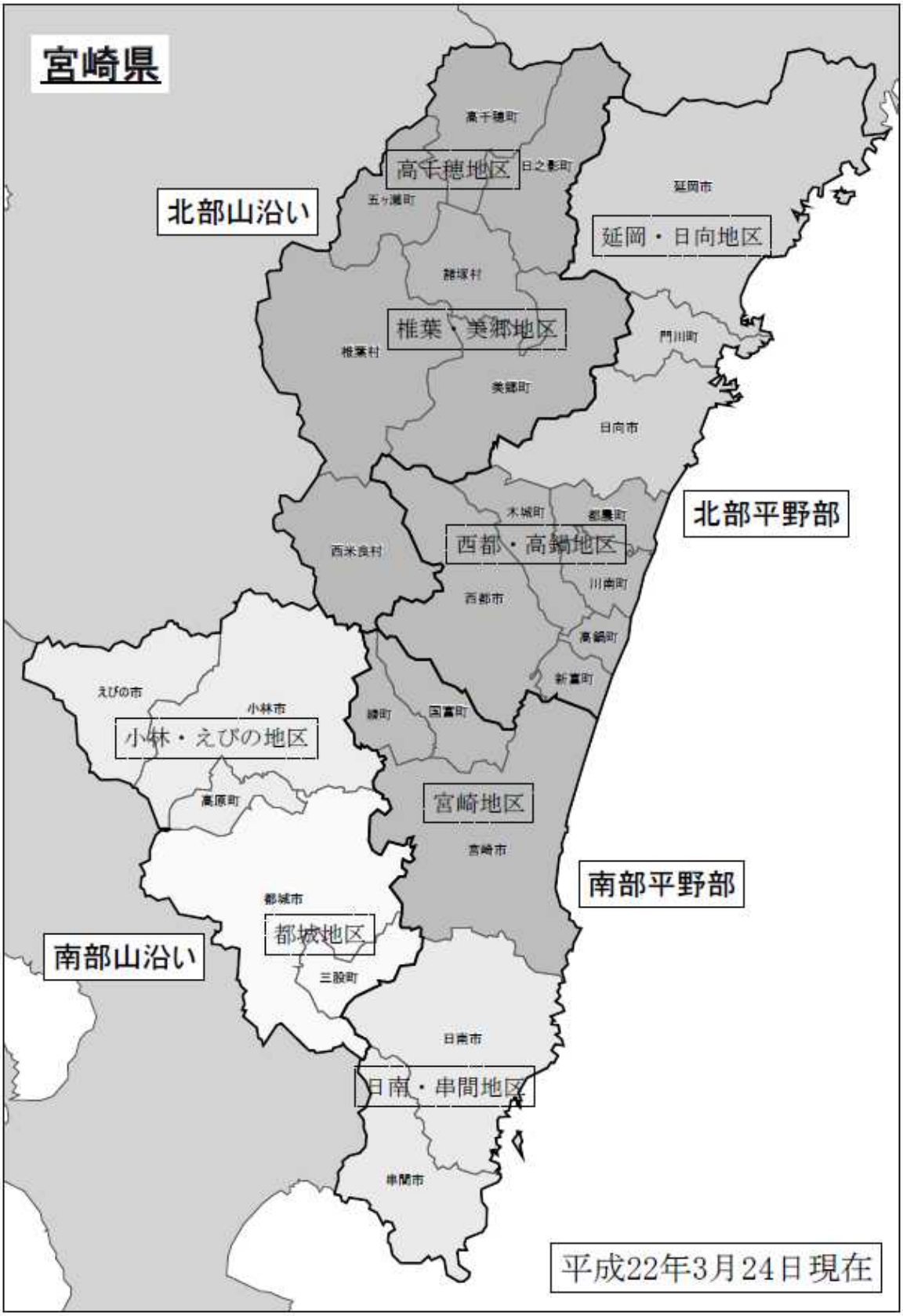

出典：気象庁ホームページ

（２）特別警報・警報・注意報の発表基準

宮崎地方気象台（気象庁）は、次の基準に基づき特別警報・警報・注意報を発表する。

■主な特別警報・警報・注意報の種類及び基準

<table>
<tr><th colspan="2">種類</th><th colspan="2">発表基準</th></tr>
<tr><td rowspan="6">特別警報</td><td>大雨特別警報</td><td colspan="2">台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風特別警報</td><td rowspan="3">数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により</td><td>暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>高潮特別警報</td><td>高潮になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>波浪特別警報</td><td>高波になると予想される場合</td></tr>
<tr><td>暴風雪特別警報</td><td colspan="2">数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合</td></tr>
<tr><td>大雪特別警報</td><td colspan="2">数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr>
<tr><td rowspan="7">警報</td><td>大雨警報</td><td colspan="2">大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき。
（浸水害）　・表面雨量指数基準　25
（土砂災害）　・土壌雨量指数基準　165</td></tr>
<tr><td>洪水警報</td><td colspan="2">河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき。
・流域雨量指数基準　八重川流域＝17.6　浦之名川流域＝22
一ツ瀬川流域＝62.6　石崎川流域 21.5
瓜田川流域＝8.6　大谷川流域＝11.8
新別府川流域＝10.8　加江田川流域＝22.6
天神川（富吉）流域＝5.8　小松川流域＝6.1
・複合基準　本庄川流域＝(10,32.9)、大淀川流域(12,68.9)
瓜田川流域＝(12,7.7)
複合基準・・・「湛水型の内水氾濫」に対しては、当該河川の増水の状況を示す流域雨量指数に加えて、周辺の地表面を流れる雨水の状況を示す表面雨量指数も用いて基準(複合基準)を設定。
・指定河川洪水予報による基準
大淀川下流部〔高岡・柏田〕、本庄川〔嵐田〕
清武川水系清武川〔清滝橋〕</td></tr>
<tr><td>暴風警報</td><td colspan="2">暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき。
・平均風速　陸上　20m/s　海上　25m/s</td></tr>
<tr><td>暴風雪警報</td><td colspan="2">雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき。
・平均風速　陸上　20m/s　海上　25m/s で雪を伴う</td></tr>
<tr><td>大雪警報</td><td colspan="2">大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき。
・降雪の深さ　平地　12 時間降雪の深さ　10cm
山地　12 時間降雪の深さ　20cm
山地・・・標高 200m を超える地域</td></tr>
<tr><td>波浪警報</td><td colspan="2">高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき。
・有義波高　6.0m</td></tr>
</table>

種類		発表基準
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 ・潮位　　2.0m
注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ・表面雨量指数基準　　15 ・土壌雨量指数基準　　105
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 ・流域雨量指数基準　八重川流域＝14　浦之名川流域＝13.8 一ツ瀬川流域＝50　石崎川流域＝17.2 瓜田川流域＝6.6　大谷川流域＝9.4 新別府川流域＝8.6　加江田川流域＝18 天神川(富吉)流域＝4.6　小松川流域＝4.8 ・複合基準　八重川流域＝(7,14)　浦之名川流域＝(8,13.8) 一ツ瀬川流域＝(9,43.5)　石崎川流域＝(7,15.8) 本庄川流域＝(6,29.6)　大淀川流域＝(11,62) 清武川流域＝(12,18.1)　瓜田川流域＝(7,6.6) 加江田川流域＝(6,18)　小松川流域＝(7,4.8) ・指定河川洪水予報による基準 大淀川下流部〔高岡・柏田〕、本庄川〔嵐田〕、清武川水系清武川〔清滝橋〕
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 ・平均風速　陸上　12m/s　海上　15m/s
	風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 ・平均風速　陸上　12m/s 雪を伴う 海上　15m/s 雪を伴う
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 ・降雪の深さ　平地　12 時間降雪の深さ　3cm 山地　12 時間降雪の深さ　5cm 山地・・・標高 200m を超える地域
	波浪注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 ・有義波高　2.5m
	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 ・潮位　1.6m
	雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたとき。
	濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予報されるとき。 ・視程　陸上　100m　海上　500m
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想されるとき。 最小湿度 40%で、実効湿度 65%
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想されるとき。 積雪の深さが 100cm 以上で、次のいずれかが予想される場合 １．気温３℃以上の好天　２．低気圧等による降雨 ３．降雪の深さ 30cm 以上

種類		発表基準
	低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 夏期：平年より平均気温が４℃以上低い日が３日続いた後、さらに２日以上続くと予想される場合 冬期：最低気温－５℃以下　山沿いで最低気温－８℃以下
	霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 １１月２０日までの早霜、３月２０日以降の晩霜 最低気温４℃以下
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 大雪警報・注意報の条件下で、気温－２℃～２℃、湿度９０％以上
	着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されるとき。 大雪警報・注意報の条件下で、気温－２℃～２℃、湿度９０％以上
記録的短時間大雨情報		大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（１時間降水量）が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。 宮崎県の雨量による発表基準は、１時間 120 ㎜以上の降水が観測又は解析されたときである。
竜巻注意情報		積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている条件下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（南部平野部）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位（南部平野部）で発表される。 この情報の有効期間は、発表から概ね１時間である。

注）発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

■用語の意味

用語	意味
土壌雨量指数	降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨等の雨量データから指数化したもの。
流域雨量指数	河川の流域に降った雨水が、どれだけ下流の地域に影響を与えるかを、これまでに降った雨と今後数時間に降ると予想される雨から、流出過程と流下過程の計算によって指数化したもの。
有義波高	ある地点で一定時間に観測される波のうち、高い方から順に 1/3 の個数までの波について平均した波高。

■気象情報の役割

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。

（３）注意報・警報等の収集・伝達

危機管理課（情報分析班）は、県、ＮＴＴ等が発表した気象情報等を各対策部に伝達する。各部（各対策部）は、各種情報の緊急性、重要性等を判断し、必要な措置を講じる。

■気象情報等の伝達経路

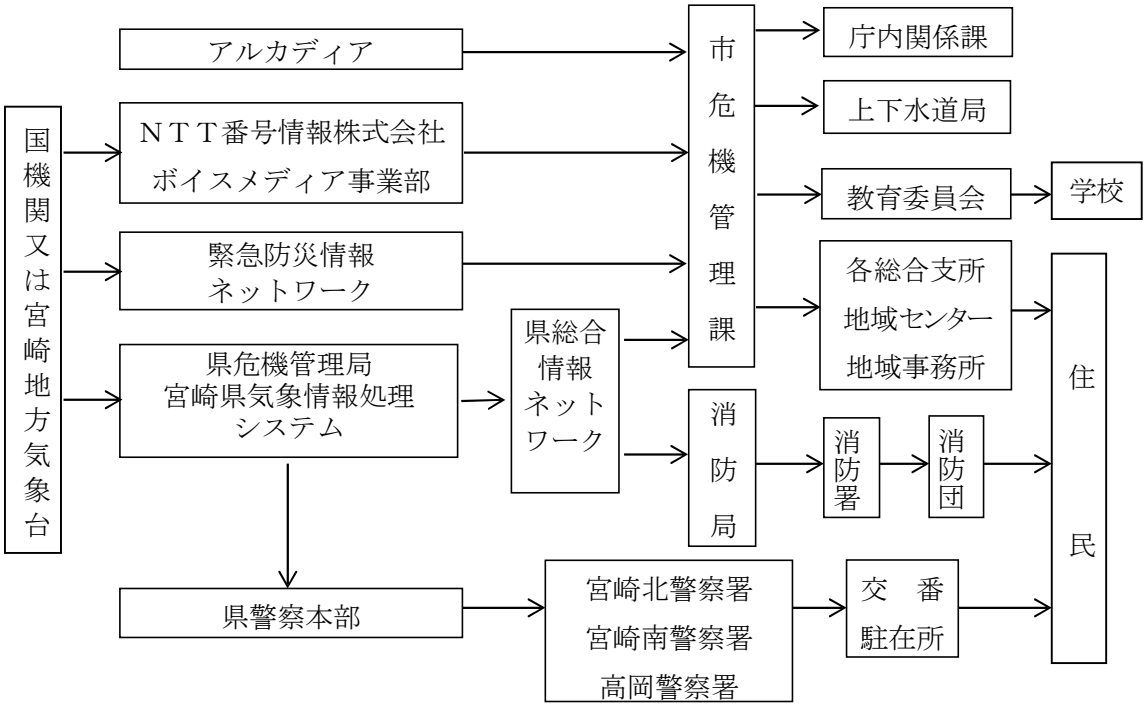

２．異常現象発見時の措置

（１）発見者の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を市又は消防機関に通報しなければならない。

通報すべき異常現象としては、概ね次のものがあげられる。

■通報すべき異常現象

現象事項	現象の例
気象現象	局地的な豪雨、竜巻の発生、強い降雹等
地面現象	斜面の亀裂、落石、湧き水の増加、斜面の移動
河川・海岸の現象	異常な潮位、波浪、河川の増水、流木の発生
社会現象	事故の発生、ガス等の異常な臭い、パニックの発生

（２）異常現象の通報の受付・連絡

1）異常現象の通報受付

市民等が異常現象を発見した場合、発見者の通報は次の部署が受け付ける。

■通報の受付部署

○危機管理課（市災対本部設置後は、情報分析班）
○消防局（市災対本部設置後は、消防対策部）

2）本部への連絡

消防局（消防対策部）は、発見者からの通報を受けた場合、すみやかに危機管理課（情報分析班）に連絡する。市民等から異常現象の通報を受けた職員も、すみやかに危機管理課（情報分析班）に連絡する。

3）関係機関への通報

危機管理課（情報分析班）は、異常現象の連絡を受けた場合、ただちに内容を確認のうえ、必要に応じて応急対策を実施する班及び次の機関へ伝達する。この場合、気象官署に対する通報は、原則的に電話又は無線とする。ただし、地面現象に関する項目は、通報後に文書を提出する。

■異常現象の伝達先

○気象台、警察署等、防災関係機関　　○関係する県の出先機関
○災害の影響を受ける隣接市町　　○県危機管理局

■異常現象の通報の受付・連絡

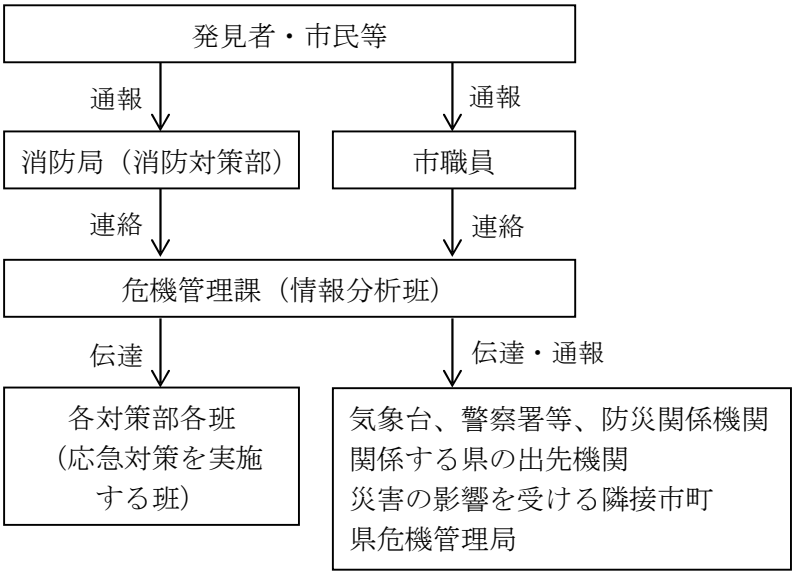

３．火災気象通報及び火災警報

（１）火災気象通報（気象台等が発表）

宮崎地方気象台は、火災予防上、気象の状況が危険であると認めるときは、その状況を直ちに県知事に通報する。通報を受けた県知事は、その状況を市長に通報する。（通報基準は、乾燥注意報及び陸上を対象とした強風注意報の基準と同一とする。なお、降水（降雪を含む）が予想される場合は、火災気象通報に該当しないものとする（消防法第 22 条第 1 項）。

（２）火災警報の発令（市町村長が発令）

市は、火災気象通報を受けたとき又は気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報を発することができる（消防法第 22 条第 3 項）。

■火災警報の発令基準（火災予防規則第４条）

○実効湿度が 60%以下で、最低湿度が 40%以下であり、かつ、最大風速が 7 m/s を越える見込みのとき
○平均風速 10m/s 以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき

第2項　洪水予報・水防警報等の収集・伝達

１．洪水予報の収集・伝達

（１）洪水予報及び指定河川

国土交通省宮崎河川国道事務所（国土交通省九州地方整備局）は宮崎地方気象台と共同して、大淀川水系（大淀川、本庄川）について洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水位を示し、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）を発表する（水防法第 10 条第 2 項）。

また、県（宮崎土木事務所）は宮崎地方気象台と共同して、清武川について洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を示し、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）を発表する（水防法第 11 条）。

■洪水予報河川の概要

水系名	河川名	対象区域			観測所	洪水予報 発表担当者
		区分	上流側	下流側		
大淀川	大淀川	左 右 岸	高岡町柚ノ木 崎橋	海	高岡 柏田	□国土交通省 宮崎河川国道事務所 □宮崎地方気象台
	本庄川	左岸 右岸	綾町四枝 綾町中川原	大淀川合流点	嵐田	
清武川	清武川	左岸 右岸	清武町黒北南 清武町安ヶ野	海	清滝橋 木崎橋	□宮崎県 宮崎土木事務所 □宮崎地方気象台

（２）洪水予報の種類及び発表基準（詳細は宮崎県水防計画書を参照）

種類	発表事項
氾濫注意情報（洪水注意報） 【警戒レベル２相当情報(洪水)】	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫警戒情報（洪水警報） 【警戒レベル３相当情報(洪水)】	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき
氾濫危険情報（洪水警報） 【警戒レベル４相当情報(洪水)】	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき
氾濫発生情報（洪水警報） 【警戒レベル５相当情報(洪水)】	氾濫が発生したとき

注１：予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位上昇時には、いずれかの基準観測所で発表基準となった場合に発表（切替を含む。）を行うこととし、最も危険度の高い基準観測所の水位を基に、種類を選定するものとする。

注２：予報区域に複数の基準観測所がある場合、原則として水位下降時には、洪水予報の切替を行わない。
ただし、予報区域内の一部の観測所が明らかに安全である場合等、合理的な理由があれば洪水予報の切替を行ってもよい。

注３：堤防の損傷等により、氾濫のおそれが高まったと判断できる場合には、双方が協議した上で、この表によらずに洪水予報を発表することができる。

注４：「氾濫発生情報（洪水警報）」は、氾濫が発生したときに、氾濫が発生する毎に発表する。

注５：「氾濫発生情報（洪水警報）」は、氾濫発生中に、氾濫発生地点を含む受け持ち区間の基準地点の水位が氾濫危険水位に達した場合も氾濫危険水位への到達情報として発表する。

注６：「氾濫発生情報（洪水警報）」の解除は、氾濫を原因とする事象に対して安全が確認されたとき発表する。

（３）洪水予報の周知及び伝達系統

市は、氾濫注意情報（洪水注意報）、氾濫警戒情報（洪水警報）、氾濫危険情報（洪水警報）、氾濫発生情報（洪水警報）が発表されたときは、住民への周知に努める。各洪水予報の伝達系統は、次のとおりである。

■大淀川水系洪水予報の伝達系統

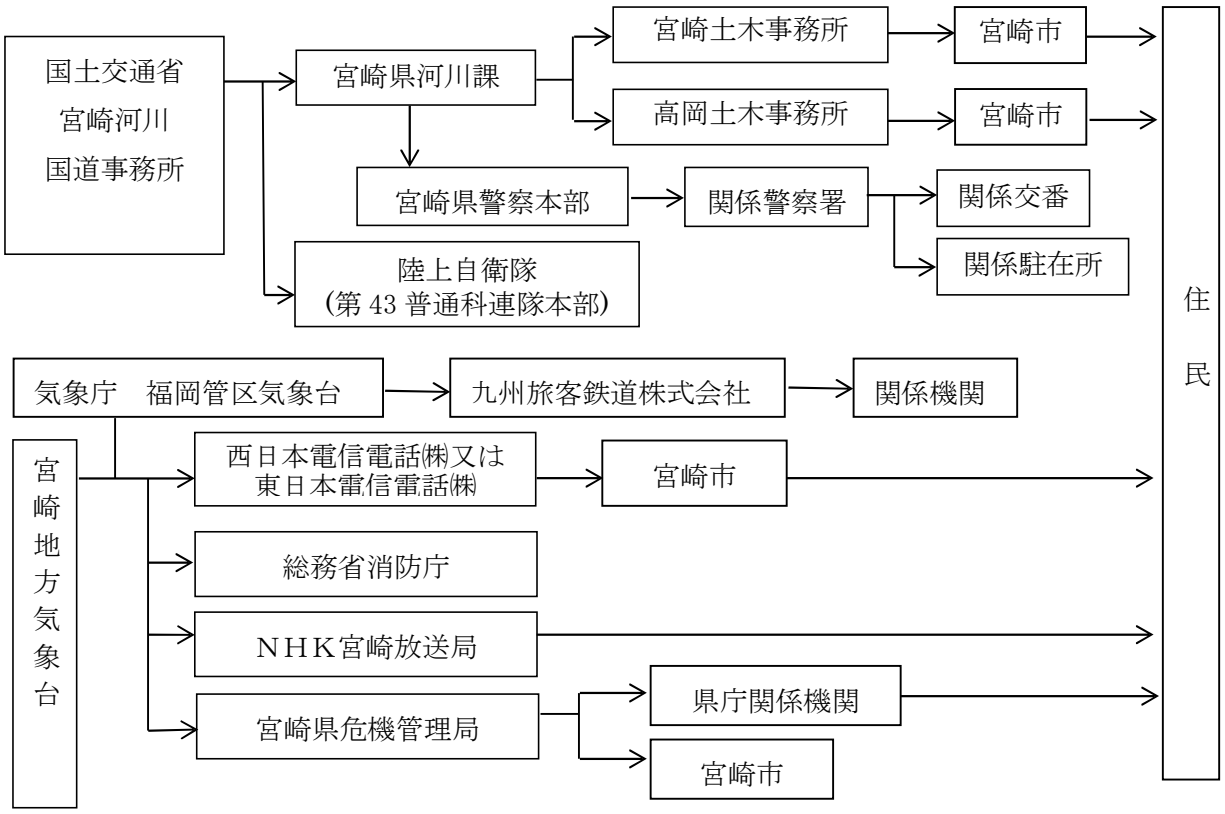

■清武川洪水予報の伝達系統

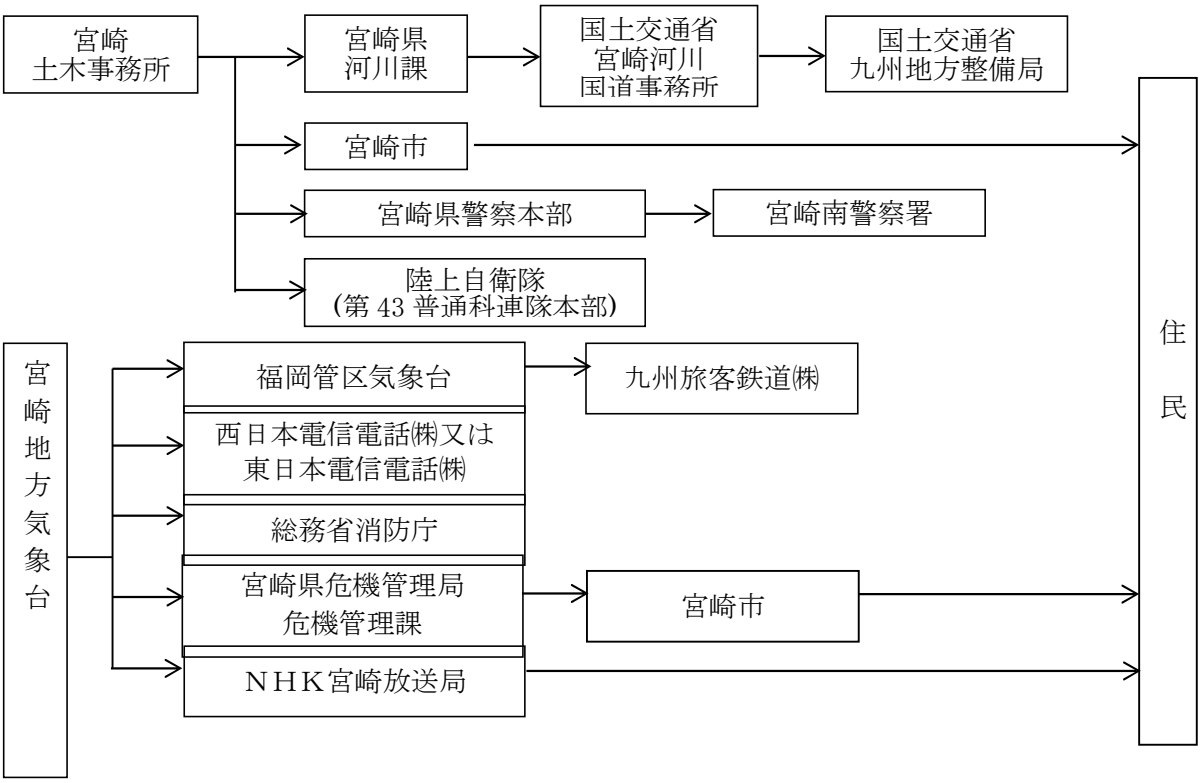

２．水位情報（氾濫危険水位及び避難判断水位情報）の通知

（１）水位情報河川及び水位情報（氾濫危険水位及び避難判断水位情報）の通知

県は、水位周知河川の水位が避難指示発令の目安である氾濫危険水位及び高齢者等避難発令の目安である避難判断水位に到達した場合、関係市町村、水防管理団体及び報道機関等にその旨を通知、発表する。

宮崎市では、次のとおり一ツ瀬川、石崎川、大淀川水系の瓜田川、大谷川、八重川、新別府川、加江田川が水位周知河川に指定されている。

■水位周知河川の概要

水系名	河川名	対象区域			観測所	水位情報発表担当者
		区分	上流側	下流側		
一ツ瀬川	一ツ瀬川	右岸	西都市大字南方字竹添 杉安橋	海	一ツ瀬橋	□宮崎県西都土木事務所
石崎川	石崎川	左岸	佐土原町下那珂字浮橋 有喜橋	海	石崎橋	□宮崎県宮崎土木事務所
		右岸	大字広原字稲荷出 有喜橋			
大淀川	瓜田川	左岸	高岡町小山田字深坪 梅木田橋	大淀川への合流点	番所橋	□宮崎県高岡土木事務所
		右岸	高岡町小山田字宗栄司 梅木田橋			
	大谷川	左岸 右岸	大字浮田字出ノ中 宮前橋	大淀川への合流点	城の下橋	□宮崎県宮崎土木事務所
	八重川	左岸	古城町岡ノ原 6 番 1 地先	大字田吉字西田 西田橋	両国橋	
		右岸	源藤町南田 68 番 1 地先			
	新別府川	左岸 右岸	村角町　花ヶ島橋	大淀川への合流点	浮之城上橋	
加江田川	加江田川	左岸	大字鏡洲字前田 1556 番地先	海	第一竹の内橋	
		右岸	大字鏡洲字中山 1790 番地先			

（２）氾濫危険水位及び避難判断水位

氾濫危険水位は、避難判断水位を超える水位であって、相当の家屋浸水等の被害が生じる氾濫のおそれのある水位として設定されている。

また、避難判断水位は、氾濫注意水位を超える水位であって、避難場所の開設を要する時間等を考慮した水位として設定されている（各河川の氾濫危険水位及び避難判断水位は、後述する「水防警報を行う河川の発表基準」を参照）。

■河川における水位の種類

計画高水位	河川改修の基準となる水位。 ○河川改修後の河川において、安全に流水を下流に流すことのできる限界の水位。
氾濫危険水位	洪水により破堤等の災害や浸水被害のおそれがあり、市町村長が避難指示を発令したり、住民が自主的に避難する際の目安となる水位。水防法第１３条に規定する特別警戒水位にあたる。 ○堤防の整備状況や河道の流下能力等を総合的に勘案しつつ、避難指示の住民への周知及び避難に要する時間等を考慮して設定されている。 ○水防法に基づく「洪水予報河川」の主要な水位観測所に設定される“氾濫のおそれが生じる水位”で洪水予報の発表において用いられるとともに、水位周知河川の水位がこの水位に達すると、河川管理者は、関係市町村に通知するとともに、報道機関を通じて住民に周知を行わなければならない。
避難判断水位	市町村長が高齢者等避難を発令する目安となる水位。 ○氾濫注意水位と氾濫危険水位の間に位置し、避難場所の開設を要する時間等を考慮して設定されている。 ○水防法に基づく「水位周知河川」の主要な水位観測所に設定されている。
氾濫注意水位	水防活動の目安となる水位。 ○河川の水位がこの水位に達すると、警戒が必要となり、水防団による堤防の巡視などの水防活動が行われる。 ○水防法に基づく「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定されている。
水防団待機水位	氾濫注意水位には達していないが、注意を要する水位。 ○氾濫注意水位と同様に、水防活動の目安となる水位。 ○河川の水位がこの水位に達すると、水防団は出動人員の配置や機材の準備を行う。 ○水防法に基づく「水防警報河川」の主要な水位観測所に設定されている。

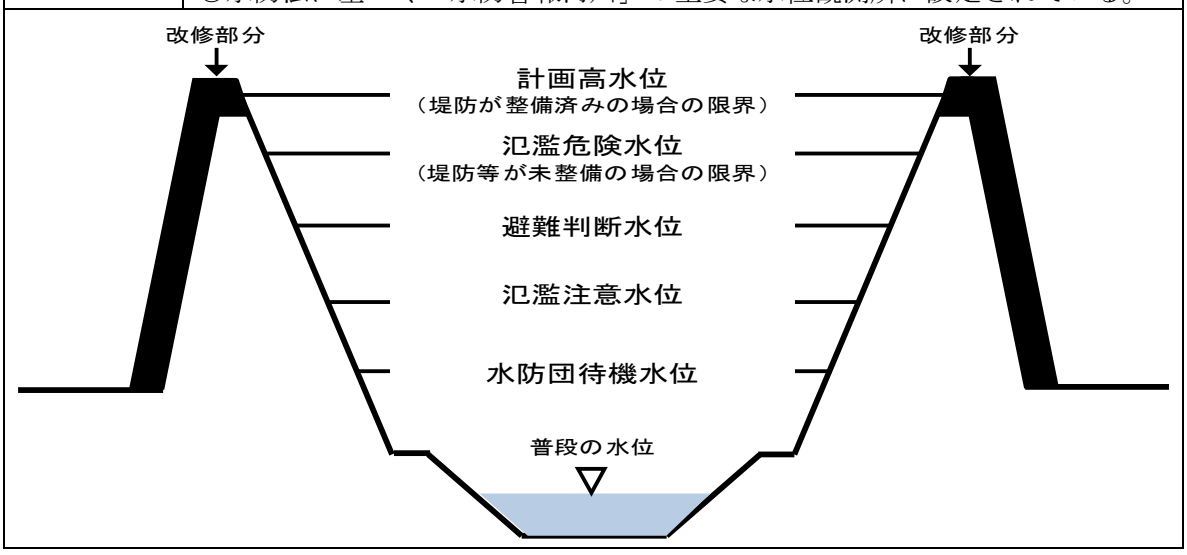

（３）水位情報（避難判断水位情報）の周知及び伝達系統

市は、水位情報（避難判断水位情報）の通知を受けたときは、住民への周知に努めるとともに、避難に関する情報の発令について他の情報も考慮しながら総合的に検討を行う。

水位情報（避難判断水位情報）の伝達系統は、次のとおりである。

■水位情報（避難判断水位情報）の伝達系統

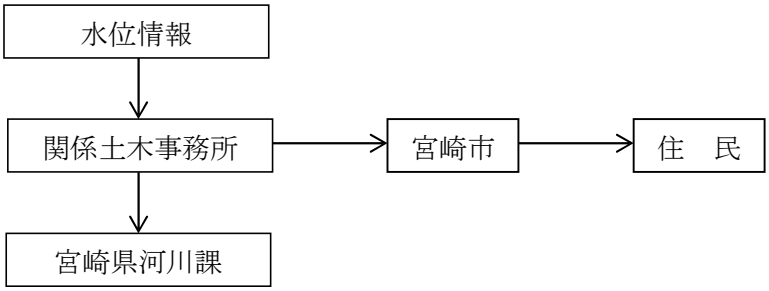

３．水防警報の収集・伝達

（１）水防警報を行う河川・海岸及び通知

国土交通大臣、県知事は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、水防警報を発表し、水防管理者及び水防関係者に通知する（水防法第 16 条）。

宮崎市では、前記の洪水予報河川及び水位周知河川が水防警報を行う河川として指定されている。また、水防警報を行う海岸としては宮崎市沿岸が指定されている。

（２）水防警報の発表基準・段階

1）水防警報の発表基準

水防警報の発表基準は、河川については対象水位観測所の水位が氾濫注意水位に達するか、又は氾濫注意水位を超えるおそれがあるとき、津波・高潮についてはその発生が予想されるときである。

対象河川及び海岸の発表基準は、次のとおりである。

■水防警報を行う河川の発表基準

管理	河川名	観測所	水位（m）				備考
			水防団待機水位（待機）	氾濫注意水位（準備）（出動）	避難判断水位	氾濫危険水位	
国	大淀川	高岡	5.40	5.80	7.60	8.10	洪水予報河川
		柏田	5.30	5.70	8.50	9.10	
	本庄川	嵐田	3.90	4.30	4.80	5.20	
県	一ツ瀬川	一ツ瀬橋	3.50	4.40	5.60	6.00	水位周知河川
	石崎川	石崎橋	2.60	2.90	3.50	4.60	
	瓜田川	番所橋	2.50	3.00	4.30	5.18	

管理	河川名	観測所	水位（m）				備考
			水防団待機水位（待機）	氾濫注意水位（準備）（出動）	避難判断水位	氾濫危険水位	
県	大谷川	城の下橋	3.20	4.40	4.40	5.60	水位周知河川
	八重川	両国橋	1.30	2.80	2.80	3.30	
	新別府川	浮之城上橋	2.20	2.80	3.10	3.70	
	清武川	清滝橋	2.90	3.60	4.20	4.70	洪水予報河川
		木崎橋	2.50	3.00	－	－	
	加江田川	第一竹の内橋	1.20	1.90	2.40	3.50	水位周知河川

■水防警報を行う海岸の発表基準

管理	海岸名	潮位観測所	警報基準
県	宮崎市沿岸	宮崎港潮位観測所	気象警報が発表されて、水防警報を発する必要があるとき

2）水防警報の発表段階

水防警報を行う河川及び海岸の発表段階は、次のとおりである。

■水防警報の発表段階

区分	段階	発表段階
河川（洪水時）	待機	水位が上昇した場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき、又は再び水位の上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動出来るように待機する必要がある旨を警告するとき
	準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努め、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するとき
	出動	水防機関が出動する必要があるとき
	警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を周知するとともに、水防活動上必要な越水・漏水・のり崩れ・亀裂等河川の状態を示し、その対応策を指示するとき
	解除	水防活動を必要とする出水状況が解消し、当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除するとき
海岸（高潮時）	準備	気象に関する情報、注意報、警報により高潮の危険が予想されるとき
	出動	潮位が異常を呈し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県、若しくはその近くを通過するおそれがあるとき
	解除	潮位が警戒を要する水位以下に減じ水防作業の必要がなくなったとき
河川及び海岸（津波時）	準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき
	出動	津波注意報が解除される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
	解除	巡視等により被害が確認されなかったとき、又は応急復旧等が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき

（３）水防警報の伝達系統

市は、水防警報の通知を受けた場合、住民への周知に努めるとともに、消防団、各班及び水防関係者を待機させ、必要に応じて出動その他の処置を講じる。

■水防警報の伝達系統

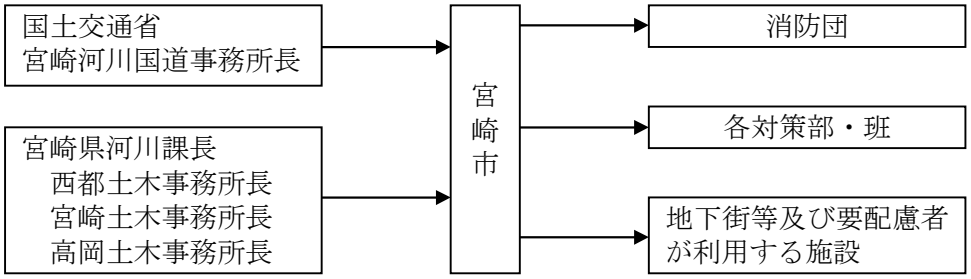

４．地下街等及び要配慮者が利用する施設への伝達

市は、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は要配慮者施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）に対し、FAX、電話、メール等により洪水予報、水位情報（避難判断水位情報）、水防警報を伝達する（伝達系統は「水防警報の伝達系統」を参照）。

第3項　土砂災害警戒情報等の収集･伝達

１．土砂災害警戒情報

（１）土砂災害警戒情報の発表

宮崎県と宮崎地方気象台は共同して、大雨警報（土砂災害）の発表中に大雨による土砂災害発生の危険度が高まったとき、市町村ごとに土砂災害警戒情報を発表する。

土砂災害警戒情報は、土砂災害に対する警戒を呼びかける文章と地域が判別できる地図からなり、気象台から報道機関等を通じて地区住民に周知される。また、県から市町村や消防機関等にFAXで伝達される。

■土砂災害警戒情報の発表・解除の基準

区分	基準
発表	大雨警報（土砂災害）発表後に、県が監視する土砂災害発生予測情報と気象台が監視する土壌雨量指数履歴順位が共に土砂災害発生の基準を超えると予想される場合
解除	県が監視する土砂災害発生予測情報と気象台が監視する土壌雨量指数履歴順位のどちらかが基準を下回り、かつ短期間で再び発表基準を超過しないと予想される場合

（２）土砂災害警戒情報発表後の措置

市は、土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表されたときは、住民への周知に努めるとともに、対象地区に対し避難指示を発令することを基本とする。

また、大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル５相当情報[土砂災害]）が発表されたときは、

「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合等に緊急安全確保を発令する。

（３）土砂災害警戒情報の伝達系統

土砂災害警戒情報の伝達系統は、次のとおりである。

■土砂災害警戒情報の伝達方法

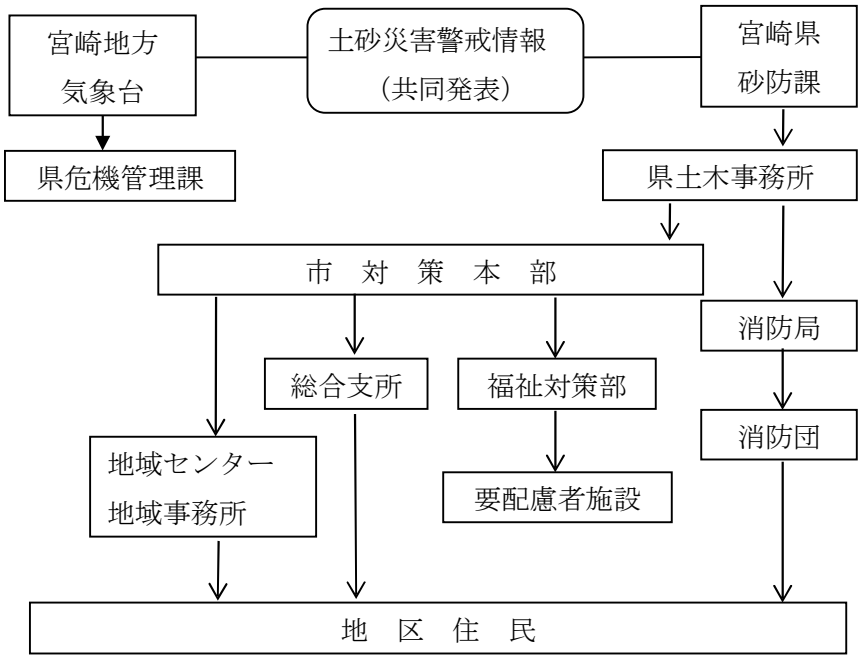

２．土砂災害緊急情報の提供

国土交通省は特に高度な技術を要する土砂災害について、県はその他の土砂災害について、深層崩壊など大規模な土砂災害が緊迫している状況において、被害の想定される区域・時期に関する情報を市町村に提供する。

市は、土砂災害緊急情報の提供を受けたときは、住民への避難指示、緊急安全確保の判断に利用する。

第4項　避難誘導の実施

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合は、適切に避難誘導を実施するなど災害の発生に備える。

１．要避難状況の早期把握

市は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の住民、滞在者その他の者に対し、避難に関する情報の発令等をはじめ、迅速・確実な避難対策に着手できるよう避難対象地域の実態の早期把握に努める。

なお、避難を開始するための高齢者等避難の発令を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用し、災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮する。

２．避難対策の必要性の早期判断

市は、発生した災害の状況により避難を要する状況は大きく異なるため、各種の情報収集を踏まえ、避難の要否を判断する。

（１）河川災害のおそれのある箇所

市及び消防機関は、気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう警報発表以降着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難に関する情報の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を促す。

（２）土砂災害のおそれのある箇所

市及び消防機関等は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して避難の必要性を判断し、必要な対策を講じる。

３．早期自主避難の実施

市は、浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所において、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう指導する。

■自主避難の目安

区分	状況あるいは兆候
浸水危険区域	河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合
土砂災害発生のおそれのある箇所	○立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合 ○渓流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合 ○降雨が続いているにもかかわらず渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため） ○渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合 ○がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合 ○その他

４．屋内での待避等の安全確保措置

市は、洪水等及び高潮に対しては、災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への移動や高層階に留まるなど、居住者自らの確認・判断をもって計画的に身の安全を確保することが可能な場合があることを、地域の住民等に対し周知する。

■屋内安全確保を行うための条件

①自宅・施設等が家屋倒壊等氾濫想定区域に存していないこと

②自宅・施設等に浸水しない居室があること

③自宅・施設等が一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること

５．緊急安全確保措置

市は、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（緊急安全確保）を指示する。

第5項　災害の未然防止対策

各施設管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

１．河川堤防等の巡視

（１）河川堤防等の巡視

市は、水防計画に基づき河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所に対し、応急対策として水防活動を実施する。

（２）河川巡視状況等の情報伝達等

総合支所、地域センター及び地域事務所は、河川巡視の状況を消防団から、水位の情報等を監視員から収集し、必要に応じて本部、関係する各部各班等に伝達する。

■河川巡視状況及び観測基準水位の連絡フロー

（河川巡視）

消防団 → 総合支所、地域センター及び地域事務所
消防局（水防本部）
消防局（観測点水位情報など） → 関係自治会長
市災対本部・土木課
河川管理者

（水位の情報等）

監視員 → 総合支所、地域センター及び地域事務所 → 関係自治会長
市災対本部・土木課
消防局（水防本部）

（３）「内水位監視員制度」を活用した情報収集伝達等

総合支所、地域センター及び地域事務所は、河川の内水被害について、各地域に設置した観測点の監視員から内水位等の情報を収集し、必要に応じて本部、関係する各部各班等に伝達する。

■内水位監視制度による連絡フロー

監視員 → 総合支所、地域センター及び地域事務所 → 関係自治会長
市災対本部・土木課
消防局（水防本部）

２．水門等の適切な操作

市は、洪水の発生が予想される場合には、水門等の適切な操作を行う。

操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ必要な事項を関係機関及び警察署に通報するとともに、住民に対して周知する。

■水門操作の連絡系統フロー

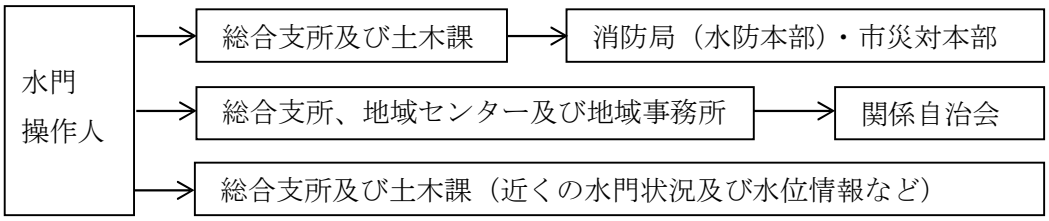

３．土砂災害への警戒

（１）降雨状況の把握

市は、警戒体制の基準となる雨量に注意し、各地域の雨量測定を行うなど降雨状況の把握に努める。

（２）前兆現象（異常現象）の把握

市は、所管する地域のパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

（３）災害原因情報の収集・伝達

市は、関係機関との緊密な連携のもと、災害の原因となる情報の収集に努める。特に大雨洪水注意報・警報については、各災害危険箇所等の危険性を考慮し、情報収集の徹底を図る。

（４）警戒体制の確立

市は、気象業務法に基づき発表される注意報、警報等に注意し、時期を失することなく速やかに警戒体制を確立する。

■急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流に対する警戒体制の基準等

区分		第１次警戒体制 （危険区域の警戒巡視や住民等への広報を行う。）	第２次警戒体制 （住民への避難準備の広報や避難の指示の処置を行う。）
警戒体制の基準	急傾斜地崩壊危険箇所	○前日までの連続雨量が 100㎜ 以上あった場合、24 時間雨量が 50㎜ を超えたとき ○前日までの降雨がない場合、24 時間雨量が 100㎜ を超えたとき	○前日までの連続雨量が 100㎜ 以上あった場合、24 時間雨量が 50㎜ を超え、時間雨量 30㎜ 程度の強い雨が降り始めたとき ○前日までの降雨がない場合、24 時間雨量が 100㎜ を超え、時間雨量 30㎜ 程度の強い雨が降り始めたとき
	土石流危険渓流	○立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流下する音が聞こえる場合 ○渓流の流水が急激に濁りだした場合や流木等が混ざりはじめた場合 ○降雨が続いているにもかかわらず、渓流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため） ○渓流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合 ○がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合 ○その他	

警戒体制による実施内容	○防災パトロールを実施する ○必要に応じて警戒区域の設定を行う	○住民等に避難準備の広報を行う ○必要に応じて基本法に基づく避難指示を行う ○消防団等の活動を要請する

■地すべりに対する警戒体制の基準等（地すべり現象が現れた場合）

区分		警戒体制		
		要注意	警戒	避難
基準	伸縮計等による基準値	１日１㎜以上	１日 10㎜以上	時間 2㎜以上を 2 時間継続又は 1 時間以上 4㎜以上
	前兆現象	地表の凹凸等、家の建て付けの異常値		小崩壊等

４．道路パトロール、事前規制等の措置

市は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

第2節　活動体制の確立

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　災害対策組織計画 １．災害対策組織の設置 ２．市警戒本部及び市災対本部の運営 ３．本部設置時の措置 ４．市災対本部機能の代替	□危機管理部　□本部総括班　□本部総務班 □各支部　□各班
第2項　職員配備計画 １．配備体制 ２．職員の動員 ３．職員の服務	□本部対策室　□人事班　□各班

第1項　災害対策組織計画

１．災害対策組織の設置

（１）災害対策組織の設置基準

市長は、市の地域において災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「情報連絡本部」及び「宮崎市災害警戒本部」（以下、「市警戒本部」という。）並びに「宮崎市災害対策本部」（以下、「市災対本部」という。）を設置する。

各本部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■災害対策組織の設置基準等

災害対策組織	設置基準	配備体制
情報連絡本部 （本部長:危機管理課長）	○市域に災害の発生が予測されるとき。 ○市域に大雨警報、洪水警報又は高潮警報が発表されたとき。 ○気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡を必要とするとき。 ○本計画の第５編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき。 ○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めるとき。	準予備配備 又は予備配備
災害警戒本部 （本部長:危機管理部長）	○市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき。 ○市域に広範域にわたる災害が発生することが予測されるとき。	準警戒配備 又は警戒配備

災害対策組織	設置基準	配備体制
	○本計画の第５編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき。 ○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めるとき。	
災害対策本部（本部長：市長）	○市民の生命・身体・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき。 ○市域に救助法の適用を要する大規模な災害が予測されるとき。 ○台風が本市を直撃することが明らかなとき。 ○台風の通過により本市が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予測されるとき。 ○大雨洪水警報発表時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき。 ○本計画の第５編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき。 ○宮崎県災対本部が設置されたとき（市域外の災害を除く）。 ○その他市長（本部長）が必要と認めたとき。	警戒配備、非常又は特別非常配備

注）配備体制は状況により人員を増減する。

（２）市警戒本部及び市災対本部の設置場所

市警戒本部及び市災対本部の本部対策室は、本庁舎４階災害対策本部室に設置する。ただし、市警戒本部及び市災対本部が被災し、その機能を果たさない場合は次の順位で設置する。

■市警戒本部及び市災対本部の設置順位

①本庁舎４階災害対策本部室
②消防局
③宮崎市民プラザ

なお、令和８年度に現消防局及び北消防署庁舎の移転を予定していることから、移転後の「②消防局」における市警戒本部及び災害対策本部の設置場所は、庁舎棟３階の災害対策室（約 167 ㎡）とし、必要な面積及び設備を整備する。

（３）各本部の設置手順

各本部は、次の手順により設置する。

1）勤務時間内における本部設置の手順

本部の設置は、原則として次の流れで決定する。緊急を要する場合は、防災会議の委任を受けているものとして、会議を招集しなくても本部を設置できる。

■本部設置の流れ（勤務時間内）

○幹部会に充てられている者（各部長、会計管理者、教育長及び各局長）又は危機管理課長（本部総括班長）は、本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）に対して本部設置を要請する。
○危機管理部長は、本部設置の要請があった場合又はその他の情報により本部設置が必要と認めた場合は、危機管理課長（本部総括班長）及び警防課長（警防班長）と協議のうえ、市長（本部長）に本部設置を要請する。

■勤務時間内の設置手順

気象情報・災害情報の収集･････････････	幹部又は危機管理課長（本部総括班長）
	↓
本部設置（廃止）の要請･････････････････	危機管理部長（本部対策室副室長）
	↓
本部設置（廃止）の要請･････････････････	市長（本部長）
	↓
本部設置（廃止）の指示･････････････････	危機管理部長（本部対策室副室長）

2）夜間・休日における本部設置の手順

夜間・休日に本部を設置する場合は、次の流れで決定する。なお、連絡がとれない場合は、担当者の判断で本部設置を決定し、連絡がつき次第、事後承諾をとる。

■本部設置の流れ（夜間・休日）

○消防局は、気象警報又は災害情報を入手した場合、危機管理課長（本部総括班長）に連絡をする。
○危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長（本部対策室副室長）と協議する。
○本部設置の必要を認めた場合、危機管理部長（本部対策室副室長）は市長（本部長）に対して本部設置を要請する。
○市長（本部長）は、本部設置の基準等に該当しているとき又は設置の必要があると認められたときは、本部の設置を決定する。

■夜間・休日の設置手順

気象情報・災害情報の収集･････････････	消防局
気象情報・災害情報の伝達･････････	↓ 危機管理課長（本部総括班長）
気象情報・災害情報の報告及び本部設置協議･････････	↓ 危機管理部長（本部対策室副室長）
本部設置（廃止）の要請････････････････	↓ 市長（本部長）
本部設置（廃止）の指示････････････････	↓ 危機管理部長（本部対策室副室長）

（４）支部及び現地における災害対策組織の設置

1）支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）の設置

各支部長は、本部設置の通知を受けた場合は、直ちに支部を設置する。

2）現地災害対策本部の設置

本部長は、災害現地に本部設置の必要がある場合は、現地災害対策本部を設置し、人員を派遣する。

（５）県警察及び自衛隊連絡要員の派遣協力要請

本部対策室は、災害による被害が甚大である等により県警察及び自衛隊との円滑な連絡調整を図る必要がある場合は、県警察及び自衛隊に対し連絡員（リエゾン）の派遣協力を要請する。

（６）情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等の廃止基準

本部長は、次の場合は本部を廃止する。なお、災害応急対策から災害復旧・復興支援について継続した対応が必要と認められるときは、市災害対策本部から市災害復旧対策本部へ本部体制を移行する（第４章　災害復旧・復興計画を参照）。

■各本部の廃止基準

○本市の地域において、災害が発生するおそれが解消したと認められるとき
○災害応急対策が概ね完了したとき
○その他、市長が本部を継続する必要がないと認めたとき

（７）各本部の設置又は廃止の通知

本部総括班長は、情報連絡本部、市警戒本部及び市災対本部等を設置し又は廃止したときは、速やかに関係機関に連絡する。

■本部の設置・廃止の連絡先・手段

連絡先	連絡手段
本部構成員（職員）	庁内放送、携帯メール
各支部	電話、ＦＡＸ、デジタルＭＣＡ無線・ＩＰ無線、携帯メール
宮崎県危機管理局	電話、防災行政無線
宮崎北、南、高岡警察署	電話、ＦＡＸ
防災上重要な機関	電話、ＦＡＸ

２．市警戒本部及び市災対本部の運営

（１）市警戒本部の組織・運営

市警戒本部は、市災対本部の組織に準じ、本部対策室、支部、各部、各班を編成し、運営する。ただし、本部対策室の室長は「危機管理部長」、副室長は「危機管理課長」とする。

（２）市災対本部の組織・運営

市災対本部は、宮崎市災害対策本部条例及び宮崎市災害対策本部運営要領の規定にしたがって運営する。市災対本部の運営概要は、次のとおりである。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

■市災対本部の運営概要

組織等		職務等
本部組織	本部長（市長）	○本部の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。
	副本部長（副市長）	○本部長に事故あるときは職務を代理する。
	幹部会	○応急対策に関する重要事項を決定する。構成員は次のとおりとする。 ア　本部長 イ　副本部長 ウ　宮崎市事務分掌規則第４条第１項の部長、会計管理者 エ　局長等（上下水道局長、消防局長、議会事務局長、教育長、教育局長、選管事務局長、農委事務局長、監査事務局長） オ　その他本部長（市長）が必要と認める者
	緊急応急対策幹部会	○緊急に応急対策を講じる必要があるときに、幹部会に替えて設置する。構成員は次のとおりとする。 ア　本部長 イ　副本部長 ウ　部長（総務部長、危機管理部長、地域振興部長、福祉部長、建設部長、消防局長） エ　その他本部長（市長）が必要と認める者
本部員	部	○部長を置く。部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名したものがその職務を代理する。 ○必要と認める部に副部長を置く。副部長は部長を補佐する。

		○部長は本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
	班	○班長を置く。班長に事故があるときは、その班のうちから班の属する部の部長が指名したものがその職務を代理する。 ○班長は部長の命を受け、班の事務を掌理する。 ○班員はその属する班の事務を処理する。

■宮崎市災害対策本部　組織系統図（1/3）

市災害対策本部	本部長	市長
	副本部長	副市長
	幹部会	宮崎市事務分掌規則第４条第１項の部長
		会計管理者
		上下水道局長
		消防局長
		議会事務局長
		教育長
		教育局長
		選管事務局長
		農委事務局長
		監査事務局長
		その他本部長が必要と認めた者
	対策幹部会（緊急応急）	（総務部長）
		（危機管理部長）
		（地域振興部長）
		（福祉部長）
		（建設部長）
		（消防局長）

本部対策室	
室長	帖佐副市長
副室長	永山副市長
副室長	危機管理部長
班名	班長
本部総括班	危機管理課長
本部総務班	総務法制課長
電話受付班	技術検査室長
各対策部連絡班	企画政策課長
情報分析班	契約課長
避難対策班	地域安全課長
受援班	人事課長
秘書班	秘書課長
広報班	情報政策課長
輸送班	管財課長

支部（総合支所長）	班名	班長
	地域市民福祉班	地域市民福祉課長
	農林建設班	農林建設課長
支部（地域センター長）	支部総務班	地域センター長
	避難対策班	
	災害対策班	振興係長
	本郷地域事務所班（赤江）	本郷地域事務所長
	小松台地域事務所班（生目）	小松台地域事務所長
支部（地域安全課長）	地域班	地域事務所長
総合政策対策部（総合政策部長）	企画政策班	企画政策課長補佐
	デジタル支援班	デジタル支援課長
	東京事務所班	東京事務所所長
	都市戦略班	都市戦略課長
総務対策部（総務部長）	総務法制班	総務法制課長補佐
	人事班	人事課長補佐
	市役所改革推進班	市役所改革推進課長
	情報政策班	情報政策課長補佐
	契約班	契約課長補佐
	管財班	管財課長補佐
	新庁舎整備班	新庁舎整備課長
危機管理対策部（危機管理部長）	地域安全班	地域安全課長補佐
財政対策部（財政部長）	財政班	財政課長
	納税管理班	納税管理課長
	市民税班	市民税課長
	資産税班	資産税課長
	国保年金班	国保年金課長
	国保収納班	国保収納課長
地域振興対策部（地域振興部長）	地域コミュニティ班	地域コミュニティ課長
	市民班	市民課長
	文化・市民活動班	文化・市民活動課長
環境対策部（環境部長）	環境政策班	環境政策課長
	環境業務班	環境業務課長
	環境指導班	環境指導課長
	環境施設班	環境施設課長
福祉対策部（福祉部長）	福祉総務班	福祉総務課長
	要配慮者支援班	
	障がい福祉班	障がい福祉課長
	地域包括ケア推進班	地域包括ケア推進課長
	介護保険班	介護保険課長
	社会福祉班	社会福祉第一課長
	指導監査班	指導監査課長
子ども未来対策部（子ども未来部長）	子育て支援班	子育て支援課長
	子ども家庭支援班	子ども家庭支援課長
	保育幼稚園班	保育幼稚園課長
	親子保健班	親子保健課長

■宮崎市災害対策本部　組織系統図（2/3）

健康管理対策部（健康管理部長）	保健医療班	保健医療課長
	地域保健班	地域保健課長
	健康支援班	健康支援課長
	保健衛生班	保健衛生課長
	新型コロナウイルスワクチン対策班	新型コロナウイルスワクチン対策課長
農政対策部（農政部長）	農政企画班	農政企画課長
	農業振興班	農業振興課長
	森林水産班	森林水産課長
	農村整備班	農村整備課長
	市場班	市場課長
観光商工対策部（観光商工部長）	観光戦略班	観光戦略課長
	スポーツランド推進班	スポーツランド推進課長
	産業政策班	産業政策課長
	企業立地推進班	企業立地推進課長
建設対策部（建設部長）	土木班	土木課長
	用地管理班	用地管理課長
	道路維持班	道路維持課長
	建築住宅班	建築住宅課長
都市整備対策部（都市整備部長）	都市計画班	都市計画課長
	まちづくり班	まちづくり課長
	公園緑地班	公園緑地課長
	市街地整備班	市街地整備課長
	建築行政班	建築行政課長
	開発審査班	開発審査課長
	景観班	景観課長
教育対策部（教育長）	教委企画総務班	教委企画総務課長
	学校施設班	学校施設課長
	学校教育班	学校教育課長
	教育情報研修センター班	教育情報研修センター所長
	生涯学習班	生涯学習課長
	保健給食班	保健給食課長
	文化財班	文化財課長
会計課対策部（会計管理者）	会計班	会計課長
議会事務局対策部（議会事務局長）	議会事務局班	議会事務局総務課長
選管事務局対策部（選管事務局長）	選管事務局班	選管事務局次長
監査事務局対策部（監査事務局長）	監査事務局班	監査事務局次長
農委事務局対策部（農委事務局長）	農委事務局班	農委事務局次長

■宮崎市災害対策本部　組織系統図（3/3）

消防対策部（消防局長）	消防総務班	消防総務課長
	警防班	警防課長
	予防班	予防課長
	指令班	指令課長
	北消防署班	北消防署長
	南消防署班	南消防署長
	消防団班	消防団長
上下水道対策部（上下水道局長）	上下水道総務班	上下水道総務課長
	外部調整班	財務課長
	現地広報班	料金課長
	応援窓口班	給排水設備課長
	応急給水班	水道整備課長
	水道管路班	配水管理課長
	浄水場班	浄水課長
	営業所対策班	営業所工務課長
	下水管路班	下水道整備課長
	下水処理場班	下水道施設課長

（３）市災対本部の分掌事務

各班長は、別に定める「宮崎市災害時配備員名簿」に基づき班員の招集を行う。各班員は、配備された各班長の指揮のもと、その分掌事務を行う。

市災対本部の分掌事務は、次表に示すとおりである。

■分掌事務（1/14）

部名	班名	分掌事務
本部対策室	本部総括班 班長：危機管理課長	1. 災害対策の総括・指示に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会に関すること 3. 自衛隊の災害派遣要請に関すること 4. 関係機関に対する協力要請に関すること 5. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること
	本部総務班 班長：総務法制課長	1. 部の庶務に関すること 2. 幹部会及び緊急応急幹部会、その他関係機関との連絡に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害対策活動の記録に関すること 5. 県などへの被害報告に関すること 6. 記者会見等の実施に関すること 7. その他他部、他班に属さないこと
	電話受付班 班長：技術検査室長	1. 市民からの電話受付に関すること
	各対策部連絡班 班長：企画政策課長	1. 各対策部及び各支部との連絡調整に関すること 2. 各対策部及び各支部との災害応急対策の伝達、報告、とりまとめに関すること
	情報分析班 班長：契約課長	1. 気象警報の収集及び伝達に関すること 2. 大淀川洪水予報の収集及び伝達に関すること 3. 気象情報、河川情報等の分析に関すること 4. 災害状況の収集及び伝達に関すること 5. 災害状況の分析に関すること 6. 関係機関からの問い合わせに関すること 7. 通信、鉄道被害情報の収集に関すること
	避難対策班 班長：地域安全課長	1. 各支部の避難対応についての連絡調整に関すること 2. 被災者及び避難者の給食の調達に関すること 3. 生活必需品の調達に関すること 4. 協定に基づく物資調達の要請に関すること
	秘書班 班長：秘書課長	1. 本部長室の設営に関すること 2. 本部長、副本部長の秘書に関すること 3. 本部長、副本部長の災害視察に関すること 4. 視察者及び見舞者の接遇に関すること 5. 日本語が不自由な外国人への情報提供に関すること 6. その他、本部長の特命に関すること

■分掌事務（2/14）

部名	班名	分掌事務
本部対策室	広報班 班長：情報政策課長	1. 災害情報、被害状況等の広報に関すること 2. 被害写真の収集に関すること 3. 報道機関に対する災害情報等の発表に関すること 4. 庁内への情報提供に関すること 5. コミュニティＦＭ、ケーブルテレビ等を活用した災害情報の提供に関すること 6. 市民及び職員への災害情報配信に関すること 7. その他、市民向け情報提供に関すること
	受援班 班長：人事課長	1. 本部対策室各班への協力に関すること 以下「市災害時受援計画」発動時 2. 応援状況の全体調整に関すること 3. 人的支援要請内容の集約に関すること
	輸送班 （受援班） 班長：管財課長	1. 避難者の車両輸送に関すること 2. 災害用非常物資の運搬に関すること 3. 被災者に対する物資配付に関すること 4. 緊急輸送車両の手続きに関すること 5. 協力協定による輸送車両の確保に関すること 6. 本部対策室各班への協力に関すること 以下「市災害時受援計画」発動時 7. 物的支援要請内容の集約に関すること 8. 開設する地域内輸送拠点の決定に関すること
支部（各総合支所）④	地域市民福祉班 班長：地域市民福祉課長	1. 支部の庶務に関すること 2. 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関すること 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保並びに住民への広報に関すること 4. 各班との連絡調整に関すること 5. 所属部員の動員に関すること 6. 消防団との連絡調整に関すること 7. 災害資料の作成及び災害記録に関すること 8. 防災無線の運用に関すること 9. 庁内の非常用の電気及び電話に関すること 10. 指定避難所の開設及び連絡調整に関すること 11. 被災地、指定避難所に必要な救助食糧、物資の調達確保・輸送に関すること 12. 罹災証明に関すること 13. 支部地域の気象情報の収集、連絡及び広報に関すること 14. 各班からの被害状況、災害写真等のとりまとめに関すること 15. 本部対策室との連絡調整に関すること 16. 災害時のごみ、し尿、廃棄物等の連絡調整に関すること 17. 管内教育施設（小中学校を除く）の被害調査、被害状況の報告及び災害発生状況の記録に関すること 18. 市民からの要請に関すること 19. 災害救助法に関すること 20. 要配慮者支援に関すること 21. 各班の要請に基づく災害対応業務支援に関すること

■分掌事務（3/14）

部名	班名	分掌事務
支部（各総合支所）④	地域市民福祉班 班長：地域市民福祉課長	22. 行方不明者の捜索に関すること 23. 人的及び住家等の被害調査に関すること 24. 指定避難所への炊き出しの連絡調整及び食糧品の供与に関すること 25. 生活必需品の供給と配付に関すること 26. その他、他班の所管に属さないこと
	農林建設班 班長：農林建設課長	1. 所管施設等の被害状況調査に関すること 2. 農林作物及び家畜の災害対策及び被害調査に関すること 3. 被災農家等への災害融資指導に関すること 4. 農地及び林地等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 5. 湛水防除に関すること（佐土原総合支所） 6. 公園等の被害状況調査に関すること 7. 河川・道路・橋梁・崖崩れ等の被害状況調査及び応急復旧に関すること 8. 準用河川等の水防活動に関すること 9. 交通規制の措置に関すること 10. 障害物除去に関すること 11. 農業用施設（農業用水・排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関すること
支部（各地域センター）⑥	支部総務班 班長：地域センター長	1. 支部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 4. 本部対策室との連絡調整に関すること 5. 消防団との連絡調整に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること 7. 人的及び住家等の被害調査に関すること 8. 本郷地域事務所への職員派遣に関すること（赤江地域センター）
	災害対策班 班長：振興係長	1. 災害現地調査に関すること 2. 災害対策の伝達、報告に関すること 3. 農林水産物の災害対策及び被害調査に関すること 4. 農林水産業用施設の災害対策及び被害調査に関すること
	避難対策班 班長：地域センター長	1. 管内指定避難所の開設及び安全利用に関すること 2. 避難者の収容保護に関すること 3. 本部対策室避難対策班との連絡調整に関すること 4. 指定避難所の実態把握に関すること 5. 被災者及び避難者の給食の配付に関すること 6. 生活必需品の供給と配付に関すること 7. 被災者への炊き出し及び食糧品の供与に関すること 8. 要配慮者支援に関すること
	本郷地域事務所班 （赤江地域センター支部） 班長：本郷地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 2. 災害現地調査に関すること 3. 災害対策の伝達、報告に関すること 4. 被災者及び避難者への支援に関すること

■分掌事務（4/14）

部名	班名	分掌事務
	小松台地域事務所班 （生目地域センター支部） 班長：小松台地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること 2. 災害現地調査に関すること 3. 災害対策の伝達、報告に関すること 4. 被災者及び避難者への支援に関すること
支部（各地域事務所）⑪	地域班 班長：地域事務所長	1. 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に関すること（総務） 2. 本部対策室との連絡調整に関すること（総務） 3. 消防団との連絡調整に関すること（総務） 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること（総務） 5. 災害現地調査に関すること（災害対策） 6. 災害対策の伝達、報告に関すること（災害対策） 7. 管内指定避難所の開設及び実態把握に関すること（避難対策） 8. 被災者及び避難者への支援に関すること（避難対策） 9. 要配慮者支援に関すること（避難対策） 10. 行方不明者の捜索に関すること
総合政策対策部	企画政策班 班長：企画政策課長補佐	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 中央情勢の収集及び伝達に関すること 5. 災害対策要望書等の作成配付に関すること 6. 政府、国会、県等への報告、陳情に関すること 7. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 8. 市周辺部情勢の収集及び伝達に関すること 9. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
	デジタル支援班 班長：デジタル支援課長	1. 部内の応援に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること
	東京事務所班 班長：東京事務所長	1. 国会、中央官庁及び駐日外国公館との連絡調整に関すること
	都市戦略班 班長：都市戦略課長	1. 公共交通機関の被害状況に関すること 2. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること
総務対策部	総務法制班 班長：総務法制課長補佐	1. 公用令書等の発行に関すること 2. 漂流物及び難破船に関すること 3. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関すること 4. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関すること 5. 本部対策室情報分析班への職員派遣に関すること

■分掌事務（5/14）

部名	班名	分掌事務
総務対策部	人事班 班長：人事課長補佐	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害派遣職員の身分取り扱いに関すること 5. 職員の勤務及び給食に関すること 6. 罹災職員の調査に関すること 7. 避難者の給食の調達に関すること 8. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 9. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関すること
	市役所改革推進班 班長：市役所改革推進課長	1. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること
	情報政策班 班長：情報政策課長補佐	1. 情報システム及びネットワークの対策に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 本部対策室広報班への職員派遣に関すること 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関すること
	契約班 班長：契約課長補佐	1. 部内各班の応援に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 本部対策室本部総務班への職員派遣に関すること 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 5. 本部対策室広報班への職員派遣に関すること 6. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること 7. 木花地域センター支部への職員派遣に関すること
	管財班 班長：管財課長補佐	1. 庁舎の整備、庁内停電時の対策に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
	新庁舎整備班 班長：新庁舎整備課長	1. 部内の応援に関すること
危機管理対策部	地域安全班 班長：地域安全課長補佐	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関すること 3. 本部対策室輸送班への職員派遣に関すること
財政対策部	財政班 班長：財政課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 災害対策の予算に関すること 5. 義援物資、義援金の管理、取り扱いに関すること
	納税管理班 班長：納税管理課長	1. 災害による市税の徴収猶予に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 赤江地域センター支部（本郷地域事務所班）及び住吉地域センター支部への職員派遣に関すること
	市民税班 班長：市民税課長	1. 災害による市県民税の減免に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 赤江・生目地域センター支部への職員派遣に関すること

■分掌事務（6/14）

部名	班名	分掌事務
財政対策部	資産税班 班長：資産税課長	1. 災害による固定資産税の減免に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 北地域センター支部への職員派遣に関すること 4. 小戸・大塚地域事務所支部への職員派遣に関すること
	国保年金班 班長：国保年金課長	1. 災害による保険税、一部負担金の減免及び一部負担金の徴収猶予に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 災害による国民年金保険料の免除に関すること 4. 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関すること 5. 生目地域センター支部（小松台地域事務所班）への職員派遣に関すること
	国保収納班 班長：国保収納課長	1. 災害による保険税の徴収猶予に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 大淀・生目台地域事務所支部への職員派遣に関すること
地域振興対策部	地域コミュニティ班 班長：地域コミュニティ課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	市民班 班長：市民課長	1. 人的及び住家等の被害調査に関すること 2. 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に関すること 3. 行方不明者の捜索に関すること 4. 中央東・東大宮・檍・大淀・大塚・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関すること
	文化・市民活動班 班長:文化・市民活動課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 災害時におけるボランティアの受入れに関すること 3. ボランティア総合窓口の設置運用に関すること 4. 災害ボランティア本部並びにセンターの設置運用に関すること
環境対策部	環境政策班 班長：環境政策課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 防疫に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 行方不明者の捜索に関すること 7. 遺体の処理に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 9. 木花地域センター支部への職員派遣に関すること
	環境業務班 班長：環境業務課長	1. 被災地におけるごみの収集運搬に関すること 2. 被災地におけるし尿の処理に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 部内の応援に関すること

■分掌事務（7/14）

部名	班名	分掌事務
環境対策部	環境指導班 班長：環境指導課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること 3. 建築物の災害対策指導に関すること(アスベスト対策に限る) 4. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること
	環境施設班 班長：環境施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること 3. 被災地におけるし尿の処理に関すること 4. ごみ処理に関すること 5. 北地域センター支部への職員派遣に関すること
福祉対策部	福祉総務班 班長：福祉総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査の総括集計に関すること。 6. 災害救助法に関すること 7. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	障がい福祉班 班長：障がい福祉課長	1. 救助物資の調達及び配布に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 災害救助法に関すること 4. 要配慮者支援に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関すること 8. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	地域包括ケア推進班 班長：地域包括ケア推進課長	1. 救助物資の調達及び配付に関すること 2. 要配慮者支援に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 災害救助法に関すること 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 7. 東大宮地域事務所支部への職員派遣に関すること 8. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	介護保険班 班長：介護保険課長	1. 救助物資の調達及び配付に関すること 2. 要配慮者支援に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 5. 災害救助法に関すること 6. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 7. 本部対策室電話受付班への職員派遣に関すること 8. 小松台地域事務所支部への職員派遣に関すること 9. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること

■分掌事務（8/14）

部名	班名	分掌事務
福祉対策部	社会福祉班 班長：社会福祉第一課長	1. 被災被保護世帯等の措置に関すること 2. 人的及び住家等の被害調査に関すること 3. 小戸・大宮・檍地域事務所支部への職員派遣に関すること 4. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	指導監査班 班長：指導監査課長	1. 部内の応援に関すること 2. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること
	要配慮者支援班 班長：福祉総務課長	1. 避難行動要支援者の避難状況及び安否情報の全体集約に関すること 2. 福祉避難所の連絡調整に関すること
子ども未来対策部	子育て支援班 班長：子育て支援課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 6. 大塚台地域事務所支部への職員派遣に関すること 7. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	保育幼稚園班 班長：保育幼稚園課長	1. 人的及び住家等の被害調査に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 保育所等の閉鎖及び幼児の避難に関すること 4. 小戸・大塚台地域事務所支部への職員派遣に関すること 5. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
	子ども家庭支援班 班長:子ども家庭支援課長	1. 部内の応援に関すること 2. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること
	親子保健班 班長：親子保健課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 要配慮者（小慢・乳幼児・妊産婦）支援に関すること 5. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること 6. 要配慮者支援班への職員派遣に関すること
健康管理対策部	保健医療班 班長：保健医療課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 救護所（応急救護所を含む）の設置に関すること 5. 医療救護班の編成及び医療機関との連絡調整に関すること 6. 災害協定に基づく医薬品等の流通備蓄の確保に関すること 7. 医療機関の被害調査に関すること 8. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 9. 保健所各班の連絡調整及び応援に関すること 10. 保健所各班に属しないこと 11. 県保健医療福祉調整本部と本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること

■分掌事務（9/14）

部名	班名	分掌事務
健康管理対策部	地域保健班 班長：地域保健課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること（活動班の編成に関することを含む） 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. その他保健所各班の応援に関すること
	健康支援班 班長：健康支援課長	1. 救護所における活動、医療救護班と連携した医療救護活動の応援に関すること 2. 指定避難所・被災地における疫学調査及び感染症患者に関すること 3. 指定避難所・被災地における保健活動に関すること 4. 要配慮者（難病）支援に関すること 5. その他保健所各班の応援に関すること
	保健衛生班 班長：保健衛生課長	1. 指定避難所の衛生確保（環境政策班・上下水道対策部に関するものを除く）及び食中毒対策に関すること 2. 被災地における食品、生活衛生及び飲用井戸水等の衛生確保に関すること 3. 被災地域における動物の保護に関すること 4. その他保健所各班の応援に関すること
	新型コロナウイルスワクチン対策班 班長：新型コロナウイルスワクチン対策課長	1. 部内の応援に関すること 2. 本部対策室各班の応援に関すること
農政対策部	農政企画班 班長：農政企画課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 被災農家等への災害融資指導に関すること 5. 農林水産関係被害の総括に関すること
	農業振興班 班長：農業振興課長	1. 農産物及び家畜の災害対策及び被害調査に関すること 2. 農業施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
	森林水産班 班長：森林水産課長	1. 林水産物の災害対策及び被害調査に関すること 2. 林水産業施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 流木対策に関すること 5. 在港船舶対策に関すること
	農村整備班 班長：農村整備課長	1. 農地の災害対策及び被害調査に関すること 2. 農業用施設（農業用用排水施設、農道、ため池、ダム等）の災害対策及び被害調査に関すること 3. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	市場班 班長：市場課長	1. 所管施設、商品の災害対策及び被害調査に関すること 2. 非常用生鮮食糧品の確保に関すること 3. 部内の応援に関すること

■分掌事務（10/14）

部名	班名	分掌事務
観光商工対策部	観光戦略班 班長：観光戦略課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 観光施設等の災害対策及び被害調査に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること
	スポーツランド推進班 班長：スポーツランド推進課長	1. 部内の応援に関すること 2. 所管施設の指定避難所開設に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 生目台地域事務所支部への職員派遣に関すること
	産業政策班 班長：産業政策課長	1. 商工業者の被害調査に関すること 2. 被災商工業者に対する融資指導に関すること 3. 消費生活相談に関すること 4. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること
	企業立地推進班 班長：企業立地推進課長	1. 商工業者の被害調査に関すること 2. 被災商工業者に対する融資指導に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること
建設対策部	土木班 班長：土木課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 土木関係被害の総括集計に関すること 5. 堤防、河川、樋門、水門、雨水施設等の災害対策及び被害調査に関すること 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	用地管理班 班長：用地管理課長	1. 水門等の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内の応援に関すること
	道路維持班 班長：道路維持課長	1. 道路等の維持管理及び復旧工事に関すること 2. 道路等の被害調査に関すること 3. 交通規制の措置に関すること 4. 労務及び資機材の調達、管理に関すること 5. 道路上の障害物の除去に関すること
	建築住宅班 班長：建築住宅課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 応急仮設住宅建設の決定に関すること 3. 応急仮設住宅建設の入居・管理に関すること 4. 住宅の応急修理の実施の決定に関すること 5. 被災者への市営住宅の提供に関すること 6. 応急仮設住宅の建設に関すること 7. 公共施設（建築）関係の障害物の除去に関すること 8. 公共施設（建築）の応急修理の実施に関すること 9. 水門等の災害対策及び被害調査に関すること

■分掌事務（11/14）

部名	班名	分掌事務
都市整備対策部	都市計画班 班長：都市計画課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 水門等の災害対策に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	まちづくり班 班長：まちづくり課長	1. 部内の応援に関すること
	公園緑地班 班長：公園緑地課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 所管施設の障害物の除去、応急措置に関すること 3. 水門等の災害対策に関すること
	市街地整備班 班長：市街地整備課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水門等の災害対策に関すること
	建築行政班 班長：建築行政課長	1. 災害復興住宅融資の適用指導に関すること 2. 建築物の災害対策指導に関すること 3. 水門等の災害対策に関すること
	開発審査班 班長：開発審査課長	1. 水門等の災害対策に関すること
	景観班 班長：景観課長	1. 水門等の災害対策に関すること
教育対策部	教委企画総務班 班長:教委企画総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 部内事務の連絡調整に関すること 4. 人的及び住家等の被害調査に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 6. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	学校施設班 班長：学校施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	学校教育班 班長：学校教育課長	1. 児童・生徒の避難に関すること 2. 学校の臨時休業等の措置に関すること 3. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 4. 被災児童・生徒の応急教育に関すること 5. 人的及び住家等の被害調査に関すること 6. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること
	教育情報研修センター班 班長：教育情報研修センター所長	1. 学校情報機器類の災害対策及び被害調査に関すること 2. 教育情報ネットワークの災害対策及び被害調査に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること

■分掌事務（12/14）

部名	班名	分掌事務
教育対策部	生涯学習班 班長：生涯学習課長	1. 災害時における民間団体との連絡調整に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 3. 所管施設の指定避難所開設に関すること 4. 図書館資料等被害調査に関すること 5. 各種団体への災害奉仕協力要請に関すること 6. 人的及び住家等の被害調査に関すること 7. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
	保健給食班 班長：保健給食課長	1. 災害時の学校給食に関すること 2. 被災者への炊き出しの計画に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 中央東地域事務所支部への職員派遣に関すること
	文化財班 班長：文化財課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 文化財の災害対策及び被害調査に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 福祉避難所の開設に伴う連絡・調整に関すること 5. 中央西地域事務所支部への職員派遣に関すること
会計課対策部	会計班 班長：会計課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 本部対策室避難対策班への職員派遣に関すること 5. 北地域センター支部の職員派遣に関すること
議会事務局対策部	議会事務局班 班長：議会事務局総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 議員との連絡調整に関すること 4. 議会災害対策連絡会議に関すること 5. 災害情報及び被害状況の把握に関すること 6. 人的及び住家等の被害調査に関すること 7. 住吉地域センター支部への職員派遣に関すること
選管事務局対策部	選管事務局班 班長：選管事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 生目地域センター支部への職員派遣に関すること
監査事務局対策部	監査事務局班 班長：監査事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 赤江地域センター支部への職員派遣に関すること
農委事務局対策部	農委事務局班 班長：農委事務局次長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 人的及び住家等の被害調査に関すること 4. 青島地域センター支部への職員派遣に関すること

■分掌事務（13/14）

部名	班名	分掌事務
消防対策部	消防総務班 班長：消防総務課長	1. 部の庶務に関すること 2. 所属部員の招集に関すること 3. 消防関係機関の協力要請に関すること 4. 消防災害対策の予算に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること 7. 各総合支所・地域センター支部への職員派遣に関すること
	警防班 班長：警防課長	1. 部内事務の連絡調整に関すること 2. 災害応急措置に関すること 3. 避難の指示に関すること 4. 被災者の救出、救助に関すること 5. 防災活動の実施状況の掌握に関すること 6. 資材の掌握に関すること 7. 車両、舟艇、機械器具等の整備に関すること 8. 本部対策室本部総括班への職員派遣に関すること
	予防班 班長：予防課長	1. 部に属する情報の総括及び報告に関すること 2. 災害警戒の広報及び指導に関すること 3. 被害状況の調査及び記録に関すること 4. 危険物の保安に関すること 5. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
	指令班 班長：指令課長	1. 気象警報の伝達に関すること 2. 水防警報の伝達に関すること 3. 大淀川洪水予報の伝達に関すること 4. 災害情報の収集及び伝達に関すること 5. 災害の出動指令に関すること 6. 通信の運用及び確保に関すること
	北消防署班 班長：北消防署長 南消防署班 班長：南消防署長 消防団班 班長：消防団長	1. 管内における警防活動全般に関すること 2. 避難の指示及び誘導等に関すること 3. 被害状況の収集・伝達・報告等に関すること 4. 行方不明者の捜索及び収容に関すること 5. 人員機材の輸送に関すること 6. 水防倉庫及び水防資機材の確保に関すること 7. 応急給水の応援に関すること 8. 支部における連絡調整員の配置に関すること 9. 支部における消防団員の配置に関すること

■分掌事務（14/14）

部名		班名	分掌事務
上下水道対策部	管理部	上下水道総務班 班長：上下水道総務課長	1. 対策部の庶務に関すること 2. 所属対策部員の招集に関すること 3. 対策部内事務及び国・県との連絡調整に関すること 4. 報道機関の対応に関すること 5. 局庁舎の災害対策及び被害調査に関すること 6. 上下水道対策本部の設置に関すること 7. 上下水道災害対策用品の調達・保管に関すること 8. 本部対策室各対策部連絡班への職員派遣に関すること
		外部調整班 班長：財務課長	1. 応援受入れ計画・庶務に関すること 2. ボランティア受入の庶務に関すること 3. 市民からの問合せ対応に関すること 4. 断水広報に関すること 5. 上下水道災害復旧対策の予算に関すること
		現地広報班 班長：料金課長	1. 断水広報に関すること 2. 市民からの問合せ対応に関すること 3. 部内他班の応援に関すること
		応援窓口班 班長：給排水設備課長	1. 重要施設の状況収集・連絡に関すること 2. 応急給水応援隊の現地調整に関すること 3. ボランティアの現地調整に関すること
	水道部	応急給水班 班長：水道整備課長	1. 上水道施設の被害状況の収集に関すること 2. 応急給水に関すること 3. 水道部の取りまとめに関すること
		水道管路班 班長：配水管理課長	1. 配水管による給水手段の確保に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
		浄水場班 班長：浄水課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 水質の試験に関すること
		営業所対策班 班長:営業所工務課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること 2. 部内他班の応援に関すること
	下水道部	下水管路班 班長:下水道整備課長	1. 下水道施設の被害状況収集に関すること 2. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること
		下水処理場班 班長:下水道施設課長	1. 所管施設の災害対策及び被害調査に関すること

（４）意思決定権者（本部長職務）代理順位

市は、市警戒本部及び市災対本部の設置後、災害応急活動に際して意思決定権者が不在又は連絡不能で、特に緊急に意思決定を必要とする場合、次の順位により所定の決定権者に代わって意思決定を行う。

この場合、代理で意思決定を行った者は、速やかに所定の決定権者にこれを報告し、その承認を得る。

■市警戒本部の場合

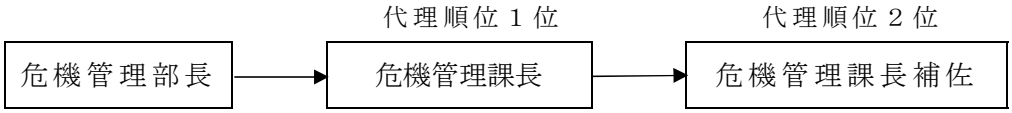

■市災害対策本部の場合

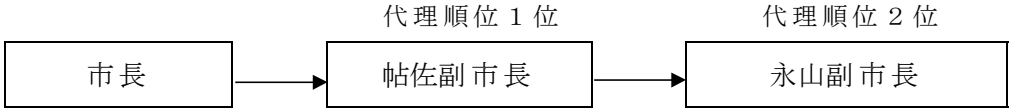

３．本部設置時の措置

本部が設置されたときは、次の措置を行う。

（１）市災対本部の標識等

市庁舎災対本部室前に「宮崎市災害対策本部」、支部玄関に「宮崎市災害対策本部○○支部」、現地災対本部前に「宮崎市現地災害対策本部」の標識を掲げる。

（２）帽子、腕章

本部員は、防災服又は作業着、帽子、腕章を着用する。

■職員の腕章

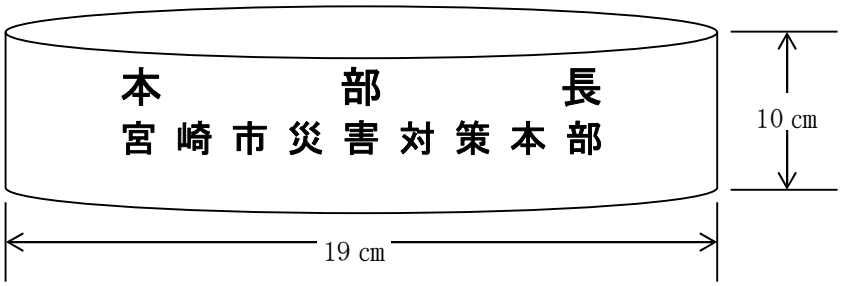

紺色の布地
文字は黄色及び白色
「本部長」の文字は各対策部によって異なる。

４．市災対本部機能の代替

あらかじめ定められた職員は、激甚な被害のため市災対本部機能の確保が困難な場合、発生直後の情報収集や伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動対応を実施し、緊急的な市災対本部機能の確保を図る。

第2項　職員配備計画

１．配備体制

（１）配備基準等

市は、災害発生時において迅速かつ的確な初動対応を実施するため、各本部等の設置基準、夜間・休日発災時の本部機能の確保等に留意し、次の基準等に基づき配備体制を確立する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

■配備体制

<table>
<tr><th></th><th>配備区分</th><th>基準</th><th>活動内容</th></tr>
<tr><td>情報連絡本部</td><td>準予備配備
又は予備配備</td><td>○市域に災害の発生が予測されるとき。
○市域に大雨警報、洪水警報又は高潮警報が発表されたとき
○気象状況等により、災害の発生に関する情報連絡を必要とするとき
○本計画の第５編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき
○その他危機管理課長（本部総括班長）が必要と認めるとき</td><td>○災害関連情報の収集・伝達
○市災対本部の設置に備えた連絡体制の確立</td></tr>
<tr><td>災害警戒本部</td><td>準警戒配備
又は警戒配備</td><td>○市域に局地的な災害が発生し、その対策を要するとき
○市域に広範域にわたる災害が発生することが予測されるとき
○本計画の第５編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき
○その他危機管理部長（本部対策室副室長）が必要と認めるとき</td><td>○局地的な災害に対する応急対策
○広範囲な災害に対する応急対策の準備
○災害・事故に対する警戒</td></tr>
<tr><td rowspan="2">災害対策本部</td><td>警戒配備又は
非常配備</td><td rowspan="2">○市民の生命・身体・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき
○市域に救助法の適用を要する大規模な災害が予測されるとき
○台風が本市を直撃することが明らかなとき
○台風の通過により本市が暴風域に入ることが明らかで、かなりの被害が予測されるとき
○大雨洪水警報発令時で、梅雨又は秋雨前線の活発化等により相当の被害が発生し、又は発生のおそれのあるとき
○本計画の第５編「その他の災害対策編」の設置基準に該当するとき
○宮崎県災対本部が設置されたとき（市域外の災害を除く）
○その他市長（本部長）が必要と認めたとき</td><td>○広範囲な災害に対する応急対策、被災者への救援活動の実施
○火災・爆発・事故に対する救助、救援活動</td></tr>
<tr><td>特別非常配備</td><td>○全職員による災害応急対策</td></tr>
<tr><td colspan="4">○準予備配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理課長（本部総括班長）から関係課に要請し、関係課員によってとられる予備配備に準じた体制をいう。
○準警戒配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理部長（本部対策室副室長）から関係部局に要請し、関係部局員によってとられる警戒配備に準じた体制をいう。</td></tr>
</table>

■応急対策の流れと主な組織体制

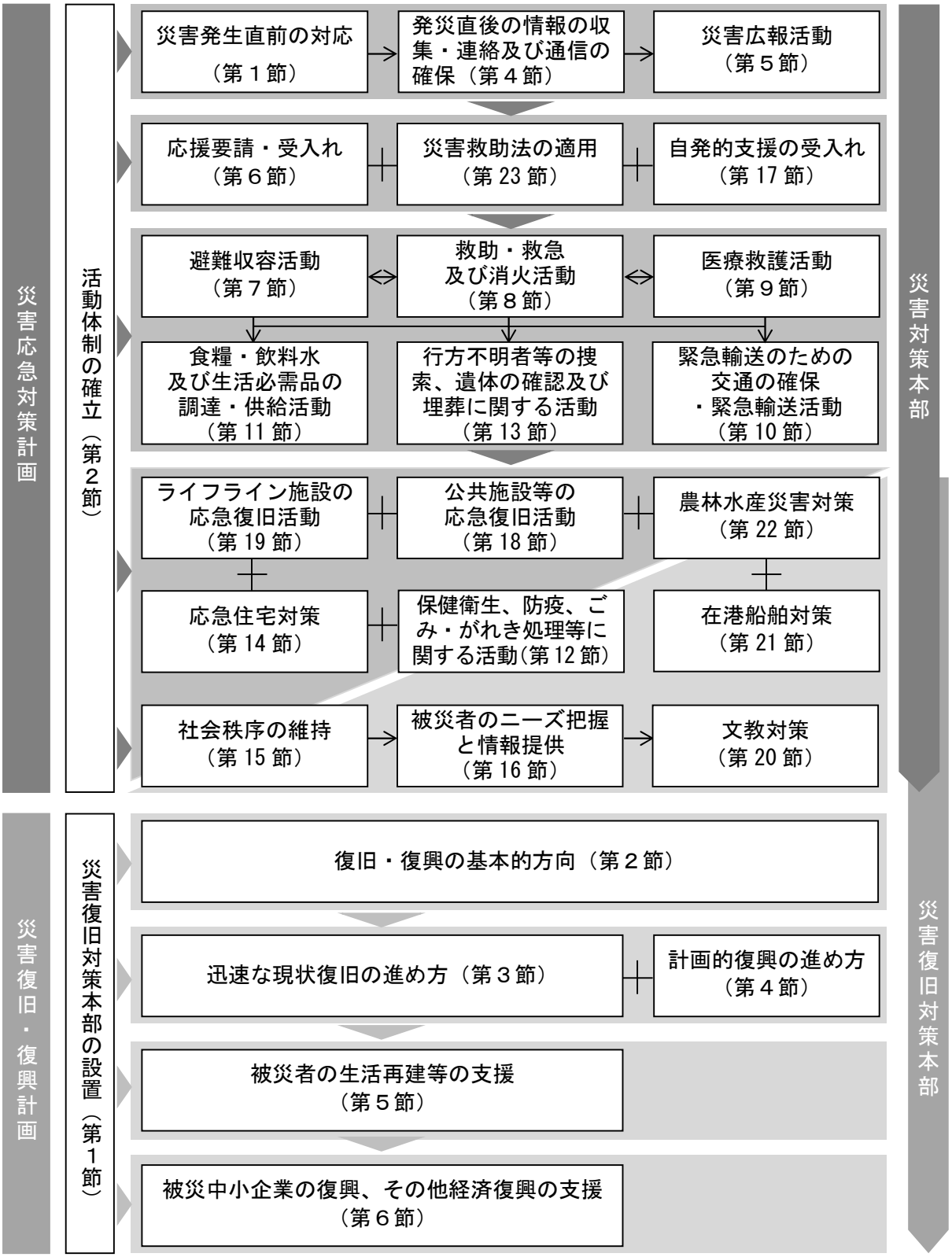

（２）配備体制の決定

配備体制は、次の方法により決定する。なお、夜間・休日の場合は、消防対策部が情報を収集し、本部総括班長に連絡したうえで次の方法により決定する。

■配備体制の決定

配備区分	決定者	代理決定者	備考
準予備配備 又は 予備配備	○危機管理課長（本部統括班長）	○支部（地域センター）災害対策班長、支部（総合支所）地域市民福祉班長、支部（地域事務所）地域班長（地域内の状況から必要性を認めた場合は、危機管理課長と協議を行い、当該体制をとることができる）	○ただし、連絡をとるいとまがないときは、当該体制をとった後に、危機管理課長（本部総括班長）に事後報告を行う
準警戒配備 又は 警戒配備	○危機管理部長（本部対策室副室長）又は危機管理課長（本部総括班長）	○各支部長（地域内の状況から判断し、当該体制を危機管理部長又は危機管理課長に求めることができる）	
非常配備 又は 特別非常配備	○市長（危機管理部長又は危機管理課長の助言のもと）		○ただし、連絡をとるいとまがないときは、危機管理部長又は危機管理課長が判断する

２．職員の動員

（１）動員の方法

1）勤務時間内

勤務時間内の動員の方法は次のとおりとする。なお、危機管理課長（本部総括班長）は、庁舎メール等にて全職員に対し、本部設置と配備体制を伝達する。

■動員の流れ（勤務時間内）

○危機管理部長は、市長より市災対本部の設置の指示を受けたのち、危機管理課長（本部総括班長）へ市災対本部の設置及び配備体制を指示するとともに、副市長へ報告する。
○本部総括班長は、各幹部、各部の調整課の班長、支部（総合支所）地域市民福祉班長、支部（地域センター、地域事務所）支部総務班長、地域班長及び本部対策室各班長に動員・配備体制を伝達する。
○各部の調整課の班長及び各支部の総務担当班長は、部内各班長にそれぞれ動員配備体制を伝達する。

■動員連絡経路（勤務時間内）

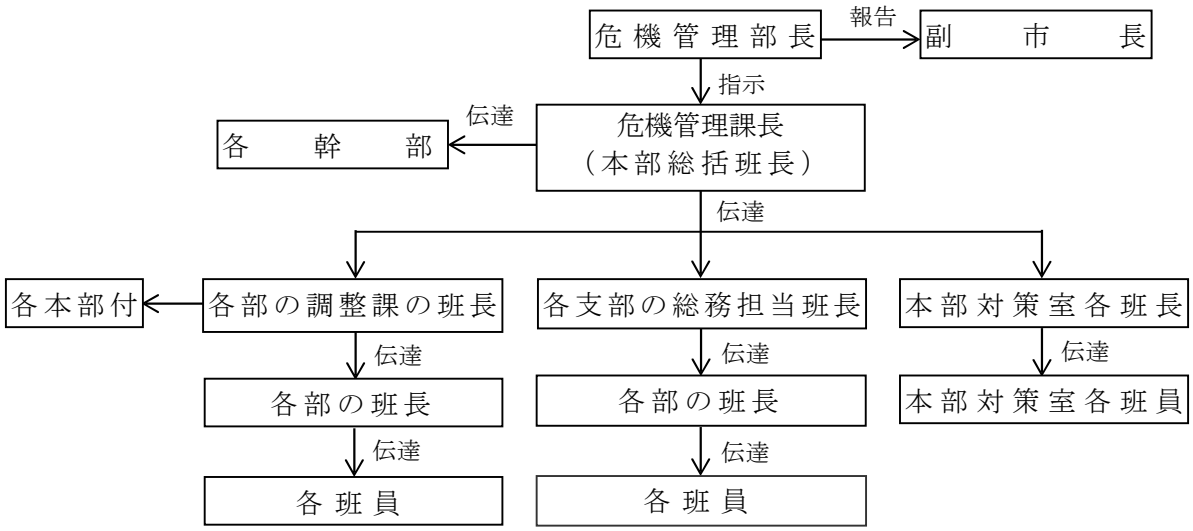

2）勤務時間外（夜間及び休日）

勤務時間外（夜間及び休日）の動員の方法は次のとおりとする。なお、各部は、休日・夜間の連絡方法をあらかじめ決めておく。

■動員の流れ（勤務時間外）

○危機管理課長（本部総括班長）は、危機管理部長と協議し、とるべき配備体制を決定する。 ○本部総括班長は、各部長又は連絡可能な課長に動員・配備を伝達する。 ○動員・配備の連絡を受けた各部長又は課長は、部内各班の班員に動員・配備を指示する。

■動員連絡経路（勤務時間外）

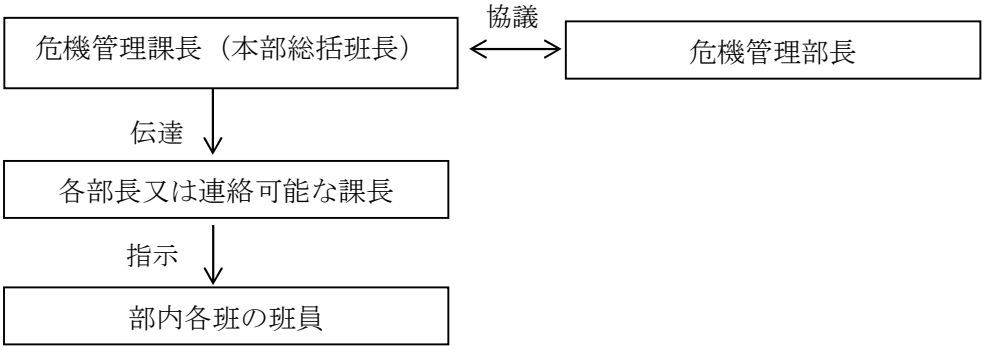

（２）自主参集

1）自主参集の基準

職員は、夜間・休日及び退庁後において、市内に甚大な被害を及ぼす災害を覚知し又は被害の発生が予想される場合は、配備体制の命令を待たずに、各自最も適した交通手段で直ちに自主参集する。

2）自主参集の場所

職員は、原則として所属する勤務場所に登庁する。ただし、本庁舎等への参集が困難かつ連絡が不可能な場合は、最寄りの市施設に自主参集し、当該施設の所属長等にその旨を報告し、指示を仰ぐ。

（３）職員配備報告

各班は、所定様式の「職員動員記録簿」に職員配備状況をまとめ、本部総務班に提出する。

人事班は、「職員動員記録簿」を整理し、本部長に報告する。

資料編/6.様式/【活動体制】職員動員記録簿

（４）各部等への職員配備

市災対本部の各部長等は、災害対策活動にあたり、班員が不足し、他の部からの職員派遣が必要な場合は、本部総括班長に文書で要請をしなければならない。ただし、緊急を要する場合は、事後に提出することができる。

なお、災害対応業務は、他の業務に優先して行われるため、本部総括班長から職員派遣の要請を受けた各部長等は、これに応じなければならない。

（５）動員人員

1）配備体制別の動員人員は、「災害時配備職員名簿」に示すとおりである。ただし、各班長は部長及び本部総括班長と協議し、災害の種別、規模等に応じて動員人員を増減することができる。

2）各班では、あらかじめ配備体制別に配備する要員の氏名・電話番号を明記した配備体制要員表を作成しておく。

（６）各地区での情報収集活動

夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡行為が不能な場合は、各地区の消防団、自治会長等と連携して被害状況の収集等、所要の体制をとる。

（７）職員安否確認

1）勤務時間内

ア　各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。

イ　本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。

ウ　特に、被害の大きい地域に居住している職員等には、早急に家族等の安否確認を行わせる。

エ　市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

2）勤務時間外

ア　各班長は、参集者を把握して本部総括班長へ報告する。

イ　本部総括班長は、参集状況をまとめて、市災対本部長に報告する。

ウ　市災対本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

■職員安否確認の流れ

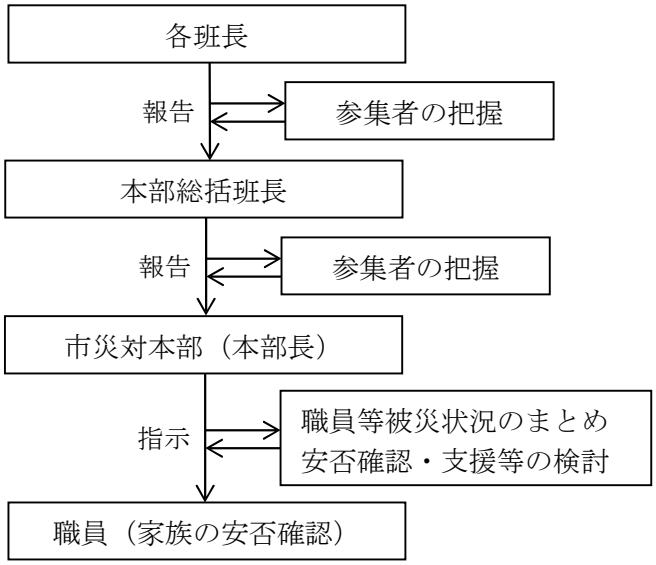

＊勤務時間内の場合

３．職員の服務

すべての職員は、本部が設置された場合、次の事項を遵守する。

■職員の服務基準

○災害対応業務は、すべての業務に優先して行われるため、全職員が本部員であるとの自覚を持ち、配備についていない場合でも常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。
○不急の行事、会議、出張等を中止し待機する。
○正規の勤務時間が終了しても、所属長の指示があるまで退庁せず待機する。
○勤務場所を離れる場合には、所属長と連絡をとり、常に所在を明らかにする。
○自らの言動で市民に不安や誤解を与えないよう発言には細心の注意をする。

第3節　水防計画

［施策の体系・担当部班］

施策	担当部・班
第1項　水防計画 １．水防活動	□消防対策部

第1項　水防計画

１．水防活動

災害対策基本法及び水防法に基づき、洪水又は高潮による水害を警戒し、防ぎょし、これによる被害を軽減するため、市域に係る河川、ため池、ダム及び海岸等に対する水防上必要な監視、警戒、通信連絡、水防活動及び水防に必要な資機材、施設の整備、運用等に関する計画は、水防法第３３条の規定により定めた「宮崎市水防計画」による。

なお、水害に関し、市災害対策本部（市災害警戒本部）が設置された場合、水防本部は市災対本部（市災害警戒本部）の消防対策部として活動する。

第4節　発災直後の情報の収集･連絡及び通信の確保

［施策の体系･担当部班］

施策	担当部･班
第1項　災害情報の収集･伝達 １．情報連絡本部設置時の情報収集・伝達 ２．市警戒本部・市災対本部設置時の情報収集・伝達	□本部総務班 □情報分析班 □消防対策部 □各対策部連絡班 □電話受付班 □建設対策部 □都市整備対策部 □農政対策部 □各支部 □各班
第2項　被害状況の調査･伝達 １．被害状況及び被災者の状況調査 ２．被害状況の調査要領	□本部総務班 □情報分析班 □各対策部連絡班 □各支部 □各班
第3項　被害情報の報告 １．被害情報の報告基準 ２．被害報告の要領 ３．土砂災害の報告	□本部総務班 □情報分析班 □各班
第4項　通信手段の確保 １．非常時の使用通信施設 ２．被災地域への通信の非常そ通措置 ３．有線電話の優先利用等 ４．その他の通信施設利用計画	□本部総括班 □各班 □西日本電信電話㈱

第1項　災害情報の収集･伝達

１．情報連絡本部設置時の情報収集・伝達

危機管理課、支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）、土木課等の予備配備担当課は、災害危険箇所の監視、情報収集及び情報連絡本部への伝達を実施する。

■情報連絡本部設置時の情報収集・伝達項目

○気象、河川状況、地面現象の推移状況
○防災対策施設の状況
○災害発生が予想される箇所、災害の種類、規模及び影響範囲
○災害予防のために必要な人員及び資機材

２．市警戒本部・市災対本部設置時の情報収集・伝達

（１）初期情報の把握

1）情報収集体制の準備

各班は、情報の収集・伝達に関する報告用紙、調査要領、連絡方法等について確認、準備する。

2）情報連絡員の指名

各班長は、災害発生と同時に、被害状況を集約しとりまとめる情報連絡員を定める。情報連絡員は各班に１名以上を定める。

3）初期情報の把握

各班長は、被害規模を早期に把握するため、次の初期情報等の収集を行う。

■被害情報の把握内容

○人的被害
○建物の被害
○避難の状況
○防災関係機関の対策の実施状況
○交通機関の対策の実施状況
○ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営被害状況

資料編/3.指針等/【情報収集・連絡】被害認定の基準

4）初期情報の報告

各班の情報連絡員は、班長を補佐して初期情報等を集約し、情報分析班に報告する。情報分析班は各班との連絡を密にしておく。

（２）市民からの災害情報の受付

1）災害情報の受付

電話受付班は、住民からの災害情報の連絡を受付ける。その内容は「被害発生状況等連絡票」に記載し、関係する班に伝達する。

2）被害発生状況等連絡票の管理

情報分析班は、被害発生状況等連絡票を整理し、管理を行う。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】被害発生状況等連絡票

■市警戒本部・市災対本部設置時の情報収集・伝達の流れ

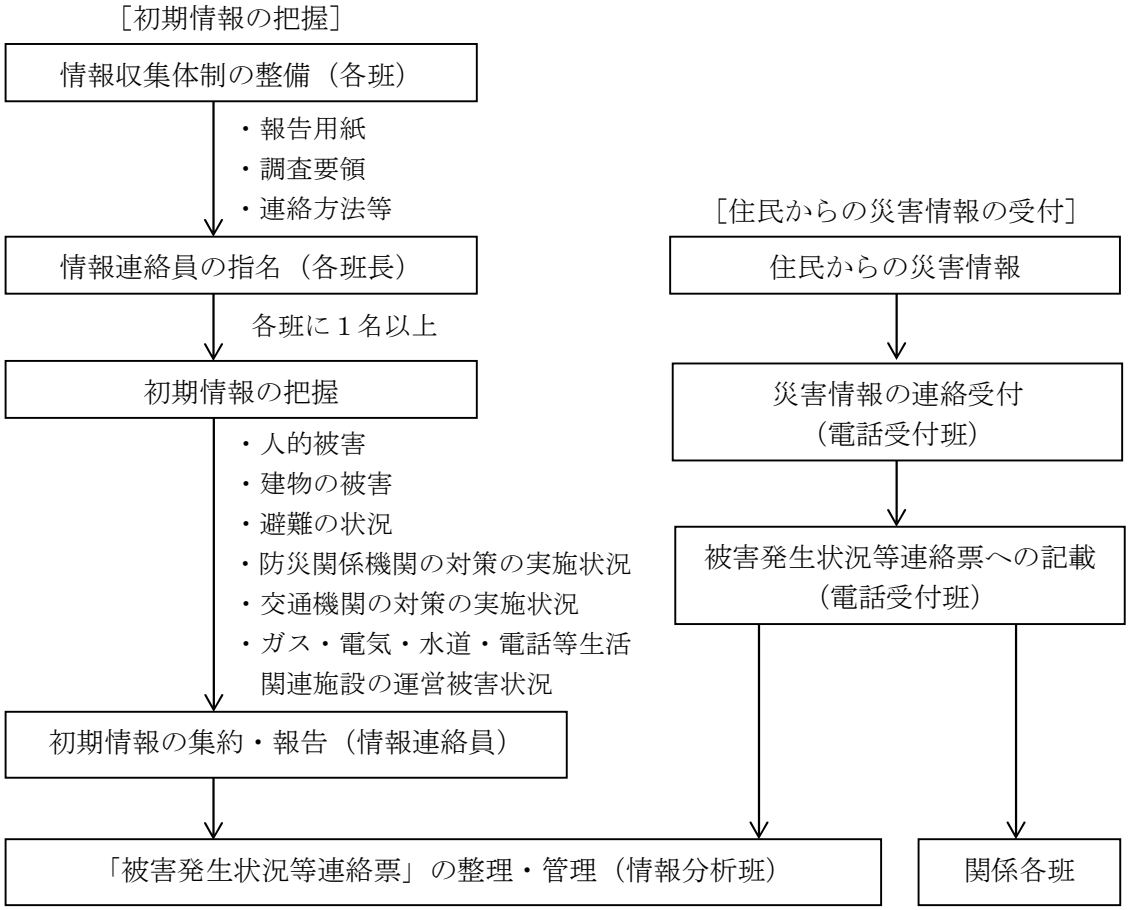

（３）災害発生状況の調査・報告

1）調査の実施

建設対策部、都市整備対策部、農政対策部、各支部は、応急対策が実施できるよう災害発生状況を調査し、「現地調査票」に必要な事項を記入する。

事態が切迫している場合は、無線にて本部に状況を連絡する。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】現地調査票

■現地調査表に記載する内容

○調査担当者名、調査日時	○必要な応急対策の内容、要因及び資機材
○災害の種類	○被害状況の分かる図面
○被害の状況（発生場所、種類、規模及び影響範囲）	

2）報告及び整理

現地調査を実施した各部等は、現地調査票を情報分析班に提出する。

情報分析班は、現地調査票をとりまとめ、「被害箇所一覧表」及び地図等に記載し、整理する。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】被害箇所一覧表

■災害発生状況の調査・報告の流れ

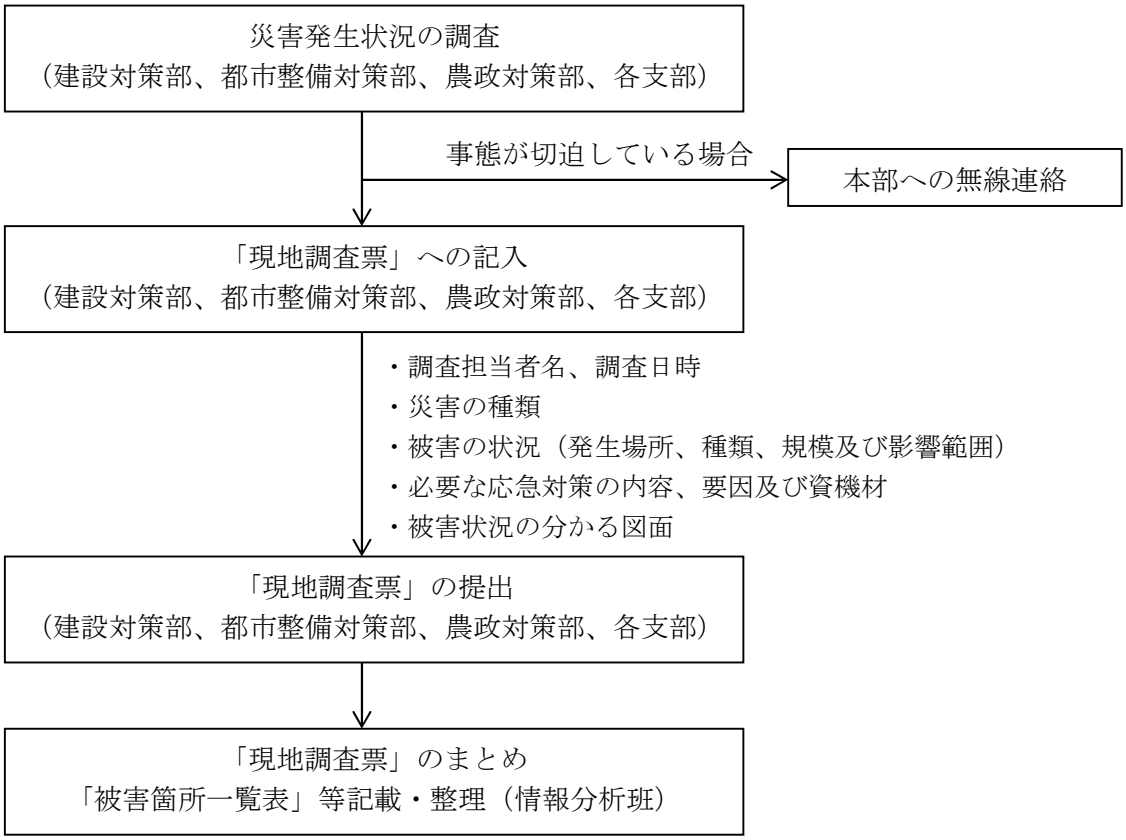

第2項　被害状況の調査･伝達

１．被害状況及び被災者の状況調査

（１）調査の実施

各主管担当班及び地域の調査担当班は、災害によって被害を受けた箇所の調査を実施する。

■被害を受けた箇所の調査実施担当・内容

○それぞれの主管担当班：各部門別調査
○地域ごとの調査担当（担当する班を編成）：人的及び住家等の被害調査

■人的及び住家等の被害調査担当課

地域センター及び地域事務所		調査担当課
地域センター	赤江	保健給食課、文化財課、教育情報研修センター
	木花	教育委員会企画総務課、学校教育課、生涯学習課
	青島	社会福祉第一課、社会福祉第二課
	住吉	障がい福祉課、地域包括ケア推進課
	生目	納税管理課、市民税課、資産税課
	北	情報政策課、契約課
地域事務所	中央東	国保年金課、国保収納課
	中央西	スポーツランド推進課、企業立地推進課、選挙管理委員会
	小戸	議会事務局
	大宮	介護保険課、指導監査課
	東大宮	市民課、農業委員会
	大淀	デジタル支援課、都市戦略課、市役所改革推進課
	大塚	観光戦略課、産業政策課
	檍	子育て支援課、保育幼稚園課、子ども家庭支援課
	大塚台	監査事務局
	生目台	会計課

注）本郷地域事務所は、赤江地域センターに含まれるものとする。
注）小松台地域事務所は、生目地域センターに含まれるものとする。
注）各担当課は地域センター及び地域事務所の被害調査を実施する。配備人員については被害の程度に応じて各地域センター長、各地域事務所長と協議を行い決定することができる。

（２）調査の内容

人的及び住家等の被害調査内容は、次のとおりとする。なお、被害の判定は、「被害認定の基準」による。

■人的及び住家等被害調査内容

○被害の状況（発生場所、発生日時、人的被害、住家被害の状況、被害の原因）
○避難の状況（高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令の日時、地区、避難者数）
○救援物資、応急食糧、給水の必要性、数量
○医療・救護活動の必要性
○消毒、清掃の必要性、必要な地域

資料編/3.指針等/【情報収集･連絡】被害認定の基準

（３）住家の被害判定について

「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に「住家被害認定調査票」（様式１～３）を活用して調査する。

（４）報告

調査担当課は「住家被害認定調査票」（様式１～３）を記載し各支部に提出する。

各支部は、被害件数および「住家被害認定調査票」をとりまとめ福祉総務班に提出する。緊急を要する調査結果は、直接、情報分析班へ報告する。

資料編/3.指針等/【情報収集・連絡】被害状況等の調査・報告事項

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】住家被害認定調査票及び被害調査報告の様式一覧（抜粋）

２．被害状況の調査要領

被害状況は、次の点に留意して的確に調査し、伝達する。

■被害状況の調査要領

○被害状況調査に当たっては、「被害認定基準」に基づき判定を行う。 ○被害状況によっては、時刻、現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるため、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握する。被災人員についても平均世帯により計算し即報する。 ○全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。 ○被害が甚大なため、市のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県及びあらかじめ定めた組織により応援を求めて実施する。

第3項　被害情報の報告

１．被害情報の報告基準

基本法及び他の法令の規定に基づく災害の一般被害状況及び部門別被害状況報告（以下、「被害報告」という。）の取り扱いについては、本項ならびに「宮崎県災害報告取扱要領」、「火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）」の定めるところによる。

２．被害報告の要領

（１）被害報告

本部総務班は、市内で災害が発生した場合、災害の状況に応じた災害応急対策及び災害復旧対策を的確に実施するため、収集した災害状況及び被害状況を迅速かつ的確に県、国（消防庁）へ報告する。

■災害対策基本法第 53 条に規定された被害状況等の報告内容

○災害の原因 ○災害が発生した日時・場所又は地域 ○被害の程度 ○災害に対してとられた措置 ○その他必要な事項

（２）被害報告の区分・内容

本部総務班は、次の区分に基づき県等に対して被害報告を行う。

■被害報告の区分

区分		内容	様式
被害即報	第１報	○原則として災害の覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で報告する。	同下
	被害概況即報	○災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合に、本様式を用いる。 ・即報にあっては、被害金額は必ずしも必要としないので、被害の実態を速やかに報告する。 ・特に人的被害については、日時・場所・世帯氏名・世帯人員数・緊急避難場所等を報告する。 ・また、市災対本部設置状況、食糧補給、給水の要否、医療救護の要否、自衛隊要請、市のとった措置、消防機関の活動状況、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の状況についても報告を行う。	「被害報告（様式１）」（県様式第４号その１）
	被害状況即報	○被害状況、本部設置状況等の最新の数値情報を定期的に報告する場合には、本様式を用いる。 ○毎日 10 時現在、15 時現在、21 時現在を直ちに中部農林振興局へ報告する。	「被害報告（様式２）」（県様式第４号その２）
被害確定報告		○応急措置の完了後 20 日以内に、災害に対してとられた措置の概要を報告する。	同上

（３）被害報告の要領

1）県等への被害報告

本部総務班は、次のいずれかに該当する事態が発生した場合、第１報を県に報告し、その後、各即報様式に定める事項について、判明したものから逐次報告する。

また、県に報告できない場合は、国（消防庁）に報告した後、連絡ができるようになった段階で県に報告する。

■被害状況の報告基準

○市災対本部が設置されたとき ○救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき ○災害に対する被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき ○災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

2）119番通報が殺到しているときの報告

本部総務班は、地域住民等から 119 番への通報が殺到している状況下にあっては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

3）火災・災害等即報要領に基づく報告

本部総務班は、次の一定規模以上の火災・災害等を覚知した場合は、「火災・災害等即報要領」直接即報基準に基づき、第１報（30 分以内）を県だけでなく国（消防庁）にも報告する。

火災等直接即報

次に該当する災害については、市町村は、第 1 号様式又は第 2 号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

建物火災	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
交通機関の火災	①　航空機火災 ②　タンカー火災 ③　社会的影響度が高い船舶火災 ④　トンネル内車両火災 ⑤　列車火災
石油コンビナート等特別防災区域内の事故	①　危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 ②　危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
危険物等（危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等）に係る事故（石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）	①　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの ②　負傷者が 5 名以上発生したもの ③　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500 平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの ④　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ア　海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの イ　500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 ⑤　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ⑥　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
原子力災害等	①　原子力施設における爆発又は火災、放射性物質又は放射線の漏えい ②　放射性物質を輸送する車両における火災、核燃料物質等の運搬中の事故 ①　基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの ②　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	

救急・救助事故等直接即報

次の事故等については、市町村は第 3 号様式にて、消防庁に直接報告をすること。

救急救助事故
死者及び負傷者の合計が 15 人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの ① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ② バスの転落等による救急・救助事故 ③ ハイジャックによる救急・救助事故 ④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ⑤ 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故 ⑥ 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ⑦ 消防職団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ⑧ 上記①から⑦に該当しないものの報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの
武力攻撃災害等
① 武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ② 武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

災害直接即報

次の災害については、市町村は第 4 号様式（その 1）又は第 4 号様式（その 2）にて、消防庁に直接報告をすること。

地震	区域内で震度 5 強以上を記録したもの（被害の有無は問わない。）
津波	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	死者又は行方不明者が生じたもの
火山災害	死者又は行方不明者が生じたもの

（４）被害報告の伝達系統

1）伝達系統

本部総務班は、県地方支部（地方支部が設置されていない場合は県対策本部（危機管理局））に対し、状況の判明したもの及び連絡の必要の生じたものから逐次即報するとともに、報告様式を送付する。

ただし、地方支部及び県対策本部（危機管理局）に報告できない場合は、国（消防庁）へ報告する。

2）伝達手段

本部総務班は、県防災情報処理システム、電話、無線、ファクシミリなど最も確実な方法により県等への報告を行う。

■被害報告の伝達系統

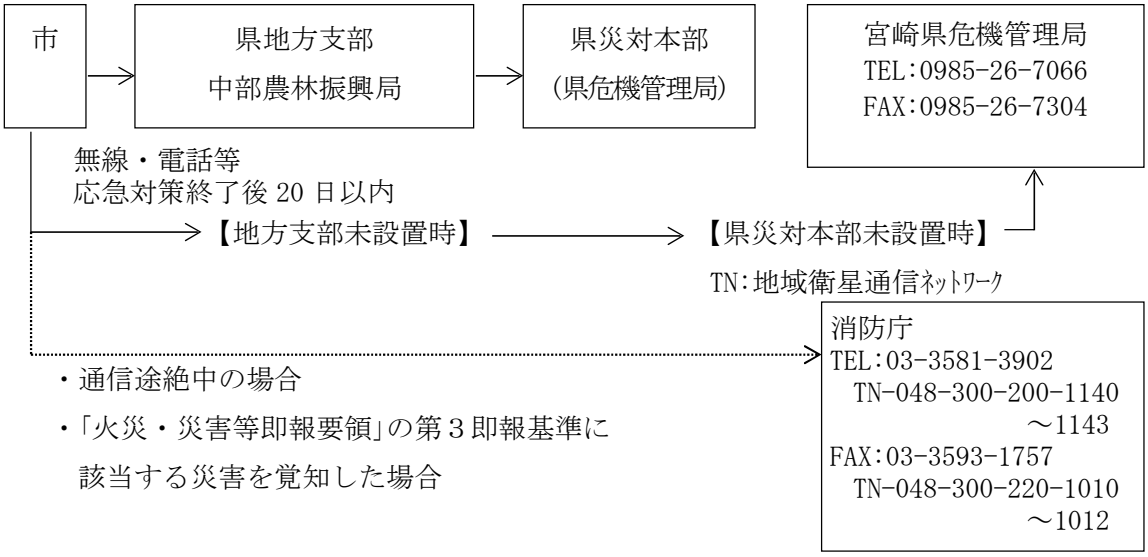

■被害報告先の連絡先

報 告 先	NTT 電話	NTTFAX	県無線電話	県無線 FAX
中部農林振興局	26-7278	26-7319	91-8-3584	１-2630
県危機管理局	26-7066	26-7304	91-8-2346	１-2640

（５）被害報告の即報様式及び記入要領

火災・災害等の即報は、その区分にあわせて第１号から第４号の様式を用いて行う。

■火災・災害等の即報様式

区分	様式	担当
火災	第１号様式	本部総務班、消防対策部（消防局）
特定の事故	第２号様式	同上
救急・救助事故・武力攻撃災害等	第３号様式	同上
確定報、災害概況即報	第４号様式その１、別紙	同上
確定報、被害状況即報	第４号様式その２	同上

■災害概況即報（第４号様式その１、別紙）の記入要領

区分	記入要領
災害の概況	○発生場所、発生日時、地域名 ○災害種別概況 ・風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、水があふれる、がけ崩れ、地すべり、土石流等の概況 ・その他これらに類する災害の概況
被害の状況	被害の状況で判明している事項を具体的に記入する。その際に、地区に人的被害及び住家の被害に重点を置く。
応急対策の状況	当該災害に対して、市災対本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入するとともに、市が講じた応急対策について記入する。 （応急対策の記入例） ・消防、水防、救急、救助等消防機関の活動状況

区分	記入要領
	・高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊への派遣要請、出動状況

■被害状況即報（第４号様式その２）の記入要領

区分		記入要領
各被害欄		人的被害、住家被害、非住家被害等の被害量を記入する。
市災対本部の設置状況		設置の有無を記入する。
救助法適用市町村名		救助法の適用の有無を記入する。
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名を記入する。
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類、概況	台風、豪雨、洪水等の種別、災害の経過、今後の見通し等
	応急対策の状況	市（消防機関を含む。）が講じた応急対策について記入する。

３．土砂災害の報告

本部総務班は、土砂災害が発生した場合、地すべり・急傾斜地災害報告、土石流災害報告、土砂災害及び警戒避難体制記録等により、県（宮崎・高岡土木事務所及び中部農林振興局）に報告を行う。

また、この他、本章第４節「発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保」により県（危機管理局）に被害状況を報告する。

第4項　通信手段の確保

１．非常時の使用通信施設

各班は、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用する。

災害発生後は、速やかに防災行政無線等の状況を点検し、機能確認を行う。なお、支障が生じる場合は、担当職員が必要に応じて専門業者に依頼し、速やかに復旧する。

■災害時に使用できる通信施設

○防災行政無線	○デジタルＭＣＡ無線・ＩＰ無線
○非常無線	○消防無線
○非常、緊急通話及び電報	○他の機関の専用通信施設

資料編/4.組織等/【防災関係機関等】防災関係機関連絡先

２．被災地域への通信の非常そ通措置

（１）被災地特設公衆電話の設置

本部総括班は、救助法が適用された場合等は、指定避難所等に被災者が利用できる特設公衆電話の設置をNTT西日本宮崎支店に要請する。

（２）災害用伝言ダイヤル「１７１」の活用

災害発生後、通信が輻輳した場合は、被災地の家族、親戚、知人等の安否の確認が困難となるため、安否等を確認できる情報伝達手段として、災害用伝言ダイヤル「１７１」又は災害用伝言板の利用を周知する。

なお、災害用伝言ダイヤル「１７１」の提供開始については、西日本電信電話株式会社において決定され、住民への利用を周知する。

３．有線電話の優先利用等

各班は、災害発生後、加入電話が輻輳し、通話が不能又は困難な場合で応急対策等のために必要があるときは、災害時優先電話、非常・緊急電報を利用する。

資料編/4.組織等/【災害対策本部等】災害時優先電話

（１）災害時優先電話の利用

本部総括班は、災害時における緊急通信のため、加入する電話の「災害時優先電話」取り扱いについて、NTT 西日本宮崎支店と協議し、その取り扱いについて承認を受ける。

なお、日頃より「災害時優先電話番号」について職員に周知を図る。

■災害時優先電話

災害時優先電話	災害時等に通話が混み合った場合、電話回線は一般的にはほとんど接続されなくなるが、そうした場合でも災害対策上重要な電話を優先的に接続する（発信規制がかかりにくい）ために指定された電話回線である。

（２）非常・緊急電報の利用

各班は、電話により非常・緊急電報を依頼する場合は、「１１５」番をダイヤルし、自己の電話番号及び発信責任者名を伝え、申し込む。

なお、非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発受する機関は次のとおりである。

■非常扱いの電報又は緊急扱いの電報を発受する機関

気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、輸送確保機関、警察機関 通信の確保に直接関係のある機関、電力供給機関

４．その他の通信施設利用計画

（１）非常無線通信の利用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線電話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法（昭和 52 年法律第 131 号）第 52 条の規定に基づき、無線局は非常無線通信を行うことができる。

次の計画に定めるところにより依頼する。

1）利用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

2）非常無線通信の依頼先

宮崎地区非常通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼する。この場合あらかじ

め最寄りの無線局と連絡し、非常事態の際の協力を依頼しておく。

3）非常無線通信としての通信内容

非常無線通信内容は次のとおりである。

■非常無線通信内容

○人命の救助、指定避難所の保護に関するもの ○犯罪、交通制限等秩序の維持に関するもの ○防災関係機関が災害応急対策を講じる場合に必要なもの ○道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の手配、運搬要員の確保等に関するもの ○その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関して緊急措置を要するもの

4）発信の手続き

非常通報の形式は、電報形式又は文書形式とし、宛名、本文、発信局等の必要事項を記載した通信文により、無線局に非常通報の伝送を依頼する。

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】防災行政無線・上下水道局 MCA アドバンス無線一覧

（２）他機関の通信設備の利用

公衆電気通信施設の利用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、基本法第 57 条及び第 79 条、救助法第 28 条、水防法第 20 条、消防組織法第 41 条の規定による他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を利用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておく。使用できる主な機関は次のとおりである。

■通信設備が優先利（使）用できる機関名

優先利（使）用するもの	通信設備設置機関	申込み窓口
知事 市町村長 指定行政機関の長 指定地方行政機関の長 地方公共団体 水防管理者 消防機関の長	県　総合情報ネットワーク	県危機管理局・農林振興局・各土木事務所
	県警察本部	県警察本部－警備第二課長 各警察署－署長
	九州地方整備局	情報通信技術課長・河川国道事務所長等
	大阪航空局宮崎空港事務所	その都度依頼する。
	宮崎地方気象台	その都度依頼する。
	宮崎海上保安部	海上保安部長
	ＮＴＴ西日本宮崎支店	災害対策担当
	ＪＲ九州鹿児島支社	駅長・情報区長
	九州電力株式会社 九州電力送配電株式会社	支店、営業所、耳川水力整備事務所、支社・配電事業所
	宮崎ガス株式会社	その都度依頼する。
	陸上自衛隊	その都度依頼する。
	航空自衛隊	その都度依頼する。

（３）アマチュア無線等の活用

本部総括班は、災害の規模が甚大な場合に広く通信手段を確保するため、アマチュア無線クラブ等に協力を要請する。各班は、有線通信の途絶時の代替手段として災害情報の収集や伝達に活用する。

資料編/5.資料等/【情報収集・連絡】アマチュア無線局

第5節　災害広報活動

［対策の基本方針］

市は、災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入れ体制の確保を図る。

［施策の体系・担当部班］

施策	担当部・班
第1項　住民に対する広報活動 １．広報活動の内容 ２．広報活動の手段及び手続き	□本部総務班 □広報班
第2項　報道機関に対する広報要請 １．報道機関への発表 ２．放送機関への放送要請 ３．緊急警報放送の要請	□本部総務班 □広報班

第1項　住民に対する広報活動

１．広報活動の内容

本部対策室は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、報道機関、各班の広報車等を活用し、次に掲げる事項を中心に広報活動を実施する。

なお、広報の内容は、聞き取り間違いのない適切な広報文例となるよう簡潔明瞭な文章を用い、繰返し実施する。

■広報活動の内容

	内容
災害発生時の広報	○災害情報及び被災状況に関すること ・災害の種別、発生地点、規模、拡大の可能性 ○避難に関すること ・避難に関する情報の発令 ・避難の際の注意と避難誘導方法・避難道路の周知 ○市の災害対策活動体制及び活動状況に関すること ・本部の設置その他 ○その他必要な事項 ・デマ情報に対する注意 ・二次災害防止に関する注意
被災者に対する広報	○救護所、避難地の開設状況 ○医療救護、衛生知識の周知 ○給水、給食等の実施状況 ○通信、交通機関等の復旧、運行状況 ○被災地の状況 ○その他

２．広報活動の手段及び手続き

（１）広報活動の手段

広報班は、次の手段を用いて住民への広報活動を実施する。

■広報活動の手段

○自治会、地域まちづくり推進委員会及び自主防災組織を通じた広報
○広報車による現場広報
○防災行政無線による広報（同報系無線）
○テレビ・ラジオ等報道機関による広報
○広報紙の掲示・配布等による広報（臨時広報の配付、指定避難所への掲示）
○インターネットによる広報（市ホームページ）

（２）広報活動の手続き

各班は、広報を行う場合は広報班に申請する。広報班長は、本部対策室長を通じて本部長の承認を得て、前記に示す手段で広報活動を実施する。

ただし、緊急を要する場合は、本部対策室長又は副室長が判断する。

■広報活動の手続き

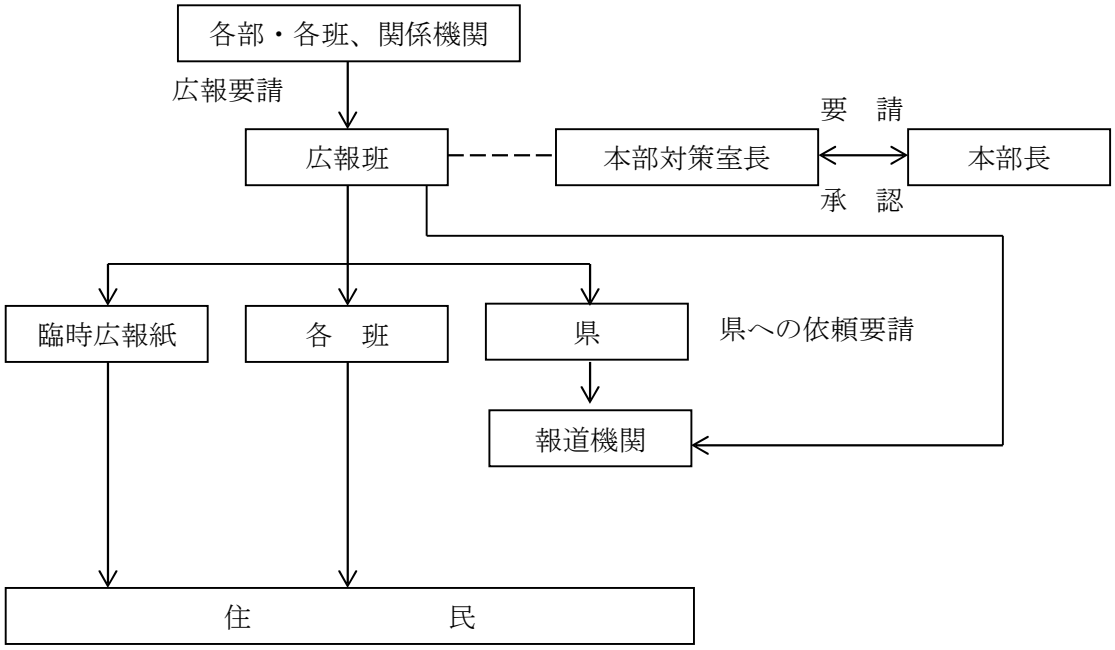

（３）取材活動

広報班は、災害記録収集のため、被災地の状況等を写真撮影する。また、他の班が撮影した写真を収集・整理する。

（４）広報紙の発行

広報班は、避難生活者やその他の住民に生活支援情報を広報するために、広報紙を発行し、自主防災組織、自治会を通じて配付する。また、指定避難所、市役所、総合支所、地域センター、地域事務所に掲示する。

第2項　報道機関に対する広報要請

１．報道機関への発表

広報班は、情報分析班から報告された災害情報を編集、作成し、原則として口頭又は文書で随時報道機関へ情報提供を行う。

ただし、災害による被害が甚大である場合は、次に示す要領で速やかに報道機関への情報提供を行う。

■報道機関への情報提供の要領

	内容
記者会見の実施	○宮崎市政記者クラブに臨時記者会見場を設置する。 ○記者会見を行う時刻を定め、定期的な会見を行う。 ○発表者は、市長又は本部対策室長又は副室長とする。
会見実施上の留意点	○確定情報、未確定情報を選別し、情報の混乱を招かぬよう留意する。 ○市をはじめ、防災機関の行う災害対策活動の正確な公表を行い、広報協力を要請する。 ○定期会見以外の情報交換は、自粛を要請する一方、報道機関の要望を理解し、早急に応じるよう努める。
報道機関に対する発表項目	○報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。 ・災害の種別 ・発生日時及び場所 ・被害の状況 ・応急対策実施状況 ・住民に対する高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の状況 ・住民及び被災者に対する協力・注意事項

■報道機関への発表の流れ

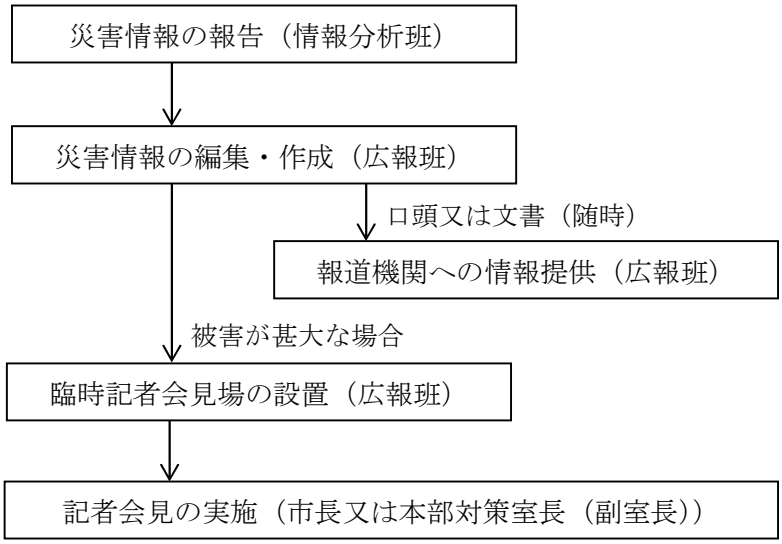

２．放送機関への放送要請

広報班は、災害による被害が甚大である等のため、十分な広報活動が行えない場合は、県を通じて報道機関へ放送等を要請する。ただし、緊急やむを得ない場合は直接報道機関へ依頼し、事

後、県・報道機関に文書を提出する。

なお、被災した住民に配慮するため、医療機関や指定避難所内における報道機関の活動は制限する。

資料編/2.協定等/【相互応援（民間団体等）】災害時における緊急放送に関する協定書
資料編/2.協定等/【災害広報】災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について

■放送要請の基準

○事態が切迫し、避難指示や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する。 ○通常の伝達手段では対応困難で、特別に放送による伝達が必要である。

■放送要請の伝達系統

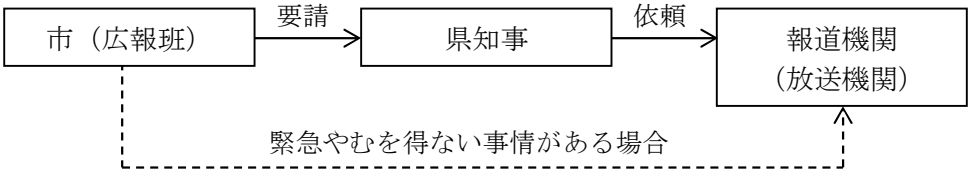

■放送要請事項及び放送内容

区分	事項・内容	
放送要請事項	○放送を求める理由 ○放送の内容	○希望する放送の日時 ○その他必要な事項
放送内容	○避難の指示 ○災害に関する情報の伝達 ○予想される災害の事態	○とるべき措置の指示 ○災害時の混乱防止 ○その他必要な事項

３．緊急警報放送の要請

本部長は、災害に関する情報を緊急に住民に周知する必要があると認めるときは、基本法第57条に基づき、知事に対して無線局運用規則第138条の２に定める緊急警報信号を使用した放送の要請を依頼する。

■緊急警報放送の要請

○要請権者　県知事 ○要請先　　ＮＨＫ宮崎放送局 ○要請事由

資料編/2.協定等/【災害広報】災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定について

■緊急警報放送の要請依頼の流れ

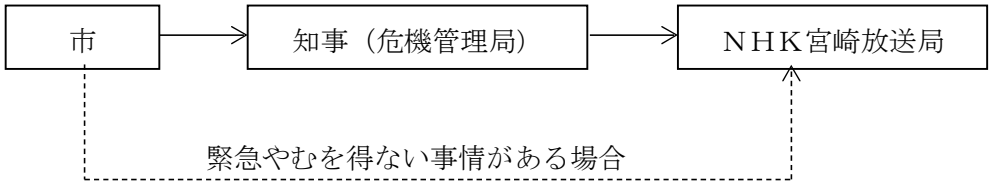

第6節　応援要請・受入れ

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保 １．災害派遣要請の基準 ２．災害派遣の活動範囲 ３．災害派遣要請の方法 ４．自衛隊の受入れ体制の確立 ５．派遣部隊等の撤収要請 ６．経費の負担区分	□本部総括班
第2項　県・市町村間の応援要請・受入れ １．県、他市町村への応援要請 ２．応援受入れ体制の確保	□本部総括班
第3項　他市町村への応援の実施 １．応援の実施	□本部総括班
第4項　協定に基づく応援派遣要請 １．協定に基づく応援派遣要請 ２．宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請	□本部総括班
第5項　指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 １．指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請 ２．各種団体への応援要請	□本部総括班
第6項　防災救急ヘリコプターの応援要請 １．緊急運航の要件・基準 ２．緊急運航の要請 ３．要請方法	□本部総括班　□消防対策部
第7項　緊急消防援助隊等の応援要請 １．緊急消防援助隊等の派遣要請	□本部総括班　□消防対策部

第1項　自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保

災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請する。

１．災害派遣要請の基準

自衛隊に対して災害派遣要請を行う基準は、次に示すとおりである。

■派遣要請の基準

○天災地変その他災害に際して人命又は財産保護のために緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
・人命救助のため応援を必要とする場合
・大規模な災害が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合
・災害のため人員及び物資の輸送の応援を必要とする場合
・応急の医療、防疫、給水及び通信支援等を必要とする場合
○災害の発生が迫り予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

２．災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すとおりである。

■自衛隊災害派遣要請の範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の、防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（S.33.総理府令第１号）に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

３．災害派遣要請の方法

（１）知事への派遣要請

本部総括班長は、市長が自衛隊の救援を要すると認めたときは、次の災害派遣要請依頼書に記載する事項を明らかにし、電話又は口頭をもって知事（危機管理局）に要請する。なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

（２）県に要請することができない場合の措置

県との通信の途絶等により知事に対して前述の要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を自衛隊（陸上自衛隊第43普通科連隊）に通知する。この場合において、市長は事後速やかにその旨を知事に通知する。

■派遣要請依頼書への記載事項

○災害の状況及び派遣を要請する事由
○派遣を希望する期間
○派遣を希望する区域及び活動内容
○その他参考となるべき事項

（３）災害派遣要請の要領

本部総括班は、知事への依頼書様式に基づき手続きを行う。

資料編/6.様式/【応援要請・受入れ】知事への自衛隊災害派遣要請依頼様式

■災害派遣要請系統図

①勤務時間中

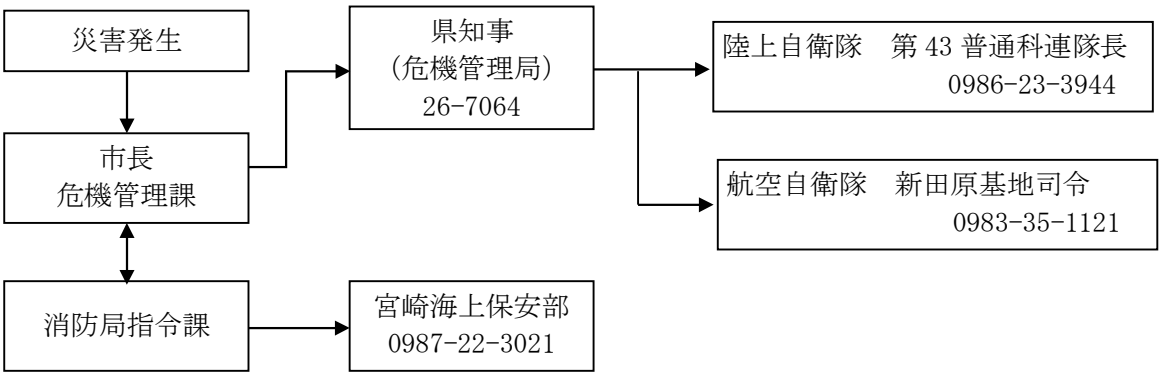

②勤務時間外

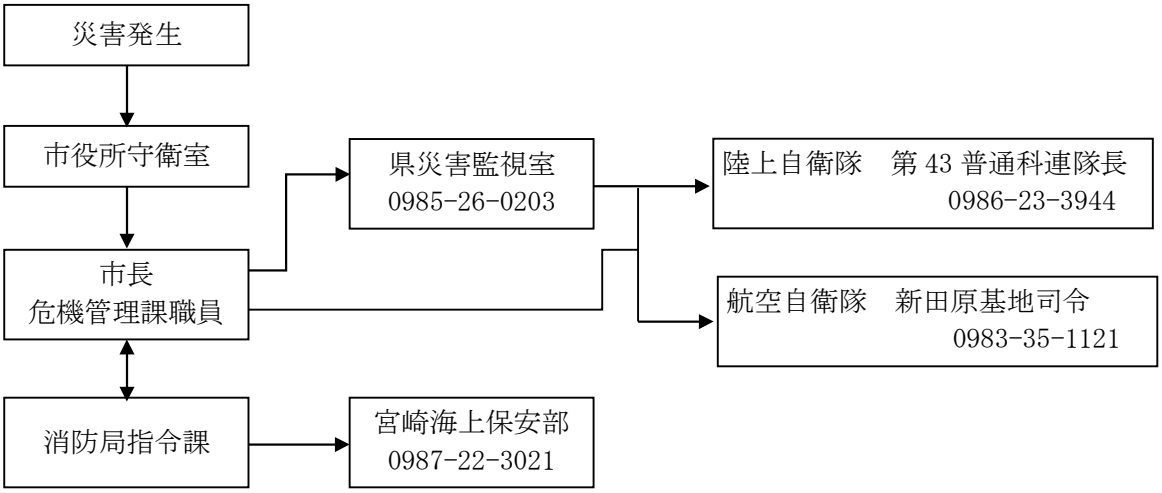

■自衛隊災害派遣要請の要領

文書での要請
電話での要請

1）重複を避ける。
2）作業の優先順位を整理する。
　ｱ．作業箇所及び作業内容
　ｲ．作業の優先順位
　ｳ．作業に関する資材の種類別保管（調達場所）
　ｴ．部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

↓

施設等の準備

1）部隊事務室
2）宿舎
3）材料置き場、炊事場
4）駐車場（車１台分の基準は 3m×8m）

↓

経費負担の確認

1）自衛隊装備に関わるものを除く。
2）派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕費
3）派遣部隊の宿舎に必要な土地、建物等の借上料
4）派遣部隊の宿舎及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
5）派遣部隊の救援活動実施の際生じた損害の保障
6）その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と市長が協議する。

■急患搬送ヘリコプターの要請

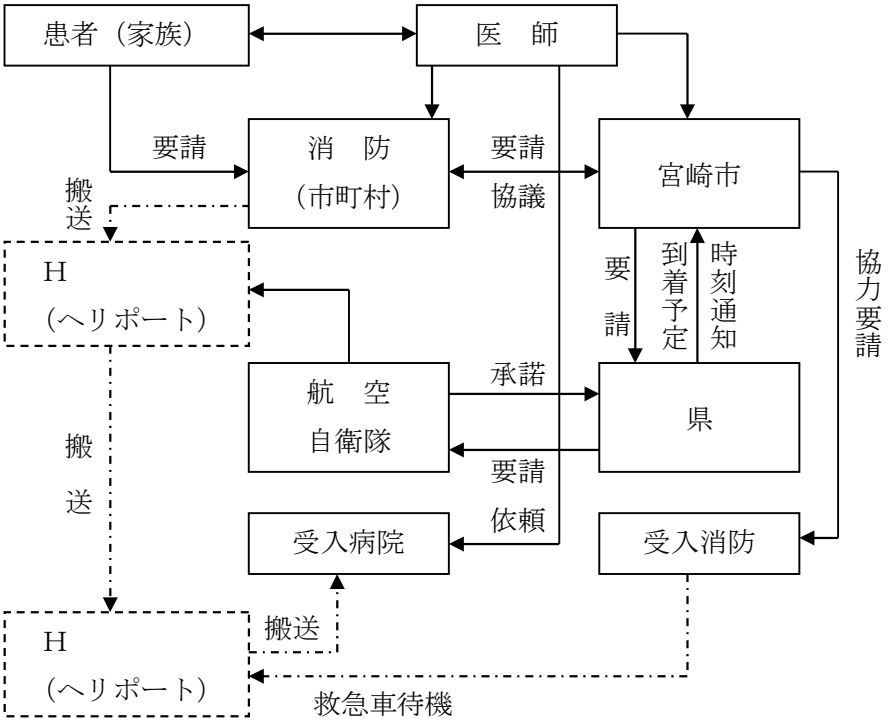

■海難事故の救出要請

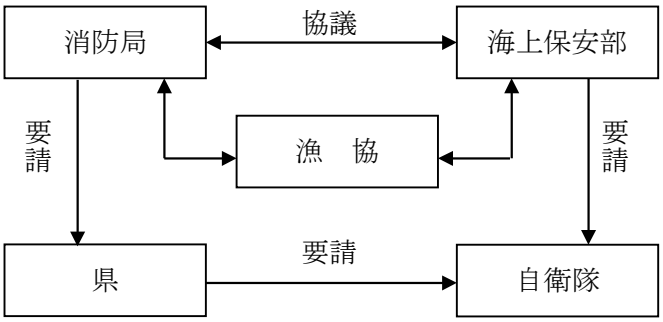

４．自衛隊の受入れ体制の確立

（１）作業計画及び資機材の準備

本部総括班は、自衛隊の派遣が確定したときは、自衛隊の任務と権威を侵害することなく救援目的が十分達成できるよう次のとおり受入れ体制を準備する。

■作業計画及び資機材の準備

○応援を求める作業について、速やかに作業が開始できるよう作業計画を立てる。
○必要な資機材、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に関係のある管理者の了解をとりつける。
○作業実施に必要な物資及び資機材の調達が不可能な場合は、県へ要請する。
○ヘリポートを開設する。
○生目の杜運動公園、清武総合運動公園の管理者と協議を行い、活動拠点（宿泊施設、駐車場を含む）として受入れ体制の準備を整える。

■活動拠点

名称	所在地	
生目の杜運動公園	宮崎市大字跡江	はんぴドームほか
清武総合運動公園	宮崎市清武町	多目的グラウンドほか
生目の杜医療防災拠点	宮崎市大字柏原	防災緑地

（２）連絡体制の確立

派遣部隊との連絡窓口は、本部総括班に一本化する。また、本部総括班に連絡担当者を設置するとともに、派遣自衛隊から連絡員を本部総括班に派遣するよう要請する。

（３）派遣部隊到着後の活動

本部総括班は、派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。また、派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を県に報告する。

（４）ヘリポートの設置

本部総括班は、連絡、偵察、救助、輸送のためにヘリコプターの出動を要請した場合は、次の場所にヘリポートを設置・準備する。

資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】臨時ヘリポートの選定基準
資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】機種に応ずる発着点付近の基準
資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】回転翼機発着のための最小限所要地積

■ヘリポートの設置場所

名称	所在地	ヘリポート状況
県総合運動公園運動広場	宮崎市大字熊野	広場
大淀川河川敷市役所前	宮崎市鶴島	河川敷
大淀川河川敷市民緑地	宮崎市大字田吉	河川敷グラウンド
宮崎北高校	宮崎市大字新名爪	学校グラウンド
エントランスプラザ多目的広場	宮崎市山崎町	グラウンド
消防学校グラウンド	宮崎市大字郡司分	学校グラウンド
生目の杜運動公園	宮崎市大字跡江	多目的グラウンド
宮崎臨海公園	宮崎市新別府町	広場
萩の台公園	宮崎市大字広原	公園
内海港	宮崎市大字内海	漁港
大瀬町柳瀬橋下河川敷	宮崎市大字大瀬町	広場
大淀川ゴルフ場	宮崎市大字跡江	ゴルフ場
平和台大橋河川敷（下流右岸）	宮崎市大字小松	広場
生目台公園	宮崎市生目台西	公園
宮崎市南部環境美化センター	宮崎市古城町大谷	グラウンド
宮崎産業経営大学	宮崎市古城町丸尾	学校グラウンド
宮崎大学	宮崎市学園木花台	学校グラウンド
木花公園多目的広場	宮崎市大字熊野	公園
青島ゴルフクラブ	宮崎市大字折生迫	ゴルフ場
広瀬中学校	宮崎市佐土原町下田島	学校グラウンド

名称	所在地	ヘリポート状況
佐土原中学校	宮崎市佐土原町上田島	学校グラウンド
佐土原高校	宮崎市佐土原町下田島	野球場
久峰総合公園陸上競技場	宮崎市佐土原町下那珂	グラウンド
佐土原運動場（日向大橋河川敷）	宮崎市佐土原町下田島	グラウンド
佐土原東運動場	宮崎市佐土原町下田島	グラウンド
佐土原石崎運動場	宮崎市佐土原町下那珂	グラウンド
石崎浜荘	宮崎市佐土原町下那珂	グラウンド
石崎浜海岸	宮崎市佐土原町下那珂	空き地
田野運動公園多目的広場	宮崎市田野町白砂坂上	グラウンド
サンスポーツランド高岡	宮崎市高岡町小山田	グラウンド
天ヶ城公園さくら広場	宮崎市高岡町内山	広場
橋山運動広場	宮崎市高岡町花見	広場
清武総合運動公園多目的広場	宮崎市清武町今泉	広場
加納公園	宮崎市清武町加納	公園
岡ノ下近隣公園	宮崎市清武町木原	公園
宮崎大学医学部附属病院	宮崎市清武町木原	グラウンド

■ヘリポートの選定と準備

○使用ヘリポート、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線その他の方法で県（危機管理局）に連絡を行うこと。
○ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
○あらかじめヘリポートの中央に石灰粉で直径 10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。
○夜間は、カンテラ等により着陸地点 15m 平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
○ヘリポートと市町村役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
○ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向って通常約 9 度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
○地面は堅固で傾斜 9 度以内であること。
○四方に仰角 9 度（OH-6 の場合は 12 度）以上の障害物がないこと。又離着に要する地積は資料編に示すとおりである。
○物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
○大型車両等が進入できること。
○林野火災対策に使用する場合は、面積（100m×100m 以上）、水利（100t 以上）を考慮すること。
○ヘリポート付近への立入禁止の措置を講じること。

■自衛隊の受入れ体制の確立までの流れ

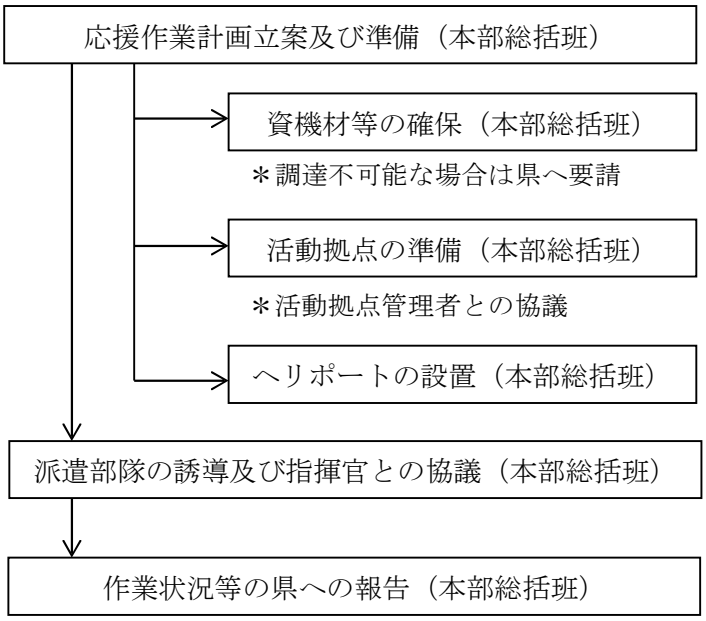

５．派遣部隊等の撤収要請

本部長は、災害の救助活動が終了し、又は他の関係機関で対処できる状態となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請を要求する。撤収要請は、電話等をもって報告した後、速やかに「撤収要請依頼書」を提出する。

資料編/6.様式/【応援要請・受入れ】知事への自衛隊災害派遣要請依頼様式

■撤収要請依頼書への記載事項

○撤収開始日時	○撤収の理由等

６．経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次にあげるものは市の負担とする。ただし、２以上の地域にわたる場合は、関係市町村と協議して負担割合を定める。

■経費の負担区分

○派遣部隊が連絡のために宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金
○派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
○活動のために現地で調達した資機材の費用
○派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く）の補償
○その他必要な経費については、事前に協議しておく。

第2項　県･市町村間の応援要請･受入れ

１．県、他市町村への応援要請

（１）県及び他市町村への応援及び職員派遣等の協力要請

県及び他の市町村に対する応援及び職員派遣等の協力要請は、原則として本部長が知事又は市町村長に対し文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、無線又は電話で行い、後日速やかに文書を送付する。

本部総括班は、次に示すとおり文書作成等を行う。

■応援及び職員派遣等の協力要請時に必要な記載事項

<table>
<tr><th colspan="2">内容及び要請先</th><th>必要事項</th><th>根拠法令</th></tr>
<tr><td rowspan="2">応援の要請</td><td>県知事等</td><td rowspan="2">○災害の状況及び応援の内容
○応援を必要とする期間
○応援を希望する物資等の品名・数量等
○応援を必要とする場所・活動内容
○その他必要な事項</td><td>基本法第 68 条</td></tr>
<tr><td>他市町村長等</td><td>基本法第 67 条</td></tr>
<tr><td rowspan="2">職員派遣要請及び斡旋</td><td>県知事等
（派遣及び斡旋）</td><td rowspan="2">○派遣の斡旋を求める理由
○派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
○派遣を必要とする期間
○派遣される職員の給与その他勤務条件
○その他必要な事項</td><td rowspan="2">派遣要請：基本法第 29 条
地方自治法第 252 条の 17
斡旋：基本法第 30 条</td></tr>
<tr><td>市町村長等
（派遣）</td></tr>
</table>

（２）県への応援要請

本部長は、市に係る災害にて適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、県に対し、次の事項を記載した文書をもって応援又は職員派遣の斡旋を要請する。

■応援・職員派遣斡旋要請時に記載する事項

区分	記載事項
応援要請時に記載する事項	○災害の状況 ○応援（応急措置の実施）を要請する理由 ○応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ○応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ○応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ○その他必要な事項
職員派遣斡旋時に記載する事項	○派遣の斡旋を求める理由 ○派遣の斡旋を求める職員の職種別人員 ○派遣を必要とする期間 ○その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

（３）他市町村への応援要請

本部長は、市に係る災害について適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「宮崎県市町村防災相互応援協定」に基づき、他の市町村長に対し応援要請を行う。

■他市町村への応援要請項目

○災害応急措置に必要な職員の派遣 ○食糧、飲料水及び生活必需品の提供 ○避難及び収容施設並びに住宅の提供 ○医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供 ○遺体の火葬のための施設の提供 ○ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供 ○災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供 ○ボランティア団体の受付及び活動調整 ○その他応援のために必要な事項

２．応援受入れ体制の確保

（１）連絡窓口の明確化

本部総括班は、他の市町村、県、関係機関等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定める。

（２）県・他市町等への通報等

市は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速・的確にその状況を把握し、県・他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

（３）受入れ体制の確保

本部総括班は、他の市町村、県、関係機関等から人的、物的応援を速やかに受入れるため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入れ体制を確保するとともに、執務スペースにおいては感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。

また、防災ボランティア等の人的応援についても受入れ施設を確保する。

第3項　他市町村への応援の実施

１．応援の実施

市は、災害市町村より応援要請を受け、又は緊急を要し応援要請を待ついとまがなく派遣をしようとする場合は、日常業務に支障をきたさないよう支援体制の整備を図る。

派遣職員は、被災地において被災市町村から援助を受けることのないよう自己完結型の体制とする。

第4項　協定に基づく応援派遣要請

１．協定に基づく応援派遣要請

本部総括班は、他市町村、全国中央卸売市場協会、宮崎市内郵便局及び事業所・団体との間で締結した災害時相互応援に関する協定、覚書、協力協定等に基づき応援を要請する。

資料編/2.協定等/【相互応援（協定一覧）】相互応援協定一覧

（１）応援の種類

応援の種類は、次のとおりである。

■応援の種類

○食糧、生鮮食糧品、飲料水、生活必需品並びにその供給に必要な資機材 ○被災者の救出、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材 ○救援、救助活動に必要な車両の提供 ○救助、応急復旧に必要な職員の派遣 ○その他必要な事項

（２）要請の手続き

本部総括班は、応援を要請する市町村や事業所団体の連絡担当部課に対し、次の要請事項を明らかにして口頭又は電話で応援を要請し、後日文書を送付する。

■応援要請時に明らかにする事項

○被害の概況 ○物資の品名、数量 ○職員の職種、人員数 ○応援場所、応援場所への経路 ○応援の期間 ○その他必要な事項

２．宮崎県消防相互応援協定に基づく応援要請

（１）応援要請の方法

本部長は、災害が発生した場合において、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、「宮崎県消防相互応援協定」に基づき市町村長又は消防組合管理者に対し、消防応援を要請する。

なお、対象とする災害は、市町村単独では対応できない大規模・特殊災害とする。

資料編/2.協定等/【相互応援（公共機関等）】宮崎県消防相互応援協定

■応援出動の要請

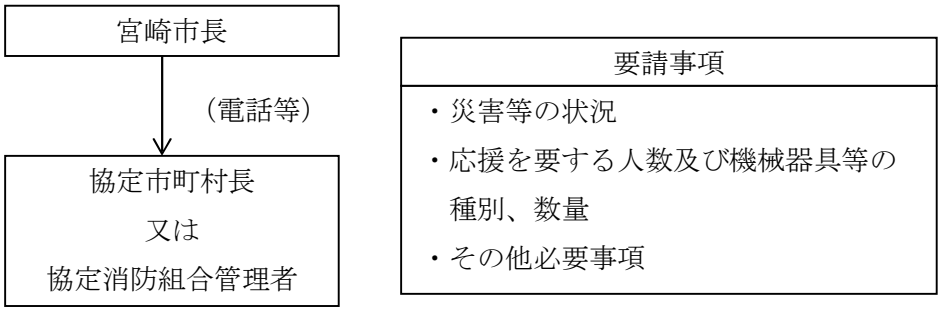

（２）応援の指揮系統

応援時の指揮系統は、次のとおりとする。

■応援出動時の指揮系統

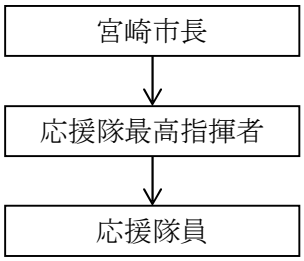

消防長若しくは消防団長
（ただし、緊急を要するときは直接
応援隊の隊員に指示する。）

（応援隊：他市町村から出動した消防隊救急隊等）

（３）応援出動時の報告

応援出動時の報告は、次のとおりとする。

■応援出動時の報告

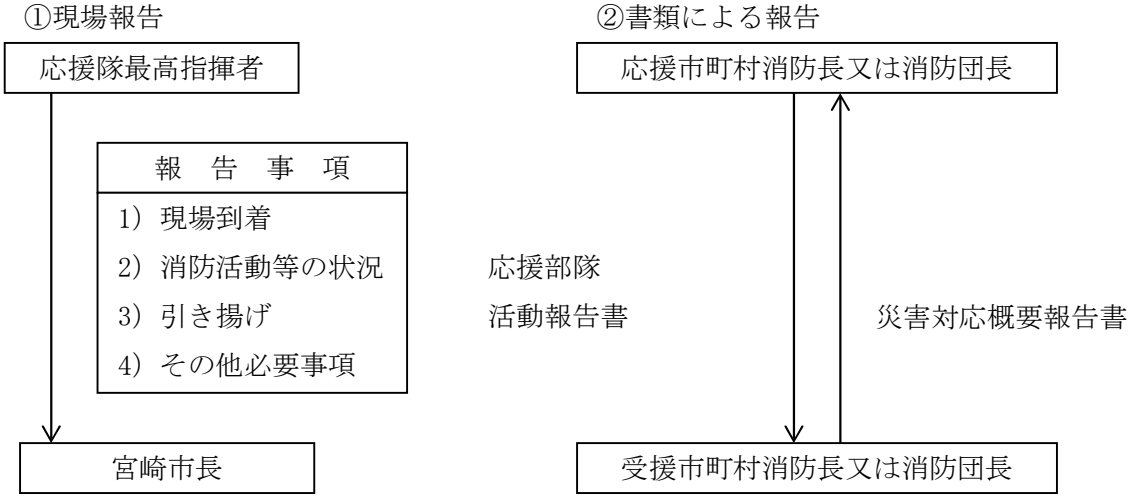

第5項　指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

１．指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、応援の必要があると認めるときは、指定公共機関の長に対し職員の派遣を要請し、又は知事に対し指定地方行政機関並びに指定地方公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

なお、要請を行う場合は、次の事項を示して協力を求める。

■指定地方行政機関又は指定公共機関等への要請時に明記する事項等

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的団体	○応援を必要とする理由 ○作業の内容 ○従事場所 ○就労予定期間及び時間	○り災者に対する炊出し作業 ○り災者に対する救出作業 ○救助物資の輸送配給作業 ○清掃防疫援助作業

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
	○必要期間、所要人員 ○集合場所 ○その他参考事項	○被害状況の通報連絡作業 ○その他必要とする作業

２．各種団体への応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、応援の必要があると認めるときは、各種団体に対し協力を要請する。

■各種団体への要請内容等

団体名	活動内容	管轄班（平常時）
宮崎地区建設業協会	○災害復旧作業（作業員及び土木資機材の提供） ○災害応急復旧作業（作業員及び重機等の提供）	土木班（土木課） 道路維持班（道路維持課） 建築行政班（建築行政課）
各地域婦人会連絡協議会 宮崎市自治会連合会	○炊き出し ○救援物資の配給 ○災害情報の収集、報告 ○その他の災害応急措置	生涯学習班（教育委員会） 地域コミュニティ班（地域コミュニティ課）
宮崎市赤十字奉仕団	○炊き出し ○援助金品の募集、整理	福祉総務班（福祉総務課）

第6項　防災救急ヘリコプターの応援要請

本部長は、災害応急対策のため必要があると判断した場合、「宮崎県防災救急ヘリコプター運航管理要綱」に基づき、防災救急ヘリコプターの緊急運航を要請する。

１．緊急運航の要件・基準

本部長は、緊急運航の要件を満たし、かつ「宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準」に該当する場合に、緊急運航を要請できる。

資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】宮崎県防災救急ヘリコプター運航規程
資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航基準
資料編/3.指針等/【応援要請・受入れ】宮崎県防災救急ヘリコプター緊急運航要請のフローチャート

■緊急運航の要件

区分	要件
公共性	公共の安全を維持するため県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とすること。
緊急性	緊急に活動を行わなければ、県民の生命、身体及び財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合等差し迫った必要性があること。
非代替性	既存の資機材及び人員では十分な活動が期待できない又は活動できない場合等防災救急ヘリコプターを使用する以外に適切な手段方法がないこと。

２．緊急運航の要請

本部長は、防災救急航空センター長に対し、緊急運航の要請を行う。

■緊急運航の要請の連絡先

防災救急航空センター：宮崎市大字赤江（宮崎空港内）
電　話　56-0586（緊急時優先番号　56-0583）
ＦＡＸ　56-0597

３．要請方法

本部総括班は、防災救急航空隊に対して電話等により次の事項を明らかにした後、速やかに緊急運航要請書により手続きを行う。

■緊急運航要請時に必要な事項

○災害の種別及び状況
○災害の発生日時及び場所
○災害発生現場の気象状況
○飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
○災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
○応援に要する資機材の品目及び数量
○救急搬送の場合は搭乗する医師等の氏名
○その他必要な事項

第7項　緊急消防援助隊等の応援要請

１．緊急消防援助隊等の派遣要請

本部長は、県内の消防力をもってしても被災地の災害防御に対応できない場合は、消防組織法第 44 条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を、次の事項を明らかにして知事に要請する。

なお、緊急消防援助隊に係る受援体制は「宮崎市消防局緊急消防援助隊受援計画」に定める。

■派遣要請時に必要な事項

○災害の状況
○必要な応援の概要（応援隊の種別・必要資機材、被災地への進入経路及び集結場所、臨時ヘリポートの場所等）

■応援派遣要請を必要とする災害規模

○大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
○災害が拡大し宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
○多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
○特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
○その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

第7節　避難収容活動

［施策の体系・実績責任者］

施策	担当部・班
第1項　避難に関する情報の伝達 １．避難に関する情報の実施 ２．避難に関する情報の解除 ３．避難に関する情報の報告	□本部総括班 □消防対策部 □本部避難対策班 □広報班 □支部（総合支所）地域市民福祉班 □支部（地域センター）支部総務班 □支部（地域事務所）地域班
第2項　警戒区域の設定 １．警戒区域の設定 ２．警戒区域設定の伝達 ３．警戒区域の解除と伝達	□本部総括班 □消防対策部
第3項　避難誘導の実施 １．避難誘導の実施 ２．移送の実施・要請	□本部避難対策班 □消防対策部 □輸送班 □管財班
第4項　指定避難所及び収容避難所の開設・運営 １．自主避難への対応 ２．指定避難所の開設・運営 ３．収容避難所の開設・運営	□本部避難対策班 □広報班 □施設管理者 □支部（総合支所）地域市民福祉班 □支部（地域センター）避難対策班 □支部（地域事務所）地域班 □要配慮者支援班
第5項　要配慮者への配慮 １．要配慮者に対する避難誘導 ２．避難行動要支援者に対する対策 ３．指定避難所・収容避難所及び福祉避難所における対策 ４．社会福祉施設等における対応 ５．避難後の配慮 ６．外国人に対する対策	□本部避難対策班 □福祉対策部 □子ども未来対策部 □要配慮者支援班 □地域保健班 □健康支援班 □親子保健班 □消防対策部 □支部（総合支所）地域市民福祉班 □支部（地域センター）避難対策班 □支部（地域事務所）地域班 □秘書班 □輸送班 □施設管理者

第1項　避難に関する情報の伝達

１．避難に関する情報の実施

（１）避難が必要となる災害

各班は、被害の拡大要因となる次の災害について、災害発生後、十分な警戒を行い、情報収集に努める。本部総括班は、住民に対して適切な避難に関する情報を提供する。

■避難が必要となる災害

○土砂災害（がけ崩れ）
○水害（河川、海岸、ため池等）
○建物倒壊、延焼火災
○危険物漏えい（劇毒物、爆発物）
○その他

（２）避難に関する情報の区分

避難に関する情報は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保に区分される。それぞれの発令時の状況、住民に求める行動は次のとおりである。

■避難に関する情報の区分

発令等順位	発令等時の状況	住民の避難行動
自主避難	○気象状況が悪化、今後気象状況悪化のおそれがある状況 ○周辺の危険性により住民自らの判断により避難を必要とした場合	○地域の指定された緊急避難場所等への避難行動を開始する ○自主的な避難先（親戚、知人宅やホテル・旅館等）に避難する
警戒レベル３ 高齢者等避難	○災害が発生するおそれがある状況 ○災害リスクのある区域等の要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が危険な場所から避難行動を開始しなければならない状況	○要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、地域の指定緊急避難場所等への避難行動を開始する立ち退き避難又は屋内安全確保を行う ○時間を要しない者は、避難準備や自主的な避難を行う
警戒レベル４ 避難指示	○災害が発生するおそれが高い状況 ○災害リスクのある区域等の通常の避難行動ができる者が危険な場所から全員避難しなければならない状況	○通常の避難行動ができる者は、指定緊急避難場所等への立ち退き避難又は屋内安全確保を行う
警戒レベル５ 緊急安全確保	○災害が発生又は切迫している状況（必ず発令される情報ではない） ○身の安全を確保するために指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況	○命の危険があることから直ちに身の安全を確保する ○避難し遅れた者がとる次善の行動であり、本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない

（３）避難に関する情報の実施

風水害により、避難に関する情報を発令する際は、令和３年５月に国（内閣府）が示した「避難情報に関するガイドライン」に記載のある、警戒レベルを付して発令するとともに、住民がとるべき行動を明確に伝達する。

1）高齢者等避難

本部総括班は、関係各班、関係機関と連携し、避難を要する地区の住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障がい者等の避難行動に時間を要する要配慮者、避難行動要支援者に、避難のための立ち退きをするよう「高齢者等避難」の伝達を行う。

2）避難指示

本部長（市長）、その他避難の指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又は発生のおそれの高い状況において、避難を必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し危険な場所からの立ち退きを指示する。

また、上階への垂直避難や高層階に留まること等により屋内で身の安全を確保できると判断する居住者等に対しては屋内安全確保を促す。

なお、緊急を要する場合は、あらかじめ市長がその権限を委任した者が、学校その他安全

な場所を確認し、避難させることができる。この場合、速やかにその状況等を市長に報告し、以後の措置等について指示を受ける。

3）緊急安全確保

災害が発生又は切迫している状況（指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することがかえって危険であると考えられる状況）において「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容し、命を守るための最善の行動をとるよう伝達する。

■避難に関する情報の発令の実施責任者

区分＼事項	実施責任者	措置	実施の基準
高齢者等避難	市長 災害対策基本法 56 条	要配慮者等に対する避難に関する情報の発令	○要配慮者が避難を開始しなければならない段階で、人的被害が発生する可能性が高まったとき
避難指示	知事及びその命を受けた職員 水防法 29 条 地すべり等防止法 25 条	立退きの指示	○洪水、雨水出水、津波、高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき
	水防管理者 水防法 29 条	立退きの指示	○洪水、雨水出水、津波、高潮により著しい危険が切迫していると認められるとき
	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条	立退き及び立退き先の指示	○災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、特別の必要があると認められるとき
	警察官 災害対策基本法 61 条 警察官職務執行法 4 条	立退きの指示警告	○本部長（市長）が避難のための立退き等を指示することができないとき ○本部長（市長）から要求があったとき ○重大な被害が切迫したと認めるときは、警告を発し、又は特に急を要する場合において危害を受けるおそれのある者に対し、必要な限度で避難の措置をとる
	自衛官 自衛隊法 94 条	避難について必要な措置	○災害により危険な事態が生じた場合において、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は避難について必要な措置をとる
緊急安全確保	本部長（市長） 災害対策基本法 60 条	緊急に安全を確保するための措置の指示	○災害が発生又は切迫した場合において「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したいとき
	警察官 災害対策基本法 61 条	緊急に安全を確保するための措置の指示	○本部長（市長）が緊急安全確保を指示することができないとき ○本部長（市長）から要求があったとき
知事による避難の指示の代行 災害対策基本法 60 条		○知事は、本部長（市長）がその全部又は大部分の事務を行うことができないときは、避難のための立退き及び指示に関する措置、緊急安全確保措置の全部又は一部を代行する	

※高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、あるいは自主避難が行われたときは、関係機関は相互に連絡を行う。

※屋内での待避等の安全確保措置は、土砂災害、津波は除く。

■市長等の委任を受け避難に関する情報の発令の権限を有する者

○支部長 ○市長の命を受け、災害現場に派遣された職員 ○消防長の命を受け、災害現場に派遣された消防吏員及び消防団員

（４）高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の基準

高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保は、次の基準を参考として、気象警報・注意報の発表、河川等の状況、また必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も含めて総合的に判断し、発令する。

ただし、特に必要があると認められるときは、次の基準によらず発令する。

資料編/3.指針等/【避難指示等】河川、土砂災害、高潮関係の避難基準

■外水被害、内外水被害の場合の発令基準

<table>
<tr><th rowspan="2">発令区域
発令レベル</th><th rowspan="2">大淀川（外水被害）
（洪水予報河川）
※本庁管内は柏田観測所を基準とし、区域は洪水ハザードマップの浸水想定区域とする。ただし、高岡総合支所管内は高岡観測所を基準とし、区域は高岡総合支所が主体となり、関係部署と協議し設定する。</th><th colspan="2">大淀川の各支川及びその他の河川等（内外水被害）
※区域は、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議し設定。（各観測点も同様に、各避難発令部署が主体となり、関係部署と協議し設定する。）</th></tr>
<tr><th>「避難判断水位」設定有
（外水被害）
（本庄川・清武川・水位周知河川）</th><th>「避難判断水位」設定無
（内水被害）</th></tr>
<tr><td>警戒レベル３
高齢者等避難</td><td>大雨・洪水警報が発表され、
○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル３水位）に達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されたとき。
○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達する予測が発表されているとき（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合）。
ただし、夜間に警戒レベル３高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、避難判断水位にかかわらず、日没前に発令するものとする。</td><td>大雨・洪水警報が発表され、
○設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル３水位）に達したとき。
○設置した観測点の水位が避難判断水位（レベル３水位）に達する前であっても、上流の観測点の水位が急激に上昇するなど、急激な水位上昇のおそれがあるとき。
ただし、夜間に警戒レベル３高齢者等避難を発令するおそれがあるときは、避難判断水位にかかわらず、日没前に発令するものとする。</td><td>大雨・洪水警報が発表され、設置した観測点の内水位が量水標の避難勧告水位（黄）に達し、引き続き水位が上昇すると予想されるとき。</td></tr>
<tr><td>警戒レベル４
避難指示</td><td>○指定河川洪水予報により、設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達し、「大淀川下流部氾濫危険情報」が発表されたとき。
○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想されるとき。</td><td>○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達したとき。
○設置した観測点の水位が氾濫危険水位（レベル４水位）に達する前であっても、上流の観測点の水位が急激に上昇するなど、急激な水位上昇のおそれがあるとき。</td><td>設置した観測点の内水位が量水標の避難指示水位（赤）に達したとき。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、暴風警報の発表後速やかに発令する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">警戒レベル５
緊急安全確保</td><td colspan="3">「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。</td></tr>
<tr><td>＜災害が切迫＞
○設置した観測点の水位が氾濫開始相当水位に達したとき。
○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。
＜災害発生を確認＞
○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
（「大淀川下流部氾濫発生情報」の発表、水防団からの報告等により把握できた場合）</td><td>＜災害が切迫＞
○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。
＜災害発生を確認＞
○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
（水防団からの報告等により把握できた場合）</td><td>＜災害が切迫＞
○設置した観測点の内水位が堤防高に達したとき。
○堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まったとき。
＜災害発生を確認＞
○堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合
（水防団からの報告等により把握できた場合）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">特記事項</td><td colspan="2">○各発令判断基準水位は、資料編 5-32 に記載のとおり。</td><td>短時間又は局地的豪雨により、上記避難指示等が発令されない内に小河川等が氾濫し、安全な場所等への「立ち退き避難」が困難なときは、自主的判断により上階への移動等による「緊急安全確保」とする。</td></tr>
<tr><td colspan="3">○避難は、自宅等から指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立退き避難」を基本とする。
○自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域外で、浸水しない居室があり、一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できる場合、自主的な判断により「屋内安全確保」を行うことも可能とする。
○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。
○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。
○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保を行うものとする。</td></tr>
</table>

■土砂災害の場合の発令基準

発令区域 発令レベル	※区域は、県作成の土砂災害危険区域とする。ただし、従来の発令区域（地域防災計画書Ａランク及び旧３町避難発令危険箇所）及び各避難発令部署で必要と判断される箇所を含む。
警戒レベル３ 高齢者等避難	以下のいずれかに該当する場合に発令する。 ○大雨警報（土砂災害）、それまでの雨量累計を参考とし、県総合河川砂防情報システムにより、危険度１（２時間以内に基準値超過を予想）となったとき。 ○大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害の危険度分布が「警戒（赤）」（警戒レベル３相当情報[土砂災害]）となったとき。 ○大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき。 ○近隣で前兆現象（湧き水・地下水が濁り始めた、量が変化したとき等）が発見されたとき。
警戒レベル４ 避難指示	○土砂災害警戒情報（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）が発表されたとき。 ○県総合河川砂防情報システムにより、危険度２（１時間以内に基準値超過を予想）となったとき。 ○土砂災害の危険度分布で「危険（紫）」（警戒レベル４相当情報[土砂災害]）となったとき。 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合、暴風警報の発表後速やかに発令する。 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき。
警戒レベル５ 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。
	○大雨特別警報（土砂災害）が発表された場合 ○県総合河川砂防情報システムにより、危険度３（現在、基準を超過している）となったとき。 ＜災害発生を確認＞ ○土砂災害の発生が確認された場合
特記事項	○避難は、自宅等から指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等へ移動する「立退き避難」を基本とする。 ○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保を行うものとする。

■高潮災害の場合の発令基準

発令区域／発令レベル	※区域は、各避難発令部署が主体となり、県が公表した高潮浸水想定区域を参考に関係部署と協議し設定する。
警戒レベル３ 高齢者等避難	○高潮注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されたとき。 ○警戒レベル３高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
警戒レベル４ 避難指示	○高潮警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）あるいは高潮特別警報（警戒レベル４相当情報[高潮]）が発表されたとき。 ○警戒レベル４避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき。
警戒レベル５ 緊急安全確保	「立退き避難」を中心とした行動から「緊急安全確保」を中心とした行動変容を特に促したい場合に発令する。
	＜災害が切迫＞ ○水門等の異常が確認された場合 ＜災害発生を確認＞ ○海岸堤防等が倒壊した場合　○異常な越波・越流が発生した場合
特記事項	○避難は、自宅等から指定避難所や安全な場所へ移動する「立ち退き避難」を基本とする。 ○避難指示等が発令されなくても、「自らの身は自分で守る」ことを基本に、身の危険を感じたら躊躇（ちゅうちょ）なく自主的に避難することを基本とする。 ○台風等の接近に伴い暴風警報や暴風特別警報が発表されている又は発表されるおそれがあるときは、上記にかかわらず避難行動が困難になる前に発令を行う。 ○上記基準によらず、その地域の特性及び気象状況に応じて、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒レベル４避難指示、警戒レベル５緊急安全確保を行うものとする。

（５）避難に関する情報の伝達

本部総括班は、避難のための立ち退き又は屋内待避等の安全確保措置が円滑に行われるよう、あらかじめ定められた方法により、住民に対して迅速かつ的確に伝達する。

■避難に関する情報等の伝達の方法及び伝達事項

区分	伝達事項
伝達の方法	○消防局及び消防団員による拡声器又は口頭による周知 ○広報班等による広報車を用いた広報 ○同報系防災行政無線による伝達 ○警鐘、サイレン（水防信号）による伝達 《避難指示の信号》 警鐘信号：乱打　○－○－○－○－○ サイレン信号：１分　５秒　１分　５秒　――― 休止　――― 休止 ○テレビ、ラジオによる放送 ○電話による伝達（自治会等） ○戸別巡回、伝達網で伝達

区分	伝達事項
	○市ホームページ（「宮崎市災害情報掲示板」）による伝達 ○携帯電話メールによる伝達 ○コミュニティＦＭ、ケーブルテレビによる広報（協定に基づく） ○携帯電話会社の緊急速報メールによる伝達 ○口頭による徹底 　電話、伝令により各自治会長に伝達し、班長を経て各世帯に大声で呼びかけるなど徹底を図る。なお、周知にあたり、警察署、自治会、自主防災組織等の協力を要請する。
伝達事項	○発令者 ○差し迫っている具体的な危険予想 ○避難対象地域名 ○避難先及び必要に応じて避難経路 ○避難指示の理由 ○避難にあたっての注意事項 ア　出火防止の措置（ガスの元栓、配電盤の遮断等） イ　会社や工場等は、浸水その他の被害による油の流出防止、発火しやすい物質、電気、ガス等の保安措置を講じる。 ウ　避難者は、携帯品を必要最小限とし、秩序を乱すことのないよう注意する。 エ　避難者は、必要に応じ防寒衣、雨具等を携帯する。

■避難に関する情報等の伝達経路及び方法

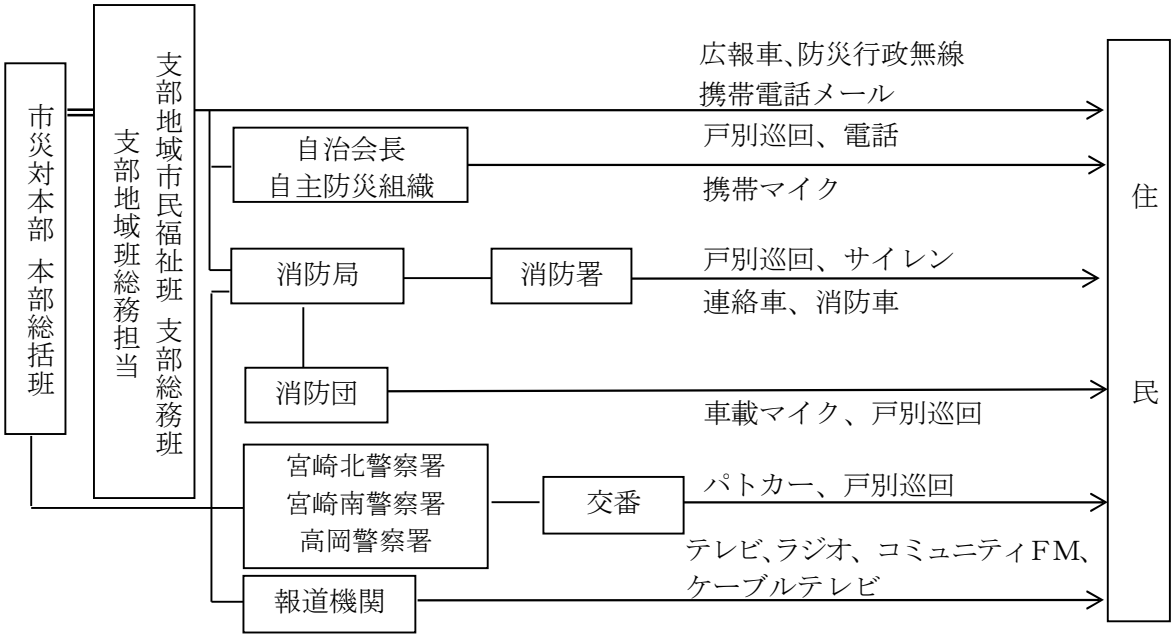

２．避難に関する情報の解除

本部長（市長）は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民等に対して直ちにその旨を公示する。

なお、避難情報を解除する際には、今後の水位や土砂災害の見込み等について、必要に応じ国・県に技術的な助言を求めた上で解除する。

３．避難に関する情報の報告

（１）知事への報告

本部長（市長）は、市の高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行ったとき若しくは解除したとき又は警察官等から避難の指示等を行った旨の報告を受けたときは、速やかに知事に報告する。

（２）関係機関への連絡

本部長（市長）は、高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保を行ったとき又は解除したときは、必要に応じて警察等の関係機関にその旨を連絡する。

（３）市長に対する通知

警察官等は、避難の指示等を行ったときは、速やかに本部長（市長）にその旨を通知する。

第2項　警戒区域の設定

１．警戒区域の設定

（１）警戒区域の設定

本部長（市長）は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、住民等の生命を守るために特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定して災害応急対策従事者以外の立入制限若しくは禁止又は退去を命じることができる。

なお、本部長（市長）からの要求等により、警察官及び災害派遣を求められた自衛官が本部長の職権を行った場合は、その旨を本部長（市長）に通知する。

■災害対策基本法及び他の法律に基づく警戒区域の設定権者とその内容

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
市　　長	意志決定代行順位その他の委任市職員	災害全般	○災害が発生し、又は災害が発生しようとしている場合において、市民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要と認めるとき	災害対策基本法第63条第1項
	警察官	災害全般	○上記の場合において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき ○この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する	災害対策基本法第63条第2項
	自衛官	災害全般	○災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官において、市長若しくはその委任を受けた市職員が現場にいない場合で、他に職権を行う者がいないとき ○この場合、警戒区域を設定した旨を市長に通知する	災害対策基本法第63条第3項
	知事	災害全般	○市長がその事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第73条

設定権者	代行者	災害種類	設定状況	根拠法令
消 防 長 消防署長		火災 その他	○ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるとき	消防法 第23条の2第1項
	警察署長	火災 その他	○上記の場合において、消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防長若しくは消防署長から要求があったとき	消防法 第23条の2第2項
消防吏員 消防団員		火災 その他	○災害（水災除く）の現場において必要と認められるとき	消防法 第28条第1項 第36条第8項
	警察官	火災	○上記の場合において、消防吏員又は消防団員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防法 第28条第2項
消防吏員 水防団長 水防団員		水害	○水防上緊急の必要がある場所	水防法 第21条第1項
	警察官	水害	○上記の場合において、水防団長、水防団員若しくは消防吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防法 第21条第2項

（２）警戒区域の範囲

各設定権者は、警戒区域の設定は住民等の生活行動を制限するものであることを踏まえ、被害の規模や拡大方向を考慮し、迅速かつ的確に設定する。

また、混乱をきたさないよう十分に留意し、設定した警戒区域内における対策（立入制限若しくは禁止又は退去）を適切に判断する。

２．警戒区域設定の伝達

各設定権者は、設定した警戒区域、設定の理由など必要な情報を適切な方法で住民及び関係機関等に伝達する。

３．警戒区域の解除と伝達

各設定権者は、対象区域の危険がなくなった場合には、設定した警戒区域を解除する。本部総括班は、関係各班、関係機関と連携し、その旨を関係する住民に伝達する。

第3項　避難誘導の実施

１．避難誘導の実施

（１）避難誘導の実施

避難誘導の実施者は、災害の規模や状況に応じて、次の要領で避難誘導を実施する。特に要配慮者に対しては、安全かつ的確な避難誘導を実施する。

■避難誘導の実施者

避難誘導の対象	避難誘導の実施者
住民	当該地区の消防団員、自主防災組織等が警察等関係機関の協力のもと実施する。
保育所、幼稚園、小中学校、福祉施設、事業所その他多数の人が集まる場所	防火管理者及び管理権限者等が避難誘導を実施する。
市庁舎等	自衛消防隊の避難誘導班が来庁者の避難誘導を実施する。
交通機関等	交通機関があらかじめ定めた防災計画、避難計画に基づき避難誘導を実施する。

■避難誘導の実施要領

○誘導、移送に際しては、避難計画等をもとに避難前に避難路の安全を確認しておくとともに、危険箇所等の危険性について、避難者に周知する。
○危険な地点には、標示・なわ張り等を行い、監視要員を配置する。
○避難順路は、本部長から特に指示がないときは、危険箇所を避け、避難の誘導者が指導する。
○誘導員は、人員の点検を適宜行い、避難中の事故防止を図る。
○避難した地域に対しては事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、危険防止とその他必要な指示を行う。
○避難は高齢者、幼児、傷病者、障がい者等要配慮者から優先的に行う。

（２）携帯品の制限

避難時の携帯品は、円滑な避難行動に支障をおこさないため最小限度のものとし、次のものを目安とする。

■避難時の携行品の目安

区分	携行品
緊急を要する場合	○生命・身体の安全確保を第一義とし、携行品の持出しに時間を費やさないようなもの。
時間的余裕がある場合	○３日分程度の食糧及び飲料水等 ○日用品、救急用医薬品、雨具、懐中電灯、ラジオ、タオル、貴重品等 ○動きやすい服装、帽子、必要に応じ防寒具等

２．移送の実施・要請

輸送班は、避難者が自力により立ち退くことが困難な場合は、車両、舟艇等により移送する。

また、本部長は、災害が広範囲で、大規模な立ち退き移送を必要とし、市において対処できない場合、隣接市町村、県、自衛隊に移送の実施又はこれに要する要員及び資機材の確保を要請する。

■住民の避難誘導の要領

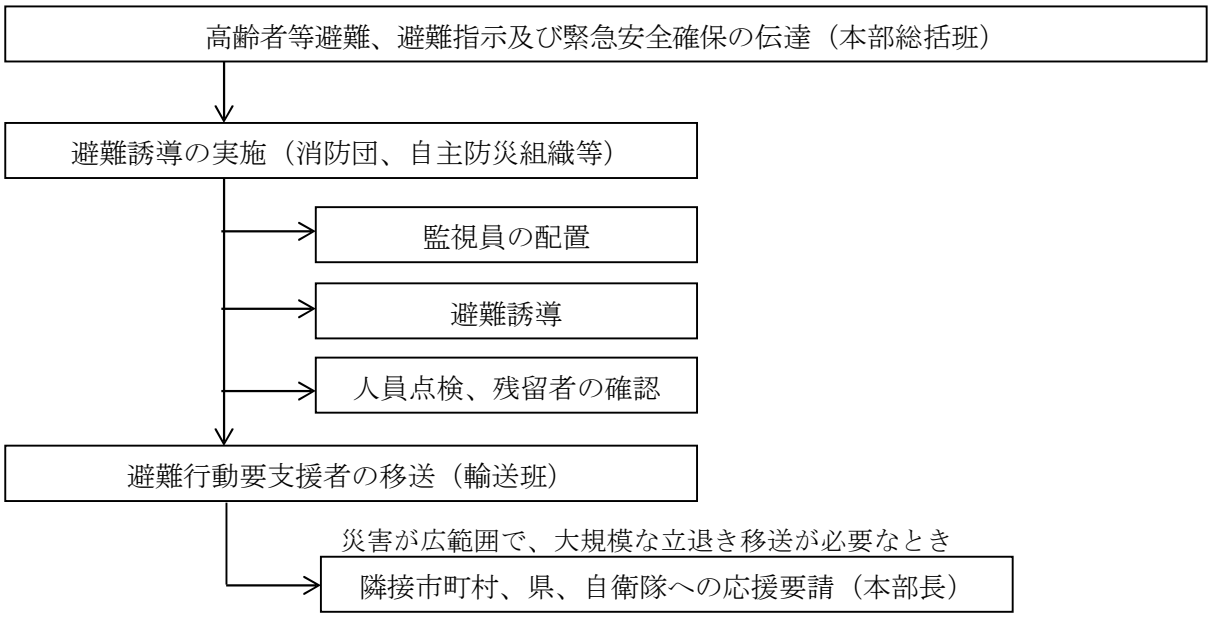

第4項　指定避難所及び収容避難所の開設･運営

１．自主避難への対応

各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）は、住民が自主避難するときは、隣接する指定避難所又は当事務所施設内などを「自主避難所」として開放する。なお、必要に応じて、避難所の管理要員として避難所配備職員を当該指定避難所などに派遣する。

２．指定避難所の開設・運営

（１）避難所配備職員の派遣

各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）は、避難に関する情報が発令された場合、速やかに指定避難所の全てまたは一部の開設を決定し、管理要員として避難所配備職員を当該指定避難所へ派遣する。

（２）指定避難所の開設

派遣された避難所配備職員は、当該指定避難所を開設する。

ただし、指定避難所の開設に急を要する場合は、次の方法をとる。

■急を要する場合の指定避難所の開設方法

勤務時間内・外	開設方法
勤務時間内に指定避難所を開設する場合	○指定避難所となる施設管理者に対して開設を要請する。 ○避難者が収容を求めた場合は、本部からの要請がなくとも施設管理者が開設し、各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）に避難所配備職員の派遣を要請する。
勤務時間外に指定避難所を開設する場合	○避難所配備職員は、指定避難所開設が必要な場合は、各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）に直ちに参集し、必要な資機材を持って避難所を開設する。

■指定避難所における収容対象者

○住居が被害を受け、居住の場を失った者 ○ライフラインが被害を受け、通常の生活が困難になった者 ○高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保が発せられた場合等により緊急避難の必要がある者

（３）臨時の避難所の開設

本部避難対策班は、事前に指定された避難所だけでは避難者を収容できない場合は、避難所に指定されていない市の施設を充てるほか、他の公共及び民間の施設管理者に対し、臨時の避難所として施設の提供を要請する。

なお、臨時の避難所を開設するときは、避難所配備職員を配置するとともに、開設後は指定避難所と同等に扱う。

（４）福祉避難所

本部避難対策班は、要配慮者支援班と連携し、高齢者及び障がい者等が避難所において特に配慮を必要とする状況となった場合は必要に応じて福祉避難所を開設する。

開設の際は、避難者及び避難所の状況を勘案する。

（５）他機関への管理・運営

本部長（市長）は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県に対し、指定避難所の開設について応援を要請する。

（６）指定避難所の管理・運営

1）指定避難所の管理

避難所配備職員は、指定避難所の管理を行う。また、施設管理者は、施設の避難所利用に対し協力する。

2）指定避難所の運営

指定避難所は、原則、自治会や自主防災組織等を中心とした市民組織が自主的に運営する。ただし、災害発生後の初期段階では、避難所配備職員及び施設管理者が運営する。

なお、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第２条の規定に該当する災害であって、県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校を避難所として開設した場合、教職員が避難所運営業務に従事できることとし、この期間は７日以内を原則とする。

①避難所受付簿の作成

指定避難所を開設した際は、避難所受付簿の記入を要請する。

資料編/6.様式/【避難収容】避難者受付簿

②避難所における新型コロナウイルス感染症対策

避難所における新型コロナウイルス感染症対策については「新型コロナウイルス感染症対策に係る宮崎市避難所運営マニュアル（令和２年５月作成）に基づき行うものとする。

3）報告

避難所配備職員は、住民の避難状況等について、各支部（総合支所、地域センター及び地域事務所）に適宜、報告する。

■指定避難所等の開設手順

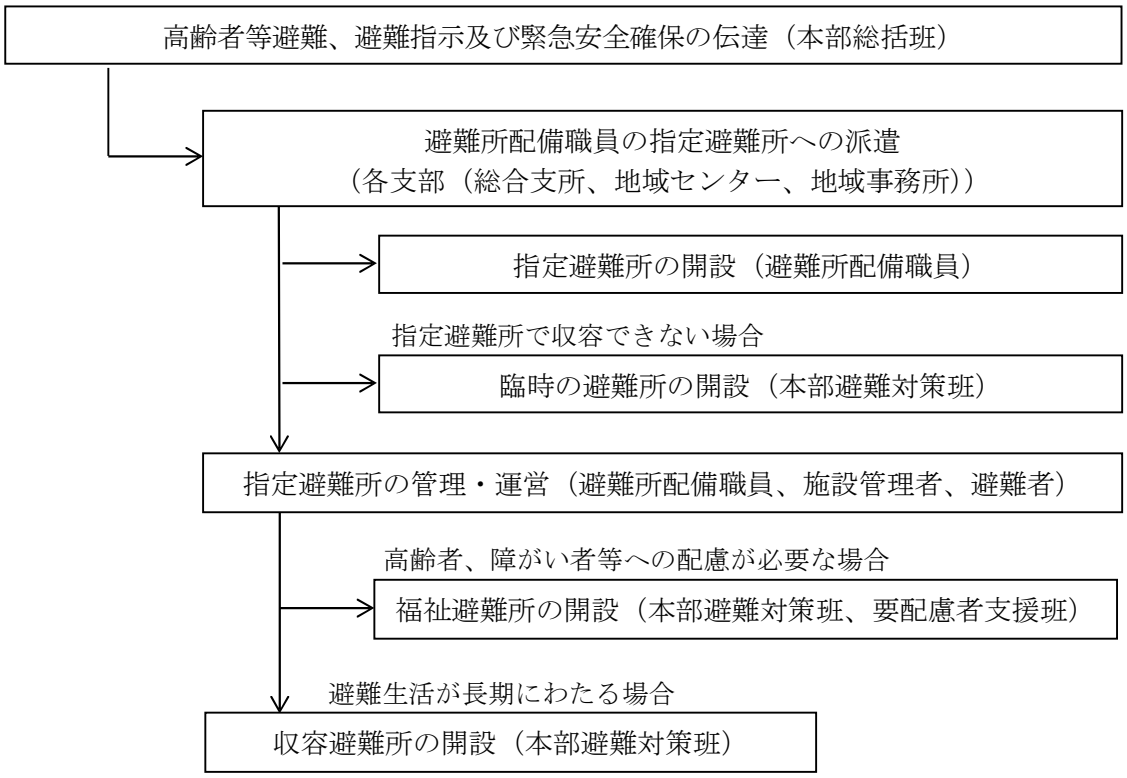

３．収容避難所の開設・運営

（１）収容避難所の開設

本部避難対策班は、避難生活が長期にわたる場合、住家被害により居住場所を失った者、帰宅ができなくなった者の収容を目的とした収容避難所を開設する。

収容避難所は、幹部会議において指定避難所のうちから適切な施設を収容避難所として選定・指定する。

なお、指定避難所で対応できない場合は、必要に応じて公的宿泊施設、民間宿泊施設を確保する。

（２）収容避難所開設の広報・報告

広報班は、収容避難所の開設後、速やかに住民に対してその旨を広報する。また、本部長は、県知事に対して次の事項を報告する。

■知事に対する報告事項

○収容避難所開設の目的
○開設した収容避難所の位置、施設名称
○収容人員
○開設期間の見込み

（３）収容避難所の管理・運営

1）収容避難所責任者の選定

収容避難所に避難した避難者は、避難所配備職員や自治会長、班長、自主防災隊、消防団、施設管理者、ボランティア団体代表や地元企業等の代表者らと連携し、収容避難所の開設後、

自治会又は自主防災組織の会長等から避難所の責任者（以下、「避難所責任者」という。）を定める。人選に当たっては、避難者の多様なニーズ、特に女性避難者のニーズを的確に把握・反映できるよう男女双方から避難所責任者を選出するなどの配慮を行う。

また、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）や帳簿類を準備する。

2）収容避難所の管理・運営

避難所責任者は、避難所配備職員の指導のもと、避難者やボランティア等と協力し、自主的に収容避難所の管理・運営を行う。管理・運営に当たっては、男女のニーズの違い等男女双方の視点、子ども・若者・高齢者・障がい者等の多様な主体の意見に配慮する。

■収容避難所の管理・運営の留意点

○授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
○生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること
○仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすること
○女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず安心して使用できる場所を選び、照明をつけること
○男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携しながら相談窓口の周知広報に努めること
○避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮する。なお、避難所における防犯対策を進めるため、警察と連携し各避難所の巡回パトロール等を実施することとし、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮すること

①避難者カード・名簿の作成

避難者カード・避難者名簿は、避難所運営及び安否・消息確認のための基礎資料となるものである。収容避難所を開設した際は、まず避難者カードを配り、各世帯単位に記入することを要請する。

また、避難者名簿は、避難者カードを基にして作成し、保管するとともに、本部へ報告する。

なお、収容避難所で生活せず、食事のみを受け取りに来ている被災者等に係る情報、民生委員・児童委員や介護保険事業者等が把握している要配慮者の居場所や安否の情報を把握し、県等へ報告を行う。

資料編/6.様式/【避難収容】避難者カード
資料編/6.様式/【避難収容】避難者名簿

②部屋（場所）の割り振り

部屋・区画は、可能な限り自治会で割り振り、間仕切りを世帯単位で行うなど、プライバシーの保護に努める。

また、部屋ごとに代表者を選定するよう依頼し、以降の情報の連絡等についての窓口役になるように要請する。

■部屋の代表者の役割

○避難所責任者からの指示、伝達事項の周知 ○給食数、その他物資の必要数の把握と報告 ○物資の配布活動等の補助 ○避難者の要望・苦情等のとりまとめ

③食糧、生活必需品の請求、受取、配給

避難所全体で集約された食糧、生活必需品、その他物資の必要数のうち現地で調達の不可能なものについては、本部へ要請する。

また、到着した食糧や物資を受け取り、配分したときには、物品の受け払い簿に記入のうえ、部屋ごとに配給を行う。

資料編/6.様式/【避難収容】物品受払簿

④収容避難所の運営状況及び運営記録の作成

避難所の運営状況を把握し、傷病人の発生等特別の事情のあるときは、その都度、本部へ報告する。また、避難所の運営状況については「避難所状況把握書」にとりまとめ、１日に１回本部へ報告する。

資料編/6.様式/【避難収容】避難所状況把握書

■避難所状況把握書への記載事項

○避難所名、発信者名 ○避難者数（性別、乳幼児・小中学生・高校・大学生・成人・高齢者別） ○負傷者、緊急治療及び介護を要する者（人数、状態） ○必要とする食糧・備品等（必要数量） ○施設の状況（電気、電話、上下水道、ガス）　等

⑤避難生活の長期化への対応

避難生活の長期化が見込まれる場合は、必要な備品や設備を調達するとともに、避難者の健康状態や衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

また、関係者以外の立入りを禁止して防犯に努めるほか、報道機関等の取材・立入りについては制限又は節度を求める等して被災者の精神安定に配慮する。

■避難生活の長期化への対応措置

区分	長期化への対応措置
避難者の健康状態に関すること	○暑さ、寒さ対策の必要性 ○食糧の確保、配食等の状況 ○避難者に対するプライバシーの確保状況 ○簡易ベッド等の活用状況 ○医師・保健師・管理栄養士等による巡回の頻度
避難所の衛生状態に関すること	○入浴施設設置の有無及び利用頻度 ○洗濯等の頻度 ○ゴミ処理の状況
設備・備品（例）	○たたみ、マット、カーペット ○間仕切り用パーティション

	○冷暖房機器 ○仮設風呂・シャワー ○洗濯機・乾燥機 ○仮設トイレ　等

⑥収容避難所以外の被災者への対応

本部避難対策班は、地域保健班、健康支援班と連携し、やむを得ず収容避難所に滞在することができない被災者に対し、生活環境の確保が図られるよう、食糧等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等を行う。

（４）収容避難所の統廃合

本部避難対策班は、災害の復旧状況や収容避難所の人数等により、収容避難所の統合及び廃止を行う。

■収容避難所の運営手順

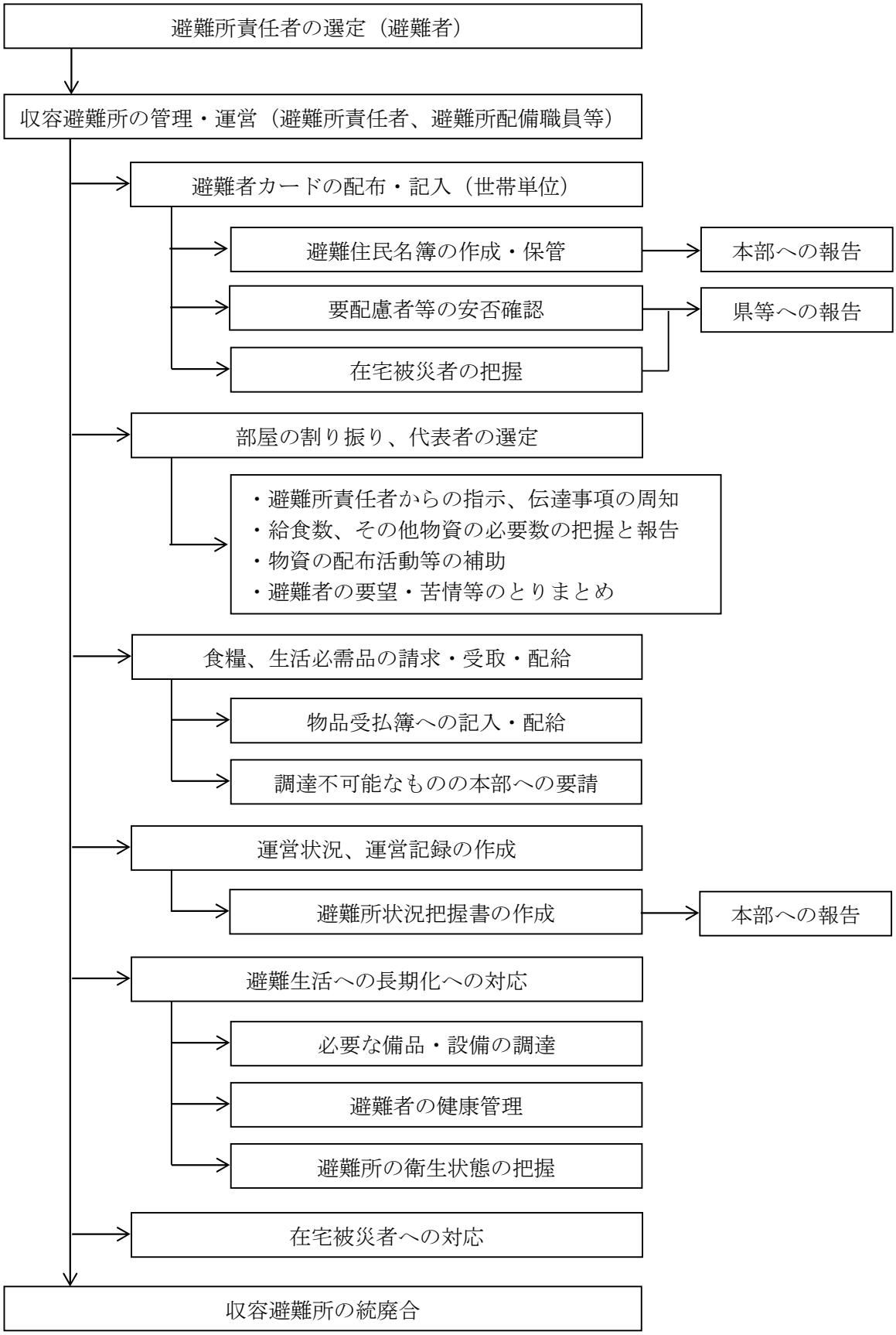
避難所責任者の選定（避難者）
収容避難所の管理・運営（避難所責任者、避難所配備職員等）
避難者カードの配布・記入（世帯単位）
避難住民名簿の作成・保管
本部への報告
要配慮者等の安否確認
県等への報告
在宅被災者の把握
部屋の割り振り、代表者の選定
・避難所責任者からの指示、伝達事項の周知
・給食数、その他物資の必要数の把握と報告
・物資の配布活動等の補助
・避難者の要望・苦情等のとりまとめ
食糧、生活必需品の請求・受取・配給
物品受払簿への記入・配給
調達不可能なものの本部への要請
運営状況、運営記録の作成
避難所状況把握書の作成
本部への報告
避難生活への長期化への対応
必要な備品・設備の調達
避難者の健康管理
避難所の衛生状態の把握
在宅被災者への対応
収容避難所の統廃合

第5項　要配慮者への配慮

１．要配慮者に対する避難誘導

各支部は、消防対策部や警察及び自主防災組織等の地域住民と連携し、自力で避難が困難な要配慮者の速やかな避難誘導を行う。

また、災害の発生状況により必要な場合は避難の誘導及び介助のため、消防対策部の出動を要請する。

２．避難行動要支援者への対策

（１）要員の確保

本部避難対策班及び要配慮者支援班は、専門職等を所管する各班と連携し、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務に対応するため、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる専門職等の確保に努める。

（２）安否確認、救助活動

各支部は、民生委員・児童委員や市社会福祉協議会、自主防災組織等の協力を得て情報を収集し、避難行動要支援者名簿に基づき、避難行動要支援者の安否確認を迅速に行い、要配慮者支援班若しくは福祉対策部からの指示により報告を行う。

また、各支部は、警防班や各消防署班、消防団班と連携し、避難行動要支援者名簿を活用し、民生委員・児童委員、自主防災組織、福祉団体、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

（３）搬送体制の確保

各支部は、輸送班と連携し、自主防災組織等の協力も得て、避難行動要支援者を搬送する。また、緊急を要する場合は、警防班や各消防署班、消防団班と連携し、搬送する。

３．指定避難所・収容避難所及び福祉避難所における対策

支部（総合支所）地域市民福祉班、支部（地域センター）避難対策班、支部（地域事務所）地域班は、指定避難所及び収容避難所を開設するにあたり、バリアフリー化されていない場合は、要配慮者が利用しやすいようスロープや障がい者用トイレの仮設に努め、おむつの交換・授乳等ができる場所の確保等、適切に配慮する。

また、要配慮者に対しては次表のような様々な対策や配慮が必要となるため、地域保健班、健康支援班及び各班と連携し、相談窓口の設置や巡回相談等により支援ニーズを把握し、必要なサービスの提供に努める。

福祉避難所においても、生活相談員は要配慮者の相談等により必要となる支援を把握し、サービス提供を行う。

■指定避難所・収容避難所及び福祉避難所における対策や留意点

区分	対策・留意点
指定避難所・収容避難所における対策	○避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。 ○障がい者用のトイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設、車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。 ○食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において要配慮者が不利とならないように配付に配慮すること。また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。 ○避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障がい者に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等など要配慮者の状況に応じて情報を的確に伝える方法を用いること。 ○要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティアや関係団体へ協力を要請すること。 ○一般の避難所での生活が長期化した場合、必要に応じて福祉避難所への移送の調整を行うこと。
福祉避難所における対策	○上記の指定避難所・収容避難所における対策 ○要配慮者に対して生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を配置するとともに、男女双方の視点に配慮すること。 ○相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携し、他法により提供される介護を行う者（ホームヘルパー）の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。 ○避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

４．社会福祉施設等における対応

福祉対策部及び子ども未来対策部は、関係機関と連携し、社会福祉施設の人的被害や建物被害、指定避難所や他の社会福祉施設への収容の可否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認するなど社会福祉施設を支援する。

施設の管理者は、社会福祉施設等が被災した場合には、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、近隣住民、自主防災組織等の協力を得て、速やかに入所者の安全を確保する。

被災をしなかった社会福祉施設の管理者は、在宅の被災者の緊急入所の必要性が生じた場合、施設機能を低下させない範囲内で援護の必要性の高い被災者を優先し、施設への受入れに努める。

５．避難後の配慮

（１）要配慮者の状況調査及び情報の提供

各支部は、民生委員・児童委員、ボランティア等の協力を得て、在宅や指定避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施する。

要配慮者支援班、本部避難対策班は、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

（２）食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

本部避難対策班、支部（総合支所）地域市民福祉班、支部（地域センター）避難対策班、支部（地域事務所）地域班は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

（３）保健・福祉巡回サービス

地域保健班、健康支援班は、医師、民生委員・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、住宅、指定避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

（４）保健・福祉相談窓口の開設

地域保健班、健康支援班は、災害発生後、必要に応じて速やかに保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

■避難行動要支援者に対する対策

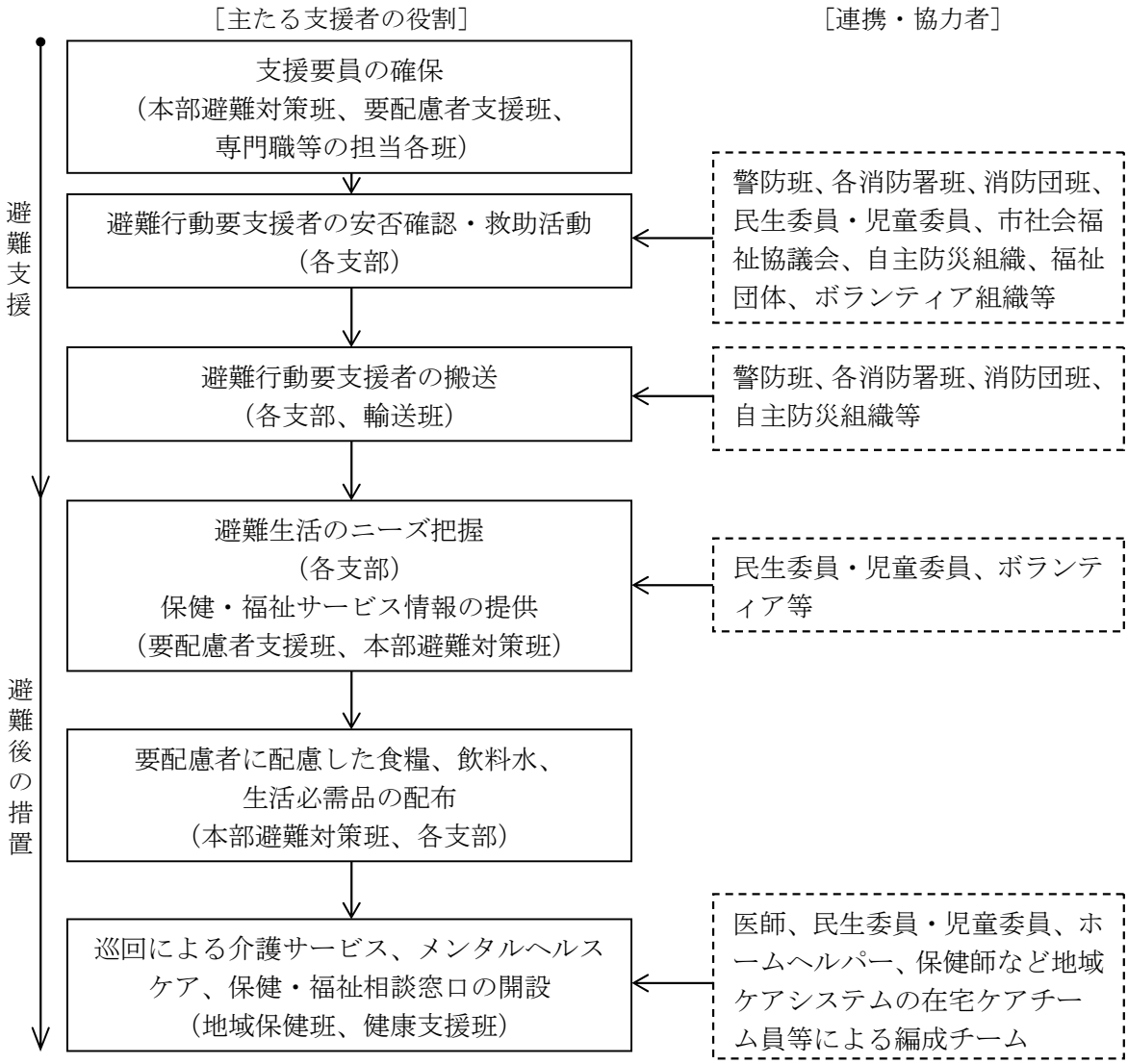

６．外国人に対する対策

（１）避難誘導

秘書班は、広報班と連携し、広報車や防災行政無線等を活用して多言語等による広報を実施するとともに、安全かつ速やかに外国人の避難誘導を行う。

（２）安否確認、救助活動

秘書班は、警防班や各消防署班、消防団班と連携し、警察、自主防災組織、自治会等の協力も得て外国人の安否確認や救助活動を行う。

（３）情報の提供

秘書班は、広報班と連携し、指定避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、外国人に配慮した継続的な情報の提供を行う。

また、指定避難所においては、食糧・物資等の配布場所等の情報を多言語で表記する等の配慮を行う。

（４）外国人相談窓口の設置

秘書班は、外国人のための相談窓口を設置し、生活相談に応じる。

■要配慮者関連施設

施設	関連法
児童福祉施設	児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第７条に基づく施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、情緒障がい児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター
障がい児通所支援施設	児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第６条の２に基づく施設
老人福祉施設及び老人居宅生活支援事業を行う事業所	老人福祉法（昭和 38 年７月 11 日法律第 133 号）第５条の３に基づく施設及び第５条の２に基づく老人居宅生活支援事業を行う事業所（訪問サービスを除く） 老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所
有料老人ホーム	老人福祉法第 29 条に基づく施設
障がい者支援施設及び障がい福祉サービス事業所の一部	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年 11 月７日法律 123 号）第５条に基づく施設及び障がい福祉サービスを行う事業所（訪問系サービスを除く）
地域生活支援事業所の一部	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条に基づく地域生活支援事業所（福祉ホーム及び通所系事業所に限る）
医療提供施設	医療法（昭和 23 年７月 30 日法律第 205 号）第１条の２②に基づく施設 病院、診療所、老人保健施設
幼稚園	学校教育法（昭和 22 年３月 31 日法律第 26 号）第 22 条に基づく幼稚園
認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年６月 15 日法律第 77 号）第３条に基づく施設

施設	関連法
小学校	学校教育法（昭和 22 年３月 31 日法律第 26 号）第 29 条に基づく小学校
中学校	学校教育法（昭和 22 年３月 31 日法律第 26 号）第 45 条に基づく中学校
その他	Ａ：生活保護法（昭和 25 年５月４日法律第 144 号）第 38 条②③④⑤⑥に基づく施設 救護施設、更生施設、授産施設、医療保護施設、宿所提供施設 Ｂ：学校教育法（昭和 22 年３月 31 日法律第 26 号）第 72 条に基づく施設・特別支援学校をいう。 Ｃ：その他実質的に要配慮者に関連する施設

第8節　救助･救急及び消火活動

[施策の体系･担当部班]

施策	担当部･班
第1項　救助･救急活動 １．消防対策部による救助・救急活動 ２．住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施 ３．応急救護所の設置 ４．医療機関への搬送 ５．他機関への協力要請 ６．土砂災害時の救助活動	□本部総括班 □消防対策部 □保健医療班 □各班
第2項　消防計画 １．情報収集、伝達 ２．応援要請 ３．消防用緊急通行車両の通行の確保	□消防対策部 □本部総括班

第1項　救助･救急活動

消防対策部は、災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な救助・救急活動を実施する。

■救助・救急の原則

○救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、市が行うことを原則とする。
○県、県警察及び自衛隊は、市が行う救助・救急活動に協力する。
○県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行う。
○市は、当該市の区域内における関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
○自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による活動を行う。
○自衛隊の救助・救急活動は「第６節第１項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保」の定めるところにより行う。

１．消防対策部による救助・救急活動

（１）情報収集、伝達

消防対策部は、119 番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

また、消防対策部長は、災害の状況を本部長（市長）及び知事に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

（２）救助・救急要請への対応

災害後に多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた宮崎市消防計画に基づき組織的な対策をとる。

救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関との連携のうえ、実施する。

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じたときは、民間の建設業者等の協力を得て迅速な救助活動を行う。

２．住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行う。

■住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動

○自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
○救助活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。
○自主的な防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救助活動を行う。
○自主救助活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救助を図る。
○救助活動を行うときは、可能な限り市町村、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受ける。

３．応急救護所の設置

保健医療班は、必要に応じて災害現場に応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

４．医療機関への搬送

1）保健医療班は、施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、搬送先の医療機関が治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、消防対策部に伝達する。

2）保健医療班は、消防対策部に配車・搬送を要請し、救急車等で医療救護活動が可能な医療機関へ搬送する。救急車等が不足し、緊急を要する場合は、市有車両又は調整した民間車両を使用する。

５．他機関への協力要請

「第３章　第６節　応援要請・受入れ」に準ずる。

６．土砂災害時の救助活動

消防対策部は、土砂災害による被害を拡大させないため、救出計画を立案した上で、直ちに救助活動を実施するとともに、新たな土砂崩れ等の二次災害の防止について、次のような対策を検討し、各班と連携をとり実施する。

■救出計画

○被災者の救出
○倒壊家屋の除去
○流出土砂・岩石の除去
○救助資機材の調達
○関係機関の応援体制

■土砂崩れ等の二次災害の防止対策

区分	対策
土砂災害の発生、拡大防止	○仮排水路の設置　○土のう積み ○不安定土砂の除去　○仮設防護柵の設置 ○ブルーシート張り
作業員の安全対策	○安全確認の徹底　○監視員等の配置 ○退避の方法、連絡手段等の徹底

第2項　消防計画

１．情報収集、伝達

（１）被害状況の把握

消防対策部は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し初動体制を整える。

（２）災害状況の報告

消防対策部長は、災害の状況を本部長（市長）に対して報告するとともに、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

２．応援要請

（１）応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できないときは、知事等に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

（２）応援隊の派遣

市は、消防相互応援協定及び知事の措置の求め等により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。応援に際しては「宮崎市消防局緊急消防援助隊応援計画」等により直ちに出動できる体制を確保する。

（３）応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは、「宮崎市消防局緊急消防援助隊受援計画」等に基づいて行う。

３．消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等必要な措置命令及び措置を行うことができる。

第9節　医療救護活動

［施策の体系・担当部班］

施策	担当部・班
第1項　医療体制 １．医療機関の動員計画 ２．医療救護活動 ３．保健・医療対策 ４．指定避難所の巡回 ５．医療機関等への応援要請 ６．補償	□福祉総務班 □保健医療班 □地域保健班 □健康支援班 □保健衛生班 □本部総括班 □親子保健班
第2項　搬送体制の確保 １．搬送の分担 ２．医療機関への搬送方法 ３．広域搬送体制の整備	□保健医療班 □地域保健班 □健康支援班 □保健衛生班 □消防対策部
第3項　医療情報の確保	□本部総括班 □情報分析班 □福祉総務班 □保健医療班
第4項　集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策 １．災害時医療の対象と範囲 ２．災害時医療体制の確立	□保健医療班 □地域保健班 □健康支援班 □保健衛生班 □消防対策部

第1項　医療体制

１．医療機関の動員計画

（１）医療救護班の編成

保健医療班は、医師会・歯科医師会・薬剤師会・日本赤十字社宮崎県支部等に対して、医師、看護師、薬剤師、その他医療関係者の出動等を要請し、医療救護班を編成する。

保健医療班、地域保健班、健康支援班、保健衛生班、親子保健班は、医療救護班と連携し、医療救護活動にあたる。

■医療救護班の編成基準

○医師　１名	○看護師等　３名	○事務担当者　１名

（２）医療機関の動員計画

福祉総務班及び保健医療班は、県、日赤、医師会等医療関係団体に対し、医療救護の協力要請を行う。

1）県への要請

本部長は、市において医療救護活動が困難な場合、県知事に対して医療救護班の派遣を要請する。

要請する場合は、次の事項を明らかにして行う。

■県への派遣要請時に必要な事項

○派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等ごとの医師、看護師数）	
○必要とする医療救護班数	○派遣場所
○救護期間	○災害の種類・原因等その他の事項

2）民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について十分な協力が得られるよう各機関の連携を図る。

3）災害拠点病院

県が指定する災害拠点病院をはじめ、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日赤宮崎県支部、市消防局等の関係機関と連携し、医療救護体制を確立する。

なお、緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備活用を図る。

■災害拠点病院

種別	医療圏名	医療機関名
基幹災害拠点病院	全　域	県立宮崎病院 宮崎市北高松町5-30　TEL：0985-24-4181
		宮崎大学医学部附属病院 宮崎市清武町木原5200　TEL：0985-85-1510
地域災害拠点病院	宮崎東諸県	宮崎市郡医師会病院 宮崎市大字有田1173番地　TEL：0985-77-9101 宮崎善仁会病院 宮崎市新別府町江口950-1　TEL：0985-26-1599

注）宮崎東諸県医療圏の救急告示医療機関については【資料編/5.資料等/【医療救護】救急告示施設一覧】を参照する。

（３）救護所の設置

保健医療班は、医師会等医療関係団体との連携により、医療救護活動が可能な被災地周辺の医療施設又は適当な地点に応急救護所を設けるとともに、学校・公民館等に救護所を設置し、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。

救護所の設置予定地は、次のとおりである。なお、災害の状況に応じて、これ以外の施設へも救護所を設置する。

■救護所の設置場所

地区	設置場所
中央北地区	宮崎東中学校、宮崎小学校、東大宮中学校、宮崎西中学校、潮見小学校
中央南地区	大淀中学校、赤江中学校、恒久小学校、国富小学校、大塚中学校
瓜生野地区	瓜生野小学校
木花地区	木花中学校
青島地区	内海小学校
倉岡地区	倉岡小学校
住吉地区	住吉中学校
生目地区	生目小学校
佐土原地区	佐土原総合文化センター
田野地区	田野中学校

地区	設置場所
高岡地区	高岡小学校
清武地区	清武中学校、加納小学校

２．医療救護活動

（１）医療救護活動の種類

医療救護班は、災害の状況に応じて適切な医療を行うため、次のような救護活動を行う。

■傷病度合による選別等（トリアージ）

○医療救護（助産も含む）	○死亡確認

（２）医療救護活動のための装備

医療救護班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとするが、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

（３）救護所での活動

地域保健班、健康支援班は、医療救護班と連携し、重傷者を医療機関で優先的に治療することを原則とし、次のような活動を行う。

なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回して医療救護を実施する。

■救護所での活動

○負傷者の傷害等の程度の判別	○転送困難な患者に対する医療
○重傷者に対する応急措置	○軽傷者に対する医療
○医療機関への転送の要否及び転送順位の決定	○死亡の確認

※必要に応じて、医療機関への緊急連絡事項を簡単に記したメモ（トリアージタッグ）を負傷者に装着する。

（４）医療機関での活動

1）医療機関との連携

保健医療班、健康支援班は、医療救護活動が可能な医療機関と連絡・調整をとる。

2）医療機関での活動

医療機関では、主として次の医療活動を実施する。

■医療機関における医療活動

○重傷病者への優先医療
○助産
○遺体の検案
○医療救護活動の記録、市災対本部への収容状況等の報告

（５）報告

保健医療班は、開設した救護所の状況を救護所開設状況報告にまとめ、本部に報告する。

資料編/6.様式/【医療救護】救護所開設状況報告

３．保健・医療対策

（１）重症度の判定（トリアージタッグ）

現地医療救護班の医師は、疾病者を次の４段階に区分し、それぞれの救命措置、応急措置を行う（トリアージとは、災害発生時等に多数の負傷者が同時に発生した場合、負傷者の緊急性や重傷度に応じて、適切な処置や搬送を行うための負傷者の治療優先順位を決定することをいう）。

1）傷病の緊急性や重傷度に応じ、次の４区分に分類し、トリアージタッグをつける。

2）限られた医療スタッフ・医薬品等の医療機能を最大限に活用し、可能な限り多数の負傷者の治療を行うため、災害規模等によりトリアージの運用は変更される。

■重症度の判定

順位	分類	識別色	負傷者等の状況
第１順位	重症	赤色（Ⅰ）	直ちに処置を行えば救命が可能な者
第２順位	中等症	黄色（Ⅱ）	多少治療の時間が遅れても生命には危険がない者 基本的にはバイタルサインが安定している者
第３順位	軽症	緑色（Ⅲ）	上記以外の軽易な傷病でほとんど専門医の治療を必要としない者
第４順位	死亡	黒色（０）	既に死亡している者又は直ちに処置を行っても明らかに救命が不可能な者

（２）特定医療対策

特定の医療情報を必要とする透析患者や難病患者等へは、あらかじめライフラインの不通を考慮する等、多様な情報提供と収集を行い、優先的な応急対策を実施する。

1）人工透析・難病患者・精神障がい者等の対応

保健医療班、健康支援班及び親子保健班は、災害によって最寄りの医療機関で必要な医療を受けることが不可能となった患者が発生した場合、医師会や他の医療機関と連絡調整し、人工透析等を円滑に受けることができるよう努める。

2）精神保健対策

保健医療班 、健康支援班は、災害後のＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障がい）等の精神的不安に対する対応を行う。

（３）保健活動

保健医療班、地域保健班、健康支援班、親子保健班は、災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策として、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施するとともに、こころのケアに対する相談・啓発を行う。

４．指定避難所の巡回

避難生活が長期にわたる場合は、指定避難所における感染症の予防、その他精神保健等を目的として、医師、看護師等による巡回診療を行う。

保健医療班、地域保健班、健康支援班は、巡回のために次の事項を行う。

■指定避難所の巡回

○巡回計画の作成	○医師会等への連絡・調整
○指定避難所への巡回診療の広報	

５．医療機関等への応援要請

（１）医療施設の確保

本部総括班は、医療救護班又は市内の病院、診療所等での処置が困難な場合には、県及び隣接市町村等の協力を得て、最寄りの医療機関に協力を要請し、収容施設を確保する。

（２）医薬品・資機材の確保

保健医療班及び保健衛生班は、災害の種類・規模に応じて、薬剤師会及び日本チェーンドラッグストア協会宮崎県支部との災害協定に基づき、関係医薬品・医療用資機材を調達する。市の要請により出動した医療救護班が使用する医薬品等については、市が調達した医薬品をもって対応するが、不足する場合は自己が携行した医薬品等を使用する。この場合、費用については、市が実費弁償する。

資料編/2.協定等/【物資提供】災害時における医薬品等の調達に関する協定書
資料編/2.協定等/【被災者支援】災害時における医療救護活動に関する協定書

６．補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、基本法及び救助法の規定及び条例に準じて行う。

第2項　搬送体制の確保

１．搬送の分担

消防対策部は、原則として被災現場から救護所までの搬送を行う。ただし、状況に応じて地域まちづくり推進委員会、自治会、住民が実施する。救護所から医療救護活動が可能な医療機関への搬送については、消防対策部及び健康管理対策部が連携を図り、対応する。

２．医療機関への搬送方法

健康管理対策部は、消防対策部に配車・搬送を要請し、救急車等で医療救護活動が可能な医療機関へ搬送する。救急車等が不足し、緊急を要する場合は、市有車両又は調達した民間車両を使用する。

３．広域搬送体制の整備

市内の拠点病院で対応できない患者の搬送は、ヘリコプター等による広域搬送体制により、県及び市が緊急搬送機関と連携しながら行う。

第3項　医療情報の確保

市は、常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、災害発生時の的確な医療救護活動の実施を図る。

また、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報については、ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講じる。

■情報収集・連絡体制の確立に必要な事項

○災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、県福祉事務所、災害拠点病院等との情報交換を行う。
○拠点病院等の医療機関、医師会、県福祉事務所、警察、消防局、自衛隊等との連絡体制の確立を図る。
○災害発生後における被災医療機関からの被害状況、負傷者の状況、医療従事者の確保状況、医薬品等の不足状況等を収集し状況把握を行う。
○報道機関等を活用した住民及び人工透析等特定の医療情報を必要とする者への情報提供と収集を行う。

第4項　集団的に発生する傷病者に対する災害時医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合、迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるよう組織的な医療提供体制を確立するとともに、関係機関が相互に協力して災害時医療の実施に万全を期する。

１．災害時医療の対象と範囲

（１）災害時医療の対象

暴風、豪雨、洪水、高潮、その他の異常な自然現象又は大規模な火事、爆発等、基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害により、傷病者が多数に及ぶ早急な医療救護活動を必要とするものを、災害時医療の対象とする。

（２）災害時医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド（応急手当）、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な医療を災害時医療の範囲とする。

２．災害時医療体制の確立

災害時には、限られた医療資源（人・物）の中で、いかに多くの傷病者に対応するかが求められる。そのため、市は、災害時医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。

■活動体制

○現地における応急救護所の設置並びに管理
○傷病者の救出、搬送及び災害現場の警戒並びに各機関における搬送の調整
○日赤に対する出動要請
○医師会、歯科医師会、薬剤師会に対する出動要請

第10節　緊急輸送のための交通の確保･緊急輸送活動

［施策の体系･担当部班］

施策	担当部･班
第1項　交通規制の実施 １．被害状況の把握 ２．交通規制の実施 ３．交通情報の整理・伝達	□道路維持班
第2項　緊急輸送道路の確保 １．緊急輸送道路の安全確保 ２．放置車両等の移動等の措置	□道路維持班
第3項　緊急輸送 １．緊急輸送の範囲 ２．緊急輸送の手段	□各班
第4項　車両等の確保 １．車両等の調達 ２．燃料の調達 ３．車両等の配車・運用 ４．緊急輸送車両の確認 ５．緊急交通路の確保	□輸送班
第5項　航空輸送･ヘリポートの開設 １．航空輸送 ２．ヘリポートの開設方法 ３．開設場所	□本部総括班　□消防対策部　□輸送班　□スポーツランド推進班
第6項　鉄道輸送	□輸送班　□都市戦略班
第7項　海上輸送	□本部総括班　□輸送班　□森林水産班 □都市戦略班

第1項　交通規制の実施

警察署は、国道、県道、市道の道路管理者と協力し、次のとおり市内道路の交通規制を実施する。

１．被害状況の把握

道路維持班は、道路や橋梁のパトロールを強化し、被害状況の早期発見に努める。

■パトロール時の留意点

○法面の土砂や樹木の崩落状況
○側溝等の流水状況
○橋梁の滞留物の状況
○道路占有物（ガス、水道、電力施設等）の被害状況
○応急復旧に必要な資機材の判断

２．交通規制の実施

（１）道路管理者による交通規制

道路管理者は、次のような交通規制を実施する。市道については、道路維持班が道路施設の巡回調査に努め交通規制を実施する。この場合は、警察署にその旨を通報する。

本部長は、市道以外の道路、橋梁で緊急に交通規制を必要とする場合、警察署に通報し規制を実施する。

■道路法に基づく交通規制の内容等

交通規制を行う状況	道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合
交通規制の目的	道路の構造の保全、交通の危険防止
規制内容・措置	区間を定めて道路の通行の禁止又は制限 通行禁止・制限の対象区間、理由を明記した道路標識を設置必要な場合は、道路標識にまわり道を明記
根拠法令	道路法第46条

■国道 220 号通行規制基準

通行規制区間	通行規制基準	危険内容	観測所	備考
宮崎市内海～日南市富土	・連続雨量が、170㎜に達した場合 ・落石等のおそれがある場合	落石及び土砂崩壊	伊比井・富土の各テレメーター	連続雨量の計測に当っては、以前の降雨が3時間で2㎜以下の場合には0として新たに計測する

■国道 10 号通行規制基準

通行規制区間	通行規制基準	危険内容	観測所	備考
宮崎市高岡町内山～都城市高城町本八重	・連続雨量が、200㎜に達した場合	落石及び土砂崩壊	四家のテレメーター	連続雨量の計測に当っては、以前の降雨が3時間で2㎜以下の場合には0として新たに計測する

（２）公安委員会又は警察署長による交通規制

公安委員会又は警察署長は、次のとおり交通規制を実施する。

■基本法に基づく交通規制の内容等

交通規制を行う状況	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、災害応急対策上必要があると認めるとき
交通規制の目的	災害応急対策の的確かつ円滑化
規制内容	区間又は区域を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限
根拠法令	基本法第76条第１項

■道路交通法に基づく交通規制の内容等

交通規制を行う状況	道路における危険防止、その他交通の安全と円滑を図る必要があると認められる場合
交通規制の目的	交通の危険防止、交通の安全確保
規制内容	歩行者又は車両等の通行禁止等

根拠法令	道路交通法第４条（公安委員会）、第５条（警察署長～規制期間が１ヶ月以内の場合）

（３）警察官による交通規制

警察官は、次のとおり交通規制を実施する。

■警察官による交通規制の内容等

交通規制を行う状況	車両等の通行が著しく停滞又は混雑した場合に、交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき
交通規制の目的	混雑緩和の措置
規制内容	車両等の通行の禁止、制限
根拠法令	道路交通法第６条

（４）相互連絡

各道路管理者は、警察署長と相互に密接な連絡をとり交通の規制を実施しようとするときは、あらかじめその規制区間・期間及び理由を警察署長へ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知する暇がないときは、事後においてこれらの事項を通知する。

３．交通情報の整理・伝達

道路維持班は、警察本部交通管制センター、宮崎北・南・高岡警察署及び道路管理者と連絡をとり、次に示す交通情報の整理、伝達を行う。

■交通情報の整理、伝達

○主要道路、橋梁等の被害状況及び復旧の見通し
○交通規制の実施状況
○特に危険と認められた道路及び橋梁の位置
○その他必要な事項

第2項 緊急輸送道路の確保

１．緊急輸送道路の安全確保

道路維持班は、輸送路となる道路の状況を点検し、次のような措置を講じ、安全通行の確保を図る。また、道路の通行禁止、制限等、輸送路の状況について、警察署と密接な連絡をとる。

■緊急輸送路の安全確保

○通行の安全が確保されない時点では、通行止め措置を含む交通規制措置をとる。また、その旨を警察署に連絡し、連携を図る。
○土砂崩れ等による通行障害が生じた場合は、二次災害防止に留意して、応急復旧を図る。この場合、建設業協会に協力を求める。
○路肩崩壊等危険箇所には、標識灯等を配置する。
○必要に応じ、要員を配置し、交通整理を行う。
○国・県が管理する道路の通行確保については、早期の対策を要望する他、必要に応じ、進んで復旧作業を行う。

２．放置車両等の移動等の措置

道路管理者は、放置車両等について、次の措置を講じる。

■放置車両等の移動等に関する措置

○道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要性があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。
○道路管理者は、上記の措置のため、やむを得ない必要があるときは、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分することができる。
○市は、知事からの指示等があった場合は、速やかに上記の措置を実施する。

■災害対策基本法に基づく車両等の移動の流れ

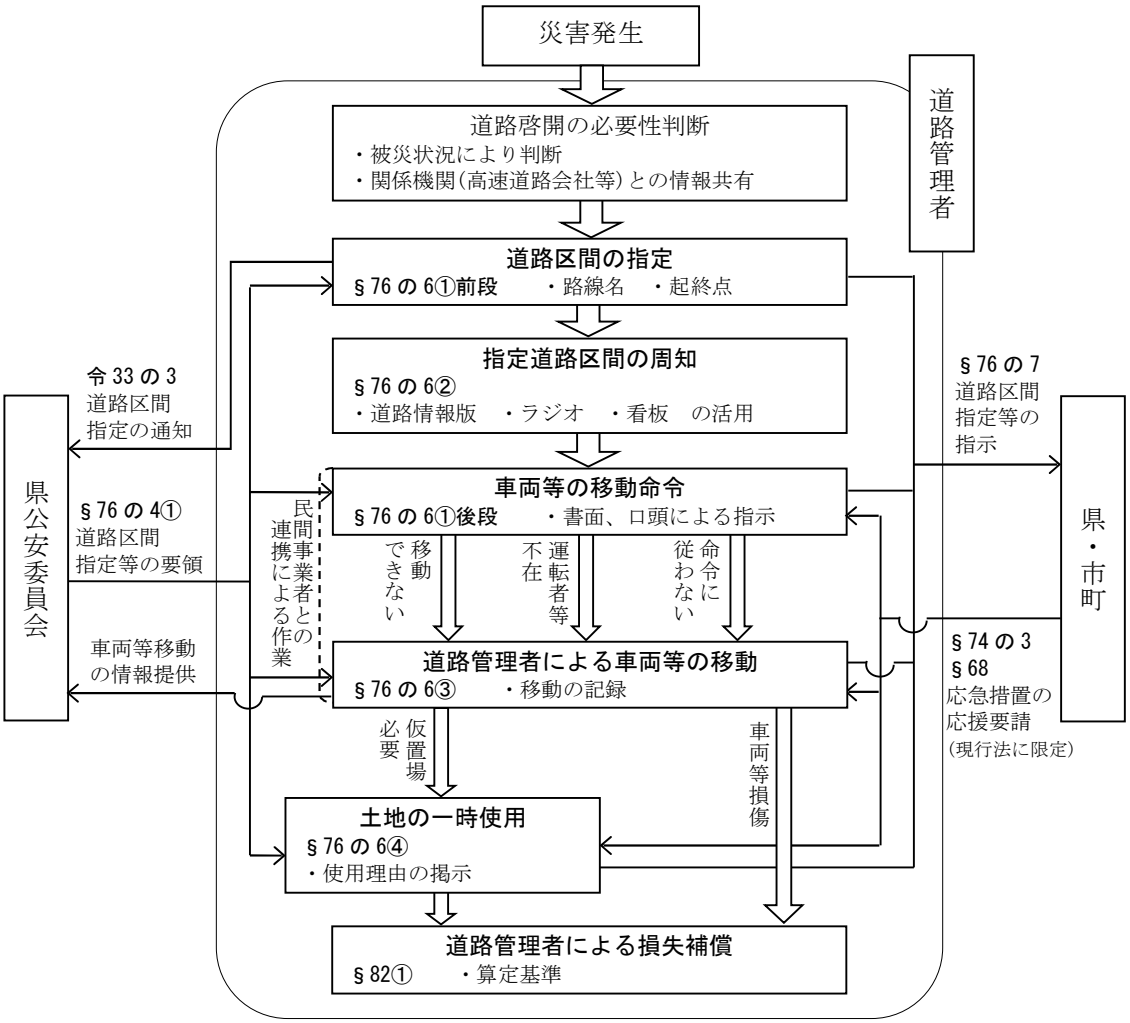

第3項 緊急輸送

１．緊急輸送の範囲

市は、防災関係機関等と連携し、次の段階・範囲を踏まえ、緊急輸送を実施する。

■各段階における緊急輸送の範囲

段階	優先される緊急輸送の範囲
第1段階 （災害発生直後の初動期）	○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材 ○消防・水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者 ○自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資 ○ヘリコプター等の燃料
第2段階 （応急対策活動期）	○前記の続行 ○食糧、水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災地外へ退去する被災者 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資
第3段階 （復旧活動期）	○前記の続行 ○災害復旧に必要な人員、物資 ○生活用品 ○郵便物 ○廃棄物の搬出

２．緊急輸送の手段

緊急輸送は、車両輸送を原則とするが、交通状況や必要性に応じて次の手段を用いる。

■緊急輸送の手段

○航空輸送（ヘリコプター）	○鉄道輸送（ＪＲ線）
○海上輸送（自衛隊、海上保安部、県、民間保有船舶）	

第4項 車両等の確保

１．車両等の調達

輸送班は、市有車両を効率的に管理し、各班の要請に基づき配車計画をたてる。

市有車両では対応が困難な場合や、特殊車両・船舶等については、配車計画に基づき民間輸送業者等からの借り上げを実施するとともに、市内で車両確保が困難な場合は県及び他市町に協力を要請する。

災害用務で職員の私用車を使用する必要があると認められる場合は、公用車として借り上げしたものとみなす。

なお、自衛隊車両については、状況により適切に要請する。

資料編/5.資料等/【緊急輸送】市保有車両の状況
資料編/5.資料等/【緊急輸送】民有車両保有台数

２．燃料の調達

輸送班は、市有車両・借上車両のすべてに必要な燃料の調達を行う。

３．車両等の配車・運用

（１）配車の請求

各班は、車両を必要とする場合は、目的、車種、トン数、台数、引渡場所及び日時を明示のうえ、輸送班に請求する。

（２）配車計画

輸送班は、緊急度、用途、必要とされる運搬力、走行性能等を考慮し、各班からの要請に対応する配車計画を調整する。

４．緊急輸送車両の確認

（１）緊急輸送車両として確認される車両

緊急輸送車両として確認される車両は、基本法第50条第２項に定める災害応急対策の実施責任者又はその委任を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両とする。

■緊急輸送車両を使用して従事する業務

○警報の伝達、避難の指示に関するもの ○消防、水防その他応急措置に関するもの ○被災者の救難、救助その他の保護に関するもの ○災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの ○施設、設備の応急復旧に関するもの ○清掃、防疫その他保健衛生に関するもの ○犯罪の予防、交通規制その他被災地における社会秩序の維持に関するもの ○前各号に掲げるもののほか、災害発生の防ぎょ又は拡大防止のための措置に関するもの

（２）緊急輸送車両の手続き

輸送班は、緊急輸送車両を使用する場合は、宮崎県地域防災計画の定めるところにより、知事又は県公安委員会に対し、緊急通行車両確認証明書等の交付を受ける。

（３）証明書及び標章の扱い

配備についた車両には、「宮崎市災害対策本部」の標識を付ける。また、緊急輸送車両の証明書を交付された車両には、「緊急輸送車両」の標識を車両の助手席側の見やすい箇所に掲示する。

なお、交付を受けた証明書は、運行責任者が常に携帯する。

資料編/6.様式/【緊急輸送】緊急通行車両の証明書等（様式1～4）

５．緊急交通路の確保

（１）緊急交通路

被災者の避難路、傷病者の搬送、救出・救助活動、救援物資輸送等に要する緊急輸送車両の通行を確保するため、県公安委員会において緊急交通路を指定している。

1）最優先道路･･･国道 10 号、宮崎自動車道
2）優先道路･････国道 220 号、宮崎インター佐土原線（一ツ葉有料道路）

（２）集積拠点施設等

輸送班は、災害による被害や緊急交通の開通状況を考慮し、市長が指示する場所に食糧及び物資等を集積する。

第5項 航空輸送･ヘリポートの開設

１．航空輸送

本部長は、災害による交通の途絶等により緊急に航空輸送を行う必要が生じたときは、知事に対し要請を行う。

本部総括班は、緊急輸送の方法、通信方法、ヘリポートの開設について自衛隊と連絡調整を行う。

２．ヘリポートの開設方法

本部統括班は、ヘリポートの開設について自衛隊と連絡調整を行う。

輸送班、スポーツランド推進班は、ヘリポート開設に必要な資機材を用意し、自衛隊に協力して設置にあたる。

■ヘリポートの開設の方法

区分	開設方法
地表面の条件整備	○回転翼の影響で砂塵等が舞い上がらない舗装された場所が最も望ましい。 ○グラウンド等の未舗装の場所になる場合は、板、トタン、砂塵等が舞い上がらないように処置する。また、地表面が乾燥している場合は、十分に散水する。 ○草地の場合は、硬質で丈の低いものであることが望ましい。
着陸点の表示	着陸点（直径30m）の中央に、石灰等を用いて直径10mの円を書き中央にHと記す。
風向の表示	○着陸帯付近に上空から確認できる吹き流し、又は旗をたてる。 ○着陸点中央からなるべく離れた地点で、地形、施設等による影響の少ない場所を選定する。 ○吹き流し・旗は、風速25m/s 程度に耐えられる強度を有していること。
その他の留意事項	○救急車、輸送車両の出入に便利なこと。 ○電話その他の通信手段の利用が可能であること。

３．開設場所

ヘリポートの基地となる場所は、「第３章　第６節　応援要請・受入れ」を参照する。その他必要な場合は、設置基準等条件を満たす場所を利用する。

第6項 鉄道輸送

道路等の被害により車両輸送が困難な場合又は遠隔地との輸送で鉄道輸送が適当な場合は、鉄道による輸送を行う。

輸送班は、次の事項を明らかにしてＪＲ九州及びＪＲ貨物に要請する。

■要請事項

○輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量） ○輸送を必要とする区間　　○輸送の予定時間　　○その他必要な事項

■要請先

物資輸送	日本貨物鉄道株式会社九州支社九州北部支店大分・宮崎営業所	097（537）3564
人員輸送	九州旅客鉄道株式会社宮崎支社	0985（51）5988

第7項 海上輸送

本部長は、海上による輸送が適当な場合は、自衛隊、海上保安部、県有船舶及び民間船舶に対して協力を要請し、海上輸送を行う。

海上輸送は、輸送班及び森林水産班が行う。

■海上輸送要請時に明らかにする事項

○災害の状況及び応援を必要とする事項 ○応援を必要とする期間 ○応援を必要とする船舶数 ○応援措置事項 ○その他参考とする事項

■海上輸送の要請方法

	内容
自衛隊及び海上保安部船艇による輸送	○県に対して要請する。
県有船舶による輸送	○県に対して文書にて要請する。 ○緊急を要する場合は、口頭又は電話にて要請し、後日速やかに文書を提出する。
民間船舶による輸送	○九州運輸局宮崎運輸支局に斡旋を依頼する。 ［連絡先］ 九州運輸局宮崎運輸支局：0985（51）3824 ○漁船等による輸送を行う場合は、漁業協同組合に要請する。

第11節　食糧･飲料水及び生活必需品の調達･供給活動

［施策の体系･担当部班］

施策	担当部･班
第1項　食糧供給計画	□本部避難対策班 □本部総括班 □市民班 □市場班 □輸送班 □保健給食班
第2項　給水計画	□上下水道対策部 □広報班 □情報分析班 □環境指導班 □本部総括班
第3項　生活必需品等供給対策	□本部総括班 □本部避難対策班 □輸送班

第1項　食糧供給計画

本項目については【地震災害対策編　第３章　第９節　第１項食糧供給計画】を参照する。

第2項　給水計画

本項目については【地震災害対策編　第３章　第９節　第２項給水計画】を参照する。

第3項　生活必需品等供給対策

本項目については【地震災害対策編　第３章　第９節　第３項生活必需品等供給対策】を参照する。

第12節　保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　防疫・保健衛生対策 １．防疫・保健衛生活動の実施 ２．県との協議 ３．感染症予防業務の実施 ４．他機関に対する応援要請	□本部総括班 □環境政策班 □防疫班 □地域保健班 □健康支援班 □保健衛生班 □上下水道対策部
第2項　衛生対策 １．食品衛生対策 ２．入浴サービスの提供	□本部総括班 □保健衛生班
第3項　被災動物対策	□保健衛生班
第4項　し尿、ごみ、がれきの処理対策 １．し尿の処理 ２．ごみの処理	□本部総括班 □環境政策班 □環境施設班 □環境業務班 □上下水道対策部
第5項　障害物除去対策 １．障害物の除去 ２．その他の障害物の除去 ３．県への要請 ４．除去した障害物の処理	□本部総括班 □建築住宅班 □土木班 □道路維持班 □上下水道対策部 □支部（総合支所）農林建設班 □環境施設班
第6項　被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策	□環境指導班 □建築行政班

第1項　防疫・保健衛生対策

被災地での環境衛生の確保、感染症及びその他の疾病を予防するため、次の予防防疫措置を実施する。

■防疫・保健衛生活動の原則

○被災地（特に浸水地）の衛生確保
○指定避難所の衛生確保
○感染症患者等の早期発見及び感染症防止
○消毒液の備蓄

１．防疫・保健衛生活動の実施

（１）防疫・保健衛生計画の作成

環境政策班は、福祉総務班、各支部、指定避難所の職員、保健所等からの報告のほか、自らの調査に基づき被災地、指定避難所等の衛生状態を把握する。

また、実情に応じて、環境政策班及び地域保健班、健康支援班、保健衛生班は、次の対策活動について計画し、実行する。

■防疫・保健衛生計画の項目

○被災地（浸水地）の消毒	○指定避難所の衛生確保
○疫学調査	○健康診断・健康相談体制

（２）防疫班の編成

環境政策班は、「災害等における防疫作業に関する協定」に基づき、宮崎県ペストコントロール協会に協力を要請し、防疫活動を実施する。宮崎県ペストコントロール協会は、災害の状況に応じて防疫班を数班を編成する。また、宮崎県ペストコントロール協会は、災害の規模に応じ九州各県のペストコントロール協会に応援を求めるものとする。

資料編/2.協定等/【その他】災害等における防疫作業に関する協定書

（３）被災地等の消毒

環境政策班は、安全な生活環境の確保のため、浸水被害地区の浸水家屋等に対して感染症発症リスクの高い床上浸水被害の住宅から優先的に防疫作業を実施する。

環境政策班は、平時から水害被害の防疫対策として、消毒液を備蓄するものとする。

また、それぞれ消毒の実施方法は、次のとおりである。消毒機器及び薬品は、市が所有するもの又は業者から調達する。

■被災地の消毒方法

区分	消毒方法
床上浸水住宅優先	クレゾール石鹸液、塩化ベンザルコニウム液散布等
汚染した井戸	飲用不可（水質検査後判断）
そ族昆虫の駆除	殺虫剤等の散布
毒劇物の取り扱い	回収及び流出飛散防止を実施
その他	適宜必要な措置

（４）指定避難所の衛生確保

環境政策班、上下水道対策部及び保健衛生班は、避難所責任者・自主防災組織代表の協力を得て、指定避難所において定期的な消毒、飲料水の水質検査を実施する。

（５）避難所生活者の健康管理

地域保健班及び健康支援班は、必要に応じて男女双方の相談員による指定避難所の巡回相談を行い、疾病の予防・栄養状況の把握・健康の管理を行う。

また、県等と連携し、「心のケア」に対する相談窓口を設置し、被災者の心理的ケアに対応する。

■防疫・保健衛生活動の流れ

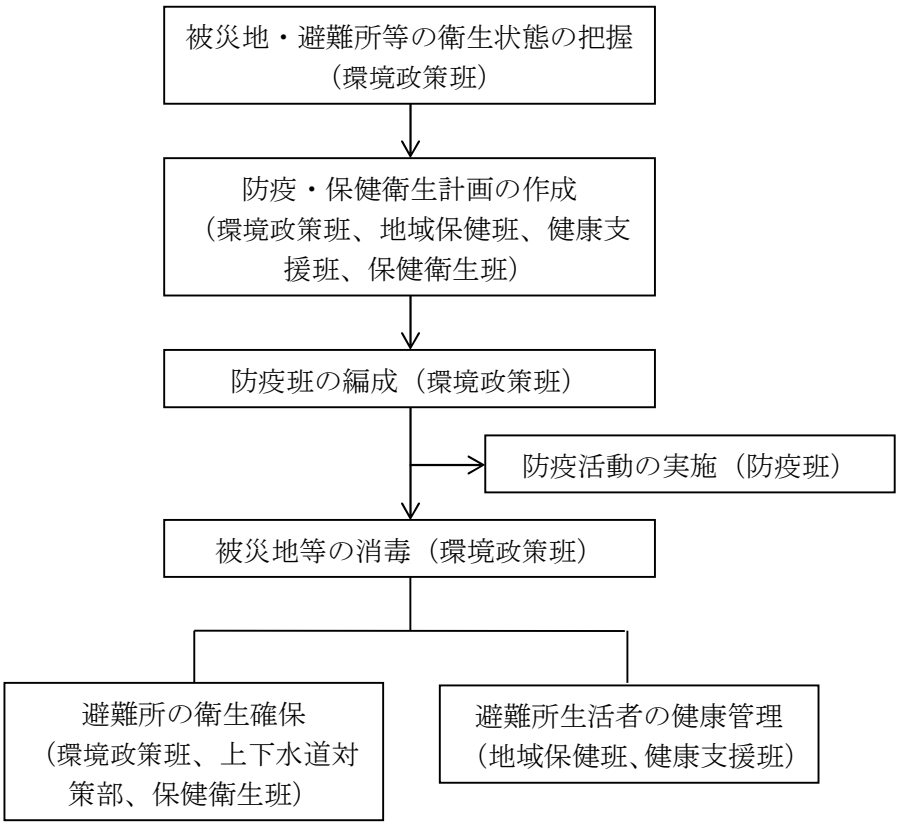

２．県との協議

本部長は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づく防疫措置等を行う。市単独で実施できない場合は県と協議を行う。

３．感染症予防業務の実施

（１）疫学調査

健康支援班、地域保健班は、医師会等の協力を得て、医師・保健師又は看護師その他の職員により疫学調査班を編成し、感染症発生の疑いのある被災地、指定避難所での疫学調査・健康診断を実施する。

健康支援班は、医療機関から保健所に１類及び２類感染症等の患者等に係る届出が行われた場合、感染症法に基づき入院措置等の対応を行う。

■感染症指定医療機関の状況

名称	所在地	収容能力
県立宮崎病院	北高松町５－30	第１種１床、第２種６床

（２）防疫体制の強化

健康支援班、地域保健班、保健衛生班、環境政策班は、災害時における感染症の発生の予防等防疫措置の強化、徹底を図る。

■防疫措置等

○感染症法に基づく感染症の発生状況等の把握、調査 ○健康状態の把握、健康診断の実施 ○清掃、消毒の方法の習熟、住民への広報、周知 ○安易な薬品の散布は、環境保全、身体への影響を配慮し可能な限り避ける。

（３）指定避難所の防疫指導

健康支援班、地域保健班、保健衛生班、環境政策班は、指定避難所は多数の者を収容するため衛生状態が悪く、感染症発生の原因となることが多いため、次の措置を実施する。

■指定避難所における防疫指導

○指定避難所の清掃及び、消毒方法の周知・指導 ○避難者に対する健康調査の実施 ○給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする。） ○配膳時の衛生保持、残渣物、厨芥等の衛生的処理の指導 ○飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒） ○指定避難所における衛生に関する自治組織編成の指導 ○トイレの消毒方法等の周知・指導 ○簡易トイレの設置 ○手洗い用水、速乾性手指消毒薬の設置

４．他機関に対する応援要請

（１）他機関への応援要請

本部長は、市単独での防疫活動が困難な場合は、県・日本赤十字社・医師会・近隣市町村等関係機関へ応援を要請する。

（２）薬剤の調達

薬剤等は、医薬品メーカー、卸売業者から調達又は購入するが、緊急の場合は最寄りの薬局等から購入する。

第2項　衛生対策

１．食品衛生対策

保健衛生班は、被災地における食品の衛生確保を図るため、次の食品衛生に関する指導を実施する。

■食品衛生に関する指導内容

○食品関係営業施設の実態把握及び監視指導 ○指定避難所数の把握及び指定避難所における食品衛生指導及び啓発 ○炊き出し施設等の衛生指導 ○指定避難所用弁当調製施設等の監視指導 ○飲料水の衛生指導

２．入浴サービスの提供

保健衛生班は、災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、避難生活において衛生及び健康上の間題が発生するおそれがある場合は、入浴サービスの提供を行う。

なお、必要に応じて、入浴温水シャワー設備を有する事業者、公衆浴場の管理者、自衛隊に対し、県を通じて協力を依頼する。

第3項　被災動物対策

保健衛生班は、災害時に負傷した動物及び飼主不明の動物など保護が必要な動物に対し、その保護や適正飼育のための必要な措置を行う。

また、「災害時の被災動物対策行動計画」を作成し、本項の円滑な実施を図る。

なお、本項で対象とする動物は、犬やねこなどの愛玩動物とする。

■被災動物対策

○被災動物救護所の設置と運営
○被災動物の収容及び治療
○指定避難所での動物飼育状況の把握
○指定避難所での動物の適正飼養の推進
○被災動物の所有者への返還及び返還のできない動物の譲渡推進

第4項　し尿、ごみ、がれきの処理対策

災害廃棄物の処理については、「宮崎市災害廃棄物処理計画」で定め、円滑な実施を図る。

１．し尿の処理

（１）応急汲取りの実施

環境業務班は、浸水等により便槽等が使用不能になった地域を対象に、し尿汲取りを応急的に実施する。

■し尿汲取りの実施体制

処理区域	委託業者名	運搬先（し尿処理施設等）
宮崎地区	株式会社宮崎衛生公社	宮崎市衛生処理センター
田野・高岡・清武地区	株式会社産商	
佐土原地区	有限会社佐土原サニタリー	宮崎市佐土原クリーンパーク
注 1）処理区域ごとの処理が困難な場合は、適宜、業者に指示して収集運搬を実施する。		

（２）仮設トイレの設置

環境業務班は、避難所に必要な数の仮設トイレを確保し、設置する。

設置に当たっては、避難所数と避難者数の状況等を踏まえ、仮設トイレ設置計画を策定するとともに、仮設トイレ設置計画に基づき業者に委託して仮設トイレを設置する。

なお、業者の備蓄数が不足し、仮設トイレ設置計画の遂行に支障をきたすおそれのあるときは、他市町等に仮設トイレの供給及び設置協力を要請する。

資料編/5.資料等/【食糧等調達・供給】仮設トイレ保有業者一覧

（３）し尿の収集・処理

1）し尿収集計画

環境業務班は、仮設トイレの設置状況及び既設トイレの被害状況等を踏まえ、し尿収集計画を策定する。

2）し尿の収集運搬

環境業務班は、業者に委託してし尿の収集運搬を実施する。

3）し尿の処理

環境施設班は、処理施設に搬入されたし尿の処理を実施する。

なお、上下水道対策部における調査の結果、下水道関連施設の被害が軽微で、上下水道対策部が受入可能と判断した場合に限り、マンホール等下水道関連の施設へ投入を行う必要が生じた場合は、上下水道対策部との調整を図り、投入可能な施設を指定して、環境業務班が業者に投入を指示する。

4）近隣市町への要請

本部長は、市においてし尿の収集運搬及び処理施設における処理が困難な場合は、近隣市町に応援を求めて実施する。

■し尿処理施設等

名称	所在地	電話番号	処理能力	処理対象地区
宮崎市衛生処理センター	宮崎市大字田吉字番所下4853-9	51－2548	107kL／日 ※	宮崎地区 田野・高岡・清武地区
宮崎市佐土原クリーンパーク	宮崎市佐土原町下田島18777-2	73－0125	43kL／日	佐土原地区

※衛生処理センターの処理能力は受入量であり、佐土原クリーンパークは処理能力である

２．ごみの処理

（１）ごみの収集運搬

環境業務班は、被災地の状況を考慮し、緊急の処理を必要とする地域からごみの収集を行い、処理施設まで運搬する。収集の際は、あらかじめ収集地域・収集日時・排出方法等を広報する。

なお、被害が甚大な場合については、「宮崎市災害廃棄物処理計画」に基づき実施する。

（２）第１次処理対策の実施

1）仮置場の設置及び実施措置

環境政策班は、大規模災害により一時に大量の災害廃棄物が排出され、通常の処理体制では処理を行うことが困難であると判断されるときは、災害廃棄物の仮置場を設置する。

仮置場では、次の措置を実施する。

■仮置場の実施措置

○可燃物・不燃物・資源物・危険物・家電リサイクル対象品等の分別 ○消毒剤・消臭剤等の薬剤散布

2）収集運搬

環境業務班は、原則として、次のとおり収集運搬を行う。

ア　生ごみ等腐敗性の特に高いものについては、被災地における防疫上、早急に収集運搬を行う。

イ　仮置場が設置されたときは、住民に対して仮置場への直接搬入への協力を要請する。

ウ　上記の直接搬入が困難な場合には、塵芥車両等を配車して仮置場までの収集運搬を行う。

（３）第２次処理対策の実施

環境業務班は、仮置場に集積後、分別された災害廃棄物を一般廃棄物処理施設まで運搬する。

環境施設班は、適正なごみ処理が行われるよう関係機関との連絡調整を図るとともに、ごみ処理施設等に直接搬入する住民・事業者に対し廃棄物の分別の協力を要請する。

1）ごみ処理施設（エコクリーンプラザみやざき）

適正なごみ処理が行われるよう、施設運転管理者と連絡調整を図る。

2）最終（埋立）処分場（直営）

最終処分場に搬入された瓦礫等の廃棄物を適正に処理する。

■一般廃棄物処理施設

名称	所在地	電話番号	処理能力	処理対象地区
ごみ処理施設（焼却・中間処理） エコクリーンプラザみやざき	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1	30－6511	・焼却溶融施設 579ｔ／日 ・リサイクル施設 266ｔ／5ｈ	・宮崎市全域
最終（埋立）処分場 エコクリーンプラザみやざき	宮崎市大字大瀬町字倉谷 6176 番 1	30－6511	・管理型最終処分場 577,000m^3	・宮崎市全域 ただし、下記３施設で受入困難な場合に限る 瓦礫類など限られたごみ
最終（埋立）処分場 佐土原町一般廃棄物埋立処理場	宮崎市佐土原町西上那珂 3378 番地	74－3828	・管理型最終処分場 123,000m^3	・宮崎市全域 瓦礫類など限られたごみ
最終（埋立）処分場 田野町一般廃棄物最終処分場	宮崎市田野町乙 2003 番地 1	86－4303	・管理型最終処分場 16,185m^3	・宮崎市全域 瓦礫類など限られたごみ
最終（埋立）処分場 清武町一般廃棄物最終処分場	宮崎市清武町今泉甲 4212 番地 2	85－5301	・管理型最終処分場 54,000m^3	・宮崎市全域 瓦礫類など限られたごみ

（４）県への要請

本部長は、市においてごみの収集処理が困難な場合は県に要請する。

第5項 障害物除去対策

１．障害物の除去

（１）住宅関係の障害物の除去

1）除去すべき対象

住家及びその周辺に運び込まれた土砂、竹木等の障害物又は建物等の倒壊により発生した障害物の除去は、救助法に準じて実施する。なお、次の条件に該当するものが救助法に定める対象である。

■障害物除去の対象

○当面の日常生活が営み得ない状態にあること ○日常生活に欠くことのできない場所に障害物が運び込まれたとき ○又は屋敷内に運びこまれているため家の出入が困難な状態であること ○自らの資力によっては除去ができないものであること ○住家が半壊又は床上浸水したものであること ○応急措置の支障となるもので、緊急を要すること ○当該災害によって住家が直接被害を受けたものであること

2）除去の実施

①救助法適用前

救助法の適用前は、建築住宅班が、周囲の状況を考慮して優先度の高い箇所を指定し、建設業者、自衛隊等の協力を得て作業班を編成し実施する。

②救助法適用後

救助法が適用された場合の障害物の除去は、次のとおり実施する。

ア　市は、除去対象戸数及び所在を調査し、県知事に報告する。なお、除去を実施する戸数は、半壊及び床上浸水した世帯の15％以内とする。ただし、障害物除去の対象数は、県知事を経由して厚生労働大臣による承認を求め引き上げることができる。

イ　除去作業は市が行う。

ウ　労力、機械等が不足する場合は、県に要請し隣接市町からの派遣を求める。また、建設業者に協力を求める。

エ　支出できる費用は、ロープ、スコップ、その他除去のため必要な機械器具等の借上費、輸送費及び人夫費とし、救助法の定めによる。

オ　実施期間は、災害発生の日から10日以内を原則とする。

3）除去作業上の留意事項

除去作業を実施するに当たっては、次の点について十分留意して行う。

■除去作業上の留意点

○他の所有者の敷地内で作業が必要なときは、可能な限り管理者、所有者の同意を得る。 ○除去作業は、緊急やむを得ない場合を除き、再度の輸送や事後に支障が生じないよう配慮して行う。 ○障害物の集積場所については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、また、収集作業のしやすいよう関係各部・各班と協議し、除去作業実施者が決める。

２．その他の障害物の除去

（１）河川関係障害物の除去

土木班及び支部（総合支所）農林建設班は、災害時における管内河川、排水路等の巡視を行うとともに、必要に応じ、阻害となる障害物等を除去する。

（２）下水道障害物の除去

上下水道対策部（下水管路班・下水処理場班）は、被災した下水道の調査を行い、障害物を除去する。

（３）主要道路上の障害物の除去

道路維持班及び支部（総合支所）農林建設班は、災害時における市道の巡視を行い、道路に障害を及ぼしている障害物を除去する。

障害物の集積場所は、災害発生箇所に近く、交通に支障のない国有地・県有地・市有地を選定する。なお、民有地を使用する場合は、所有者と契約を締結する。

資機材は、市所有資機材を使用するが、不足するときは建設業者の協力を求め調達する。

（４）港内の障害物の除去

港内の障害物は、その所有者が除去する。なお、所有者が不明な場合は、港湾管理事務所が除去する。

３．県への要請

本部長は、市において障害物の除去が困難な場合は県へ要請する。

４．除去した障害物の処理

環境施設班は、可燃物については、原則として焼却施設で処理する。やむを得ない場合は、環境業務班に依頼し、市長の指示する公有地等に一時的に集積し、焼却施設で処理する。また、不燃物については、市の不燃物処理施設で処理する。

第6項　被災建築物等のアスベスト飛散･ばく露防止対策

環境指導班、建築行政班は、アスベスト飛散防止対策が必要と認められた被災建築物の管理者･所有者等に対して、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

また、必要に応じて、市民やボランティアに対してアスベスト飛散の危険性に関する注意喚起や健康被害を防止するための措置等について助言を行う。

その他の必要な対策は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（環境省平成29年９月）」に準じて実施する。

■アスベスト飛散防止対策にかかる応急措置

区分	概要
養生	ビニールシート等によって飛散防止を図る。
散水・薬剤散布	水・薬剤等の散布を行い湿潤化・固形化等の措置を行う。
立入禁止	散水・養生等が行えない場合は、石綿へのばく露を防ぐため、対象建築物の周囲をロープ等によって区切り、立入禁止とする。

第13節　行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　行方不明者の捜索 １．捜索依頼・届出の受付 ２．捜索の実施	□本部総括班 □消防対策部 □市民班 □支部（総合支所）地域市民福祉班 □支部（地域センター）支部総務班 □地域コミュニティー班 □支部（地域事務所）地域班 □環境政策班
第2項　遺体収容所の開設と運営 １．遺体の検案 ２．遺体処理のための資機材確保 ３．遺体の収容・安置 ４．漂着遺体の取り扱い	□環境政策班 □福祉対策部
第3項　遺体の火葬・埋葬 １．火葬・埋葬 ２．県への要請	□環境政策班 □本部総括班 □市民班

第1項　行方不明者の捜索

１．捜索依頼・届出の受付

本部総括班は、市民班、支部（総合支所）地域市民福祉班、支部（地域センター）支部総務班、地域コミュニティー班、支部（地域事務所）地域班、環境政策班と連携し、所在の確認できない住民に関する問い合わせや、行方不明者の捜索依頼・届出の受付を次のとおり行う。

資料編/6.様式/【行方不明者等捜索】要捜索者名簿

■捜索依頼・届出の受付

	内容
行方不明者受付所の設置	市役所内に「行方不明者受付所」を開設し、届出受付の窓口とする。
行方不明者の特徴の取り扱い	届出を受けたときは、行方不明者の特徴について、下記のことを可能な限り詳細に聴き取り、記録する。 ・住　所　　・身　長 ・氏　名　　・体　重 ・年　齢　　・着衣その他の身体的特徴等 ・性　別
要捜索者名簿の作成	届出については、まず避難者名簿で確認し、不明者については「要捜索者名簿」を作成する。

２．捜索の実施

本部総括班は、消防対策部に行方不明者の捜索を依頼する。消防対策部は、消防署・消防団で捜索班を編成し、「要捜索者名簿」に基づき、次のように班単位で捜索を実施する。

また、必要に応じて警察署、自衛隊、海上保安部及び漁業協同組合等の協力を得る。

■行方不明者の捜索の実施

○捜索活動は、消防対策部が関係機関と連絡をとりながら実施する。
○捜索活動中に遺体を発見したときは、本部及び警察署に連絡する。
○発見した遺体は、現地の一定の場所に集め、所要の警戒員を配置し監視を行う。
○捜索の実施期間は、災害発生の日から原則として10日以内とする。

第2項　遺体収容所の開設と運営

１．遺体の検案

環境政策班は、遺体処理班を編成し、遺体収容所を開設し、搬入されてきたすべての遺体について、警察による検視及び医師による遺体の検案を行う。検視及び検案が終了した遺体について、警察からの引継ぎを受けて遺体収容所の安置場所に安置する。

■遺体の検視と検案

○遺体の検視は、警察が行う。
○遺体の検案は、医師が行う。
○遺体の検視・検案は、死亡診断のほか、洗浄、縫合、消毒等の必要な処置を行うとともに検案書を作成する。
○警察官が検視時に、人相、所持品、着衣、その他の特徴等を記録し、遺留品を保管する。
○検案を終えた遺体は、警察とともに環境政策班が遺体収容所内の安置場所に安置する。

２．遺体処理のための資機材確保

環境政策班は、災害時の協定に基づき関係団体等に協力を依頼し、遺体処理に必要な納棺用品等の資機材を調達する。

３．遺体の収容・安置

環境政策班は、検案を終えた遺体について、福祉対策部、警察署及び自主防災組織等の協力を得て、身元確認と身元引受人の発見に努めるとともに、次のとおり収容・安置する。

■遺体の収容・安置

○協定の締結先等の協力を得て遺体収容所（安置所）を開設する。なお、適当な既存建物が確保できない場合は、学校等に仮設遺体収容所（安置所）を設置する。
○遺体の検案書を引き継ぎ、「遺体処理台帳」を作成する。
○棺に氏名及び番号を記載した氏名札を添付する。
○遺族その他から遺体の引き取りの申し出があった場合、遺体の身元が判明している場合は、警察と連携し遺族、親族に引き渡すとともに「遺体処理台帳」に必要事項を記入する。

４．漂着遺体の取り扱い

他市町村から漂着した遺体については、原則として身元が判明している場合は、当該市町村に連絡して遺体の照会及び引き取りを要請する。ただし、身元不明者や災害状況によっては、当該市町村に代わり可能な限り遺体の処理を実施する。

第3項　遺体の火葬・埋葬

１．火葬・埋葬

環境政策班は、遺族等が遺体の埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がいない場合は、応急的な遺体の火葬及び一時的埋葬等の対応を行う。

資料編/6.様式/【行方不明者等捜索】遺留品処理票

■火葬・埋葬

○火葬は、宮崎市葬祭センターで行う。
○市民班は、遺体検案書を元に遺族から死亡届が提出された場合、または警察等から死亡報告が提出された場合、死亡届・死亡報告を受理し埋火葬許可証等を発行する。
○身元不明の遺体については、遺体の損傷具合や災害の程度に合わせて、柔軟に火葬等の対応を行う。
○遺留品は、包装して氏名札及び遺留品処理票を添付し、保管所に一時保管する。
○葬祭センターが被災し使用できない場合や遺体が多数のため火葬場で処理できないときは、近隣市町の火葬場又は県を通じて県外の火葬場に依頼する。
○前述の火葬が間に合わない場合は、本部長と協議し、一時的な埋葬を行うなどの特例による対応を行う。
○火葬した遺骨は、一時市施設等に安置し、「埋葬台帳」を作成する。
○遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望があるときは、「遺留品処理票」により整理のうえ引き渡す。
○遺骨の引き取り人がない場合は、本部長が指定する墓地に仮埋葬する。
○火葬・埋葬期間は、原則として災害発生の日から10日以内とする。

■火葬場の状況

名称	所在地	１日あたり能力
宮崎市葬祭センター	大字郡司分乙2356番地	平時　16体、非常時　36体

２．県への要請

本部長は、市において行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋火葬が困難な場合、次の事項を明らかにして県に要請する。

■県への要請

○捜索、処理、埋火葬別の必要人員
○捜索地域
○埋火葬施設の使用可否
○必要な輸送車両
○遺体処理に必要な資材・機材の品目別数量

第14節　応急住宅対策

［施策の体系・担当部班］

施策	担当部・班
第1項　被災建築物等の危険度判定	□建築行政班 □開発審査班
第2項　住宅の応急修理 １．応急修理の実施の決定 ２．修理対象住宅の選定 ３．応急修理の実施	□本部総括班 □建築住宅班 □福祉対策部
第3項　応急仮設住宅の建設 １．実施の決定・内容 ２．建設地の選定 ３．建設の実施 ４．入居・管理事務 ５．コミュニティづくり ６．その他、県から要請のあった業務	□本部総括班 □建築住宅班 □福祉対策部 □地域コミュニティ班
第4項　公的住宅等の空き家の活用	□建築住宅班
第5項　広域一時滞在	□本部総括班

第1項　被災建築物等の危険度判定

本項目については【地震災害対策編　第３章　第 12 節　第１項被災建築物等の危険度判定】を参照する。

第2項　住宅の応急修理

１．応急修理の実施の決定

（１）実施者

応急修理の実施は、特別な事情がある場合以外は県の役割とされており、市は県と情報共有を行い、対象者の選定を実施する。工事の施工は、原則として工事請負により行う。

（２）対象者

応急修理の実施の対象者は、次のいずれかの条件に該当する者とする。

■応急修理の対象者

○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊したもの（いわゆる大規模半壊。該当者の資力を問わない。）
○住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では住家の応急修理をすることができない者（いわゆる中規模半壊・半壊。県又は市は該当者に資力が無いことを確認することが必要）
○災害により住家が半壊に準じる程度の損害を受け、自らの資力では応急修理することができない者（いわゆる準半壊。県又は市は該当者に資力が無いことを確認することが必要）

（参考：災害に係る住家の被害認定基準運用指針より抜粋）

全壊	半壊			準半壊	純半壊に至らない
	大規模半壊	中規模半壊	半壊（左記未満）		
住家の延べ床面積に被害床面積割合					
70%以上	50%以上70%未満	30%以上50%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満
住家の主要な構成要素の経済的被害の住宅全体に占める損害割合					
50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満

■応急修理の対象外

○住家が全壊、全焼、流失した場合
○残存した部分において、差し当たりの生活に支障がない場合
○借家であって家主が応急修理できる場合
○会社の寮、社宅等であって会社が応急修理できる場合
○公営住宅であって設置者が応急修理できる場合

（３）応急修理の内容

応急修理は、居室、炊事場、便所などの日常生活に欠くことのできない部分について、必要最小限度において応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的とする。修理に要する費用の限度は、救助法の定めによる。

２．修理対象住宅の選定

本部長は、必要に応じて建築住宅班、福祉対策部等による選考委員会を組織する。選考委員会は、被災者の条件を十分調査するとともに、民生委員等の意見を聴取し、次の事項のいずれかに該当する者の住宅を修理対象住宅として優先的に選定し、本部長に上申する。

■修理対象住宅の選定基準

○生活保護法の被保護者並びに要保護者
○特定の資産のない失業者
○特定の資産のない母子・父子・寡婦世帯
○特定の資産のない高齢者、病弱者、障がい者
○特定の資産のない勤労者
○特定の資産のない小企業者
○前各号に準ずる経済的弱者

３．応急修理の実施

（１）修理の費用

応急修理に要する費用は、救助法の基準によるものとし、修理のための原材料費、労務費、輸送費及び修理事務費等一切の経費。

（２）修理の期間

応急修理は、原則として災害発生の日から３ヶ月以内に完了する。

また、国の災害対策本部が設置された場合は災害発生の日から６ヶ月以内。

（３）建設資機材・技術者

建築資機材の調達及び技術者の派遣は、市内建設業者に委託して行う。

（４）建設資機材の輸送

調達した建築資機材の輸送は、原則として、調達先の業者に依頼する。調達先の業者が輸送困難な場合は、市の輸送計画に基づき輸送する。

第3項 応急仮設住宅の建設

１．実施の決定・内容

（１）実施者

応急仮設住宅の供与は、特別の事情がある場合以外は県の役割とされており、市は、県が作成する「応急仮設住宅建設・管理マニュアル」に従い、建設候補地の台帳登録、建設要望の調査、福祉仮設住宅入居等要配慮者の把握、要望調書作成、土地の使用承諾取得、入退去処理と維持管理等を実施する。

（２）内容

事業は、主に県が作成するマニュアルを参考に実施する。

1）応急仮設住宅の供与

建築住宅班は、平常時の準備として応急仮設住宅建設候補地の選定、台帳整理と県への登録、候補地の配置計画図の準備及び災害発生時の執行体制整備等を行う。

災害発生後は、早急に応急仮設住宅の必要性を把握し建設するため、各担当部・班が連携・協調した体制の上、県と連携して次の業務を行う。

■応急仮設住宅の供与業務

○被害状況の把握・県への情報提供 ○全壊、全焼、流出世帯数の把握 ○建設要望、福祉仮設住宅等要配慮者の有無報告（県へ） ○要望戸数の推計 ○建設適地のリストアップ ○建設要望調査の作成、提出（県へ） ○建設予定地の状況調査、調査報告書の提出（県へ） ○土地の使用承諾の取得 ○建設工事の現場監理 ○入居、管理事務

2）恒久住宅の活用

建築住宅班は、一時的な措置として、公的住宅の使用、民間賃貸住宅の借り上げ等を検討する。

２．建設地の選定

応急仮設住宅の建設地は、あらかじめ建設候補地として選定後、台帳を作成し、配置計画図と共に保管しておく。選定においては、上下水道、ガス、電気、交通、教育等の立地条件に配慮する。

建設用地は、公共用地を原則とするが、確保が困難な場合は法人用所有地を含むことができる。

３．建設の実施

（１）建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、被災市町村からの建設要望を受け、県が決定する。市は、建設要望の有無報告、要望戸数の推計、建設適地のリストアップ、建設要望調査の作成提出、建設予定地の状況調査報告、土地の使用承諾の取得等を行う。

（２）住宅の仕様・費用

応急仮設住宅の仕様は、県が行う発注・契約事務の中の（社）プレハブ建築協会等との協議において決められる。

住宅建設の費用は、県が災害救助費として確保する。

（３）着工及び供与の期間

災害発生の日から原則として 20 日以内に着工するものとし、その供与の期間は完成の日から２年以内とする。

（４）建設工事の監理

市は、県の補助として建設に係る現場監理業務を行う。

４．入居・管理事務

建築住宅班は、県との「応急仮設住宅管理事務委託契約」により、入居者募集・入居者決定を行い、使用賃借契約を締結するとともに、契約・入居説明会を行う。また、供与期間中の仮設住宅の維持管理及び入居者名簿、入退去の管理を行う。

なお、応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位及び個人単位で作成し、氏名、性別、年齢、支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載し、個人情報の取り扱い及び管理には十分に注意する。

■入居者の資格基準

○住居が全壊、全焼又は流失した者
○居住する住居がない者
○自らの資力では、住居を確保することができない者
○上記の住家被害程度に至らない者であって、二次被害の恐れから長期にわたって居住する場のないもの
○住宅の被害を受け、居住する事が困難となり、自宅以外の場所に避難してる者（該当者がある場合は県に協議）
○「半壊」であっても、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができず、自宅に居住できない者（該当者がある場合は県に協議）

５．コミュニティづくり

建築住宅班、地域コミュニティ班は、県等と連携し、次の点に留意して応急仮設住宅建設地のコミュニティづくりを支援する。

■コミュニティづくりにあたっての留意点

○応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮する。
○大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内のコミュニティづくりを進めるために住民組織の育成・支援を図る。
○住民組織において、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りが行われるよう配慮する。
○応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、コミュニティ拠点としての集会施設の設置に配慮する。
○高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、住民組織を中心に、民生委員・児童委員やボランティア等の連携体制（ネットワーク）による見守り活動が行われるよう配慮する。

６．その他、県から要請のあった業務

建築住宅班は、仮設住宅の撤去、復旧工事など県から要請のあった業務を行う。

資料編/5.資料等/【応急住宅】応急仮設住宅に関する手順の早見表

第4項　公的住宅等の空き家の活用

建築住宅班は、状況に応じ、被災者の住宅を応急的に確保するため、公営住宅等の空き家の状況を把握し、迅速な提供に努める。

第5項　広域避難及び広域一時滞在

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

１．広域避難

（１）本部長は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会における協議会災害時広域連携計画に基づき、関係市町に協力を求める。

なお、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

（２）市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

２．広域一時滞在

本部長は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合、宮崎県南部地域大規模災害対策連携推進協議会における協議会災害時広域連携計画に基づき、関係市町に協力を求める。

なお、他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

第15節　社会秩序の維持

［施策の体系・担当部班］

施策	担当部・班
第1項　公安警備計画 １．警備の要請 ２．災害警備活動	□本部総括班 □警察署
第2項　帰宅困難者対策	□本部総務班 □広報班

第1項　公安警備計画

１．警備の要請

本部総括班は、被災地における住民の生命、身体及び財産の保護、交通の規制、犯罪の予防、その他社会秩序の維持等を必要とする場合は、宮崎北警察署長、宮崎南警察署長又は高岡警察署長を経由して県警本部長に警察官の出動を要請する。

また、警察署の協力を求めるときは、宮崎北警察署長、宮崎南警察署長又は高岡警察署長に対し要請する。

２．災害警備活動

市は、災害応急対策の実施に必要な事項については、宮崎北警察署長、宮崎南警察署長又は高岡警察署長に連絡し、緊密な連携のもとに協力する。

警察署は、災害が発生した場合、防災関係機関と協力し、人命の保護を第一義として情報の収集、救出・救助、交通規制、犯罪の防止その他社会秩序の維持にあたる。

■災害時の警察の任務

○各種情報の収集連絡
○被害実態の把握
○警戒区域の設定
○避難の指示誘導
○被害者の救出・救護
○遺体の検視（見分）、身元の確認
○行方不明者の捜索
○交通の混乱防止及び緊急交通路の確保
○被災地の危険箇所等の警戒、公安の維持
○民心の安定に必要な広報活動
○関係機関の応急対策等に対する協力

第2項　帰宅困難者対策

本部総務班、広報班は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。

また、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食糧、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。

その際は、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮する。

第16節　被災者のニーズ把握と情報提供

［施策の体系・担当部班］

施策	担当部・班
第1項　被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供 １．被災者のニーズの把握 ２．要配慮者のニーズの把握 ３．生活情報の提供	□本部総括班 □福祉対策部 □子ども未来対策部 □広報班 □健康管理対策部 □秘書班 □各支部
第2項　相談窓口の設置	□本部総括班 □各支部 □各班
第3項　安否情報の収集・提供 １．安否情報等の収集・提供 ２．照会を行う者 ３．照会の手順 ４．提供できる情報 ５．全国避難者情報システム（総務省）の活用	□本部総務班 □環境政策班 □市民班 □各支部

第1項　被災者・要配慮者のニーズ把握と情報提供

１．被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を指定避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

また、被災地域が広域にわたり、多数の指定避難所が設置された場合には、数か所の指定避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

■被災者のニーズ

○家族、縁故者等の安否
○不足している生活物資の補給
○指定避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）
○メンタルケア
○介護サービス
○家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

２．要配慮者のニーズの把握

市は、民生委員・児童委員、保健師など巡回訪問を通じて、要配慮者のケアニーズを把握し、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等によりニーズ把握に努める。

■要配慮者のニーズ

○介護サービス（食事、入浴、洗濯等）
○病院通院介助
○話し相手
○応急仮設住宅への入居募集

○縁故者への連絡 ○母国との連絡 ○育児用品の確保（ミルク、オムツ等）

３．生活情報の提供

市は、関係機関等と連携し、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報について各種媒体を活用して積極的に提供する。

第2項　相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて次の様な相談窓口を設置する。設置に当たっては、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、県、防災関係機関その他団体の設置する窓口業務を把握し、様々な形で寄せられる問合せに対して適切な相談窓口を紹介する。

■相談窓口の例

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

第3項　安否情報の収集･提供

市は、住民の安否確認及び情報提供等について、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、速やかに対応を行う。

１．安否情報等の収集・提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、住民の安否情報を収集し、照会に回答するよう努める。その際、必要と認める範囲で関係機関に情報の提供を求める。また、住民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

なお、被災者の安否情報の照会に対し、適切に回答するために必要な限度で、保有する被災者の氏名その他の情報を、その保有にあたって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

２．照会を行う者

照会を行う者（以下、「照会者」という。）は個人又は法人とし、次のとおり分類する。

■照会者の分類

○被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。） ○被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者 ○被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者

３．照会の手順

照会者は、市に対して次の事項を明らかにして照会する。なお、照会者の本人確認ができるものとして、運転免許証、健康保険被保険者証、在留カード、特別永住者証明書、住民基本台帳等を提示しなければならない。ただし、照会者が遠隔地に居住している場合等は、市が適当と認める方法によることができる。

■照会時に明らかにする必要のある事項

○照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項 ○照会する被災者の氏名、住所、生年月日及び性別 ○照会をする理由

４．提供できる情報

照会者の分類により、次の情報を提供する。ただし、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるときは、情報を提供しない。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

■提供できる情報

区　　分	提供できる情報
被災者の同居の親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予定者を含む。）	○被災者の居所、負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報
被災者の親族又は職場の関係者その他の関係者	○被災者の負傷又は疾病の状況
被災者の知人その他の被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者	○被災者について保有している安否情報の有無
その他	○上記の区分にかかわらず、被災者が照会に際しその提供に同意している安否情報については、その同意の範囲内の情報 ○上記の区分にかかわらず、県及び市町村が公益上特に必要と認めるときは、必要と認める限度の情報

５．全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する）。

第17節　自発的支援の受入れ

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　ボランティア活動の受入れ １．ボランティアの受入れ体制の確保 ２．ボランティアへの活動の要請等 ３．団体等への派遣要請 ４．災害復旧活動支援基金の活用	□本部総括班 □文化・市民活動班 □地域コミュニティ班 □福祉総務班 □生涯学習班 □支部（総合支所）地域市民福祉班 □支部（地域センター）支部総務班 □支部（地域事務所）地域班
第2項　義援物資・義援金の受入れ １．義援物資の受入れ ２．義援金の受入れ	□財政班

第1項　ボランティア活動の受入れ

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に多数の人員が必要となり、市及び防災関係機関の職員だけでは十分に対応できないことも予想される。

このため、市は、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携を図り、災害ボランティアの協力を要請するともに、被害拡大の防止を図るものとする。

１．ボランティアの受入れ体制の確保

（１）ボランティアの受入れ体制の確保

文化・市民活動班は、災害発生後、被災状況を確認のうえ、宮崎市民活動センター及び宮崎市社会福祉協議会と協議し、必要性が高いと判断した場合に宮崎市社会福祉協議会を主体として災害ボランティアセンター本部を設置し、宮崎市民活動センターやＳＶＣみやざきの協働によりボランティアの受入れ体制を確保する。なお、災害の規模等によっては、市から国・県等に応援を要請する。

（２）ボランティアの参加・協力の要請

文化・市民活動班は、災害ボランティアセンター本部や県、日本赤十字社等と連携し、ボランティアに関する情報の収集及びニーズの把握に努めるとともに、各種報道機関に情報を示してボランティアの参加・協力を求める。

また、被害の状況によりボランティア活動への参加・協力の申し出が多数あった場合、次の措置をとり、ボランティア機能の迅速な立ち上がりと能力が十分に発揮されるよう努める。

■ボランティア活動への対応

○災害ボランティアセンター本部が機能するまでの活動等の問い合わせへの対応
○受入れ体制として活動拠点の準備
○広報紙等による募集要領等の広報
○災害ボランティアセンター本部の運営に関する協力及び連絡調整

（３）災害ボランティアセンター支部（サテライト）の設置

災害ボランティアセンター本部は、被災状況を判断の上、必要に応じて、支援現場に近い場所に災害ボランティアセンター支部（サテライト）を設置する。

（４）情報の交換

文化・市民活動班は、各班と連携し、災害ボランティアセンター本部に対し、被害や避難者の状況及び市災対本部の活動状況等の情報を提供し、ボランティア活動が効果的に行われるよう緊密な連携を図る。また、災害ボランティアセンター本部で把握している情報を積極的に確認し、被害状況の全体像の把握に努める。

（５）災害ボランティアセンター本部の活動内容

災害ボランティアセンター本部は、次の活動を行うものとし、ボランティアの受入れに際しては専門的な資格を有しているボランティアの技能等が効果的に活かされるように配慮する。

■災害ボランティアセンター本部の活動内容

○災害ボランティア活動全体の調整 ○災害ボランティアセンター支部（サテライト）のサポート ○行政・支援機関・ＮＰＯ団体等との連絡調整 ○災害支援協定企業との連絡調整 ○各情報機関へ情報提供と報道依頼業務 ○広域で対処すべき課題への対応

■災害ボランティアセンター本部関係図

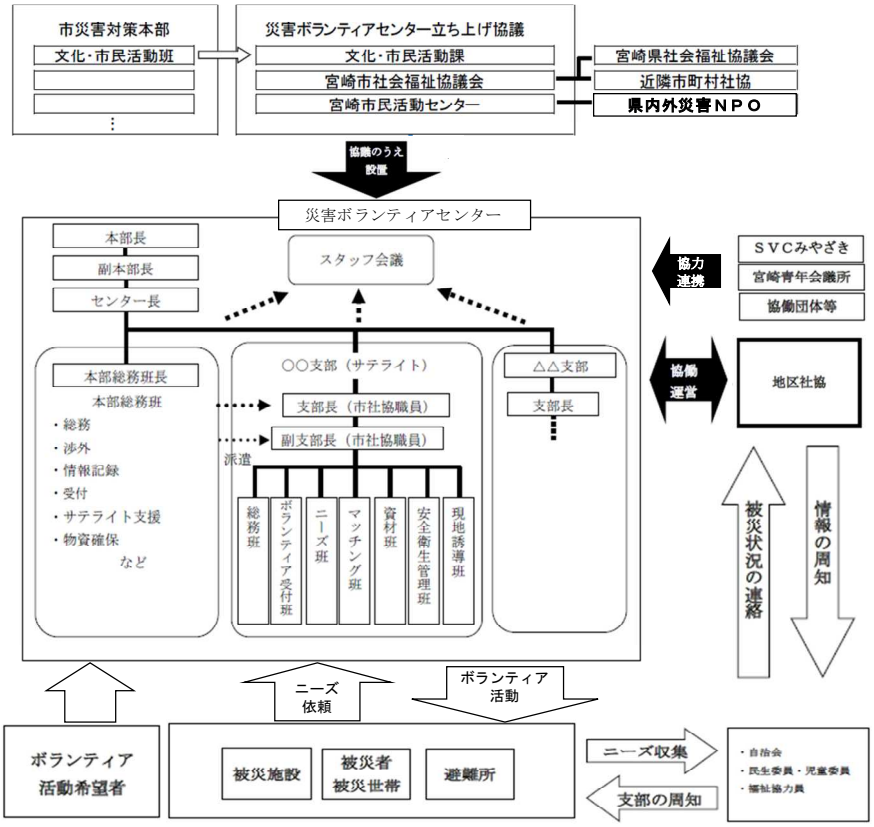

（６）宮崎市ボランティアセンター本部設置運営マニュアルの活用

災害時に市及び関係機関と企業及び住民のボランティア活動との連携が円滑に行えるよう宮崎市ボランティアセンター本部設置運営マニュアルを活用する。

２．ボランティアへの活動の要請等

（１）ボランティアの活動内容

文化・市民活動班及び災害ボランティアセンター本部は、ボランティアに対して主に次の活動について参加・協力を求める。なお、活動内容の選定に当たっては、ボランティアの意見を尊重して決定する。

■ボランティアに協力依頼する活動内容

○災害・安否・生活情報の収集・伝達 ○避難生活者の支援（水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等） ○在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等） ○配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布・配達等） ○その他被災者の生活支援に必要な活動

（２）ボランティア等への啓発

文化・市民活動班は、ボランティア等に対して、次に掲げる事項をはじめ、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

■ボランティア等への啓発

○被災地では基本的に２人以上で行動する。 ○被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。 ○被災者は、同性でないと打ち明けにくい悩みを抱えている場合も想定する。 ○女性に対する暴力等を予防する（防犯ブザーの携帯等）。

３．団体等への派遣要請

（１）各種奉仕団への要請

福祉総務班、生涯学習班及び地域コミュニティ班は、災害ボランティアセンター本部と連携し、次に掲げる諸団体に災害奉仕活動の実態に即した奉仕団体の編成・活動を要請する

■民間団体と活動内容

団体名	活動内容	管轄班（平常時）
宮崎市自治会連合会 各婦人会連絡協議会	○炊き出し ○救援物資の配給 ○災害情報の収集、報告 ○その他の災害応急措置	地域コミュニティ班（地域コミュニティ課） 生涯学習班（教育委員会）
宮崎市赤十字奉仕団	○炊き出し ○援助金品の募集、整理	福祉総務班（福祉総務課）

（２）民間団体への要請

本部総括班は、災害時において民間団体活用の必要が生じたとき、民間団体に対し次の事項を示して応援協力を求め、応急対策を実施する。

■民間団体の組織と活動内容

被要請団体	要請時の明記事項	協力活動内容
自治会 自主防災組織 地域まちづくり推進委員会 土木建築業者 農業協同組合 商工会 その他の団体	○応援を必要とする理由 ○作業の内容 ○従事場所 ○就労予定時間 ○所要人員 ○集合場所 ○その他参考事項	○被災者に対する炊出作業 ○被災者に対する救出作業 ○救助物資の輸送配給作業 ○清掃防疫援助作業 ○被害状況の通報連絡作業 ○応急復旧作業現場における軽微な作業 ○その他必要とする作業

（３）住民への要請

支部（総合支所）地域市民福祉班、支部（地域センター）支部総務班及び支部（地域事務所）地域班は、自主防災組織及び自治会に対し、災害情報の収集、避難活動状況の収集及び災害応急活動等の災害奉仕活動への協力を要請し、その連絡調整を行う。

４．災害復旧活動支援基金の活用

市は、災害ボランティア活動が迅速に実現できるよう活動拠点の設置や資機材の調達等に必要な経費を支援する。

■災害復旧活動支援基金

区分	概要
対象とする団体	○災害復旧活動を行う地縁団体やボランティア団体 ○災害復旧活動の活動拠点を設置・運営する団体 ○災害復旧活動の普及啓発、人材育成を行う団体
対象とする活動経費	○災害復旧活動の拠点（本部・現地）の設置・運営に必要な経費 ○災害復旧活動に必要な資機材の経費 ○災害復旧活動の輸送経費 ○災害復旧活動の普及啓発、人材育成の経費 ○市外の被災地等において行う災害復旧活動経費 ○その他災害復旧活動に関する経費
支援資金	支援資金は、宮崎市災害復旧活動支援基金に積み立てた額を全部又は一部を処分し充てる。その際は、一般会計歳入歳出予算に計上して執行する。

※支援資金の対象期間

支援資金の対象とする期間は災害発生時から６か月以内の範囲とする。ただし、災害の状況に応じて対象期間を拡大することができる。また、普及啓発、人材育成事業の期間は設けない。

第2項　義援物資･義援金の受入れ

１．義援物資の受入れ

義援物資及び義援金は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物であるため、市は、県及び関係機関と連携し、被災者に対する効果的な活用を図る。

（１）義援物資の募集

財政班は、県及び関係機関と連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

■募集方法

○品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で１包みとすること。
○梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
○物資は、新品が望ましいこと。
○物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
○物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

（２）義援物資の受付

財政班は、県と共に、必要に応じて義援物資の受付窓口を設け、義援物資の受付を行う。受付時には、受領書を発行し、その写しをとる。その際、大量の義援物資が予想される場合には、集積拠点等においてボランティア等の協力により仕分けを行う。

また、市において物資の搬入、集積及び仕分け等が困難な場合には、県及び他の市町に協力を要請する。

資料編/6.様式/【災害復旧】災害義援金品の受領書

（３）義援物資の配分・保管

財政班は、他の救援物資等とあわせて、義援物資をできる限り早く配分を行う。配分に当たっては公平を原則とし、その配分基準は被害状況に応じた配分計画に基づき幹部会議に諮って決定する。

なお、被災者に義援金を配分するまでの間は、宮崎市会計管理者名義の口座に預け入れ、義援品については、物品受払簿に記入のうえ、市管理の施設に保管する。

資料編/6.様式/【避難収容】物品受払簿

■財政班による義援物資の受入れ等の流れ

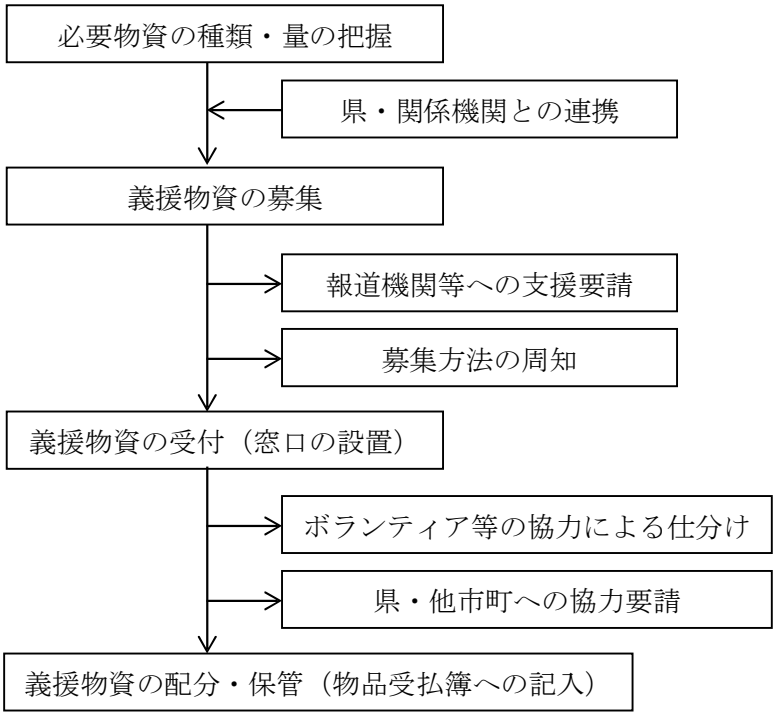

２．義援金の受入れ

（１）義援金の募集

財政班は、被災の状況を十分考慮しながら、県、他の被災市町、日本赤十字社及び県共同募金会等と連携し、義援金の募集を行う。

（２）義援金の受付

財政班は、必要に応じて受付窓口を開設し、受付を行う。受付時には、受領書を発行し、その写しをとる。

資料編/6.様式/【災害復旧】災害義援金品の受領書

（３）義援金の配分

財政班は、原則として義援金により物資を購入し現物支給として配分する。ただし、実情に応じて義援金を配分する。

なお、義援金の配分基準は、被害状況に応じて算出し、配分委員会を設けて協議決定する。

配分基準は被害状況に応じた配分計画に基づき幹部会議に諮って決定する。

第18節　公共施設等の応急復旧活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　道路・橋梁 １．災害時の応急措置 ２．応急復旧対策	□土木班 □道路維持班 □支部（総合支所）農林建設班
第2項　河川・内排水施設 １．応急排水 ２．応急復旧	□土木班 □消防対策部 □支部（総合支所）農林建設班
第3項　その他の公共施設 １．災害時の応急措置 ２．公共施設の応急復旧対策 ３．市施設以外の施設の応急復旧	□本部総括班 □施設管理者
第4項　二次災害の防止 １．水害・土砂災害対策 ２．構造物の落下対策	□建築行政班 □各班 □施設管理者

第1項　道路・橋梁

１．災害時の応急措置

（１）被害状況等の調査

土木班、道路維持班、支部（総合支所）農林建設班は、災害が発生後の道路の被害状況、道路上の障害物の状況を調査し、情報処理班を通じて本部長に報告する。

（２）交通規制・迂回路の設定

道路維持班、支部（総合支所）農林建設班は、通行が危険な路線・区間について通行止め、交通規制等の措置を講じるため、警察署に通報する。

また、迂回路がある場合は、これを利用して交通を確保する。

（３）被害の報告

各班は、市が管理する道路に被害が発生した場合は、直ちに県に報告する。

■被害の報告

○被害の発生した日時
○被害の内容及び程度
○迂回路の有無

（４）道路管理者への通報

本部長、支部長（総合支所）は、市道以外の道路が損壊等によって通行に支障をきたす場合は、道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

２．応急復旧対策

（１）道路の応急復旧

道路維持班、支部（総合支所）農林建設班は、被害を受けた市道について、重要度が高い順に次のとおり応急復旧を実施する。

なお、市道以外の道路について、事態が緊急を要し当該道路管理者による応急復旧を待ついとまがない場合は、必要最小限度の範囲で応急復旧を実施する。

■応急復旧対策

○排土作業又は盛土作業 ○仮舗装作業 ○障害物の除去 ○仮道、仮橋等の設置

（２）資機材・人員の確保

道路維持班は、所有する建設業者名簿に基づき復旧工事の資機材・人員を確保する。

（３）応援・派遣要請

本部長は、被害が甚大で応急復旧工事が困難な場合、自衛隊の災害派遣を県に要請する又は他の地方公共団体に応援を要請する。

第2項 河川･内排水施設

１．応急排水

消防対策部、土木班、支部（総合支所）農林建設班は、河川、内排水路の洪水、溢水等により浸水被害が発生したときは、状況により応急排水を実施する。

２．応急復旧

土木班、支部（総合支所）農林建設班は、堤防、護岸、水門等の被害等について調査し、その施設の管理者が国・県の場合は速やかに応急復旧を依頼し、市の施設の場合は速やかに応急復旧を実施する。

第3項 その他の公共施設

１．災害時の応急措置

各施設の管理者は、災害が発生した場合、次のような応急措置を講じる。

■応急措置の内容

○避難対策については、事前計画に基づき実施する。 ○混乱を防止する。

○施設入所者の人命救助を第一とする。
○施設が被災した場合、安全確保のため立入禁止措置を講じるほか、応急復旧を迅速に実施する。
○関係機関へ通報する。
○避難地となった施設は、火災等二次災害予防について十分な措置をとる。

２．公共施設の応急復旧対策

（１）施設被害の把握、復旧計画の策定

被害を受けた施設状況を速やかに把握し、対策に必要な要員や資機材等の必要量を算定するとともに、復旧優先順位等を検討し、復旧計画を策定する。

（２）緊急点検の実施

災害後、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設や設備等の使用可否等の緊急点検を実施する。

（３）住民への広報

被害を受けた施設で二次災害の危険性等がある場合は、被害状況、災害の危険性、復旧の見込み等を掲示板、広報車等で広報する。

（４）応援要請

要員や資機機材が不足する場合は、必要事項を確認し、本部総括班で総括したうえで関係機関へ応援要請を行う。

（５）連絡及び災害現場における指揮

災害現場では、必ず無線等を携帯し、市災対本部との連絡を密にする。災害現場の指揮は、本部長のもと、関係機関の応援部隊と連携する。

■現場指揮者の任務

○応急対策要員の掌握と指揮
○被災状況の把握
○応急内容と方法の判断と実施
○市災対本部と適切な連絡

３．市施設以外の施設の応急復旧

本部長は、市施設以外の施設災害について、関係する管理者に連絡し、対応する。

第4項　二次災害の防止

各班は、被害状況等を把握し、二次災害の防止及び被災者の生活の確保を最優先に施設機能の確保に努める。

１．水害・土砂災害対策

降雨等による二次災害に備え、危険性が高いと判断された箇所については、住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

２．構造物の落下対策

構造物、部材の落下等による二次災害を防止し、住民の安全確保に努めるため、状況に応じた応急対策を実施する。

第19節　ライフライン施設の応急復旧活動

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　上水道施設災害対策 １．応急措置の実施 ２．応急復旧工事等の実施 ３．応急対策要員、資機材の確保	□上下水道対策部
第2項　下水道施設災害対策 １．応急措置の実施 ２．下水道施設の応急対策 ３．応急対策要員、資機材の確保	□上下水道対策部
第3項　ガス、電力、通信施設の災害対策 １．都市ガス施設の応急復旧 ２．電力施設の応急復旧 ３．通信施設の応急復旧	□宮崎ガス㈱　□九州電力㈱　□九州電力送配電㈱　□西日本電信電話㈱

第1項　上水道施設災害対策

１．応急措置の実施

上下水道対策部は、災害発生後、次の応急措置を実施する。

■水道施設の応急措置内容

○汚物等の有害物混入防止（場合によっては使用一時中止）
○取水、導水、浄水施設の防護
○給水車等の応急給水の確保（使用不能の場合）
○利用者への損害状況、注意事項等の広報
○施設の応急復旧計画の策定（優先給水の検討）

２．応急復旧工事等の実施

（１）応急復旧工事等の実施

上下水道対策部は、応急復旧計画に基づき次の順序で応急復旧工事を実施する。

■応急復旧工事の実施内容

初期段階	○仕切弁を止める ○導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ○送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） ○配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
第２段階	○緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 ○各家庭における止水栓（第１止水）を止める。 ○給水拠点、学校、公民館等の指定避難所において応急給水を行う。 ○配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施のうえ、通水する。

	以上の作業を繰り返し継続する（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する）。
第３段階	○順次、宅地内漏水の修理を行う。

■災害復旧フロー

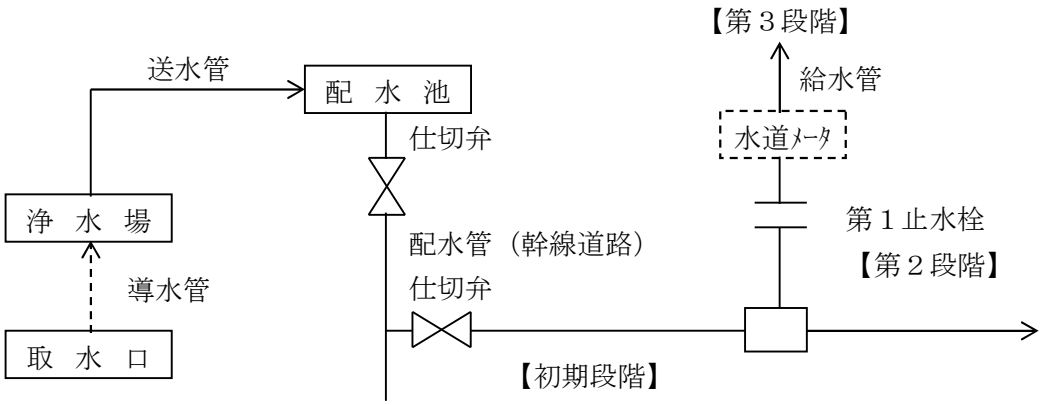

（３）配水管網図の整備、保管

上下水道対策部は、整備・保管している配水管網図を工事支援者へ迅速に配布し、応急復旧対策に努める。

（４）各施設の応急復旧

上下水道対策部は、各施設について次の応急復旧を行う。

■各施設の応急復旧

施設	応急復旧の内容
取水施設	取水施設の被災に対しては、必要な応急復旧用資材により応急復旧を行う。
浄水施設	浄水場内の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
送水施設	送水管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。また、自然流下水路の被害に対しても、本復旧を行う。
送水ポンプ施設	ポンプ場には、送水のための応急措置をとるとともに、停電時の備えとして自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。
配水ポンプ施設	施設の被災に対しては、配水のための応急措置を行い、停電時には自家発電機等により加圧給水できるよう努める。

３．応急対策要員、資機材の確保

上下水道対策部の人員、資機材のみでは応急復旧が困難な場合には、災害時における水道の応急復旧に係る協定を結んでいる他都市や管工事組合等の協力を求める。

第2項　下水道施設災害対策

１．応急措置の実施

上下水道対策部は、災害発生後、次の応急措置を実施する。

■下水処理施設の応急措置内容

○汚水処理施設の防護 ○利用者への損害状況、注意事項等の広報 ○施設の応急復旧計画の策定（優先処理の検討）

２．下水道施設の応急対策

（１）下水道施設の応急対策

災害により被害を受けた下水道施設については、速やかに復旧する。また、水洗トイレ等が使用不可能になった場合に対処するため、必要に応じて臨時の貯留場所を設置する。下水処理施設による受入れについても、計画的な処理に努める。

（２）下水管渠

1) 下水管渠の被害に対しては、汚水の流下に支障のないよう迅速に応急措置を講じるとともに本復旧の方針を立案する。
2) 工事施工中の箇所については、業者に被害を最小限に抑えるよう指揮監督するとともに状況に応じて現場要員、資機材の補給を行う。
3) 可搬式の排水ポンプ等の資機材は、所要量を整備・調達し、応急対策にあたる。

（３）ポンプ場及び処理場

1) 停電のためポンプ場及び処理場機能が停止した場合、ディーゼル発電機等によってポンプ及び処理施設等の運転を行い､機能停止による排水及び処理不能事態がおこらないようにする。
2) 特に防護の必要のあるものに対しては、洪水、その他の被害に備え、所要の資機材を調達し応急復旧を行う。

３．応急対策要員、資機材の確保

上下水道対策部の人員、資機材のみでは応急復旧が困難な場合には、公益社団法人日本下水道管路管理業協会、地方共同法人日本下水道事業団等に協力を求める。

第3項　ガス、電力、通信施設の災害対策

１．都市ガス施設の応急復旧

宮崎ガス株式会社は、災害に関する情報を収集し、作業体制を確保したうえで、次の応急措置及び復旧対策を講じる。

また、市、県及び関係機関に対して災害情報、応急・復旧情報を密に連絡するとともに、住民に対して施設被害状況や復旧状況、ガス閉栓の確認等について広報を行う。

■都市ガス施設に関する応急措置・復旧対策

区分	応急措置・復旧対策
応急措置	○製造所の製造量及び送出量の調整・停止 ○ガバナーステーションからの送出量の調整・停止 ○ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的しゃ断 ○被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報 ○その他、状況に応じた適切な措置
復旧対策	○施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理 ○供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開 ○復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報 ○その他、現場の状況により適切な措置

２．電力施設の応急復旧

九州電力株式会社及び九州電力送配電株式会社は、災害に関する情報を収集し、作業体制を確保したうえで、次の危険予防措置及び応急工事を実施するとともに、復旧計画を検討する。

また、停電による社会不安の除去等のため、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて電力施設被害状況、公衆感電事故や電気火災の防止法について広報活動を行う。

■電力施設に関する危険予防措置及び応急工事

区分		危険予防措置及び応急工事
危険予防措置		電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講じる。
応急工事		災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。
	水力発電施設	移動用機器、予備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。
	送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。
	変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。
	配電設備	仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。
	通信設備	衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

３．通信施設の応急復旧

西日本電信電話株式会社（宮崎支店）は、災害に関する情報を収集し、復旧体制を確保したうえで、設備及び回線の復旧について応急の措置を講じる。

また、通信ができないことによる社会不安の解消のため、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況等を広報する。

第20節　文教対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　応急教育 １．災害発生前及び発生直後の措置 ２．応急教育の実施 ３．教材・学用品の調達及び給与 ４．教育実施者の確保 ５．授業料の免除、育英補助の措置 ６．その他留意事項	□教委企画総務班 □学校教育班 □保健給食班 □学校施設班
第2項　応急保育 １．事前措置 ２．災害発生直後の措置 ３．応急保育の実施	□保育幼稚園班
第3項　文化財応急対策	□文化財班

第1項　応急教育

１．災害発生前及び発生直後の措置

（１）事前措置

教育長は、災害発生のおそれがある場合は、その措置を検討し、速やかに校長に伝達する。

各学校の校長は、常に気象状況その他の災害に関する情報に注意し、災害発生のおそれがある場合は、次のとおり災害応急対策に備える。

■災害発生のおそれがある場合の事前措置

○学校行事、会議、出張を中止すること
○臨時休業措置、児童・生徒の避難、災害の事前指導及び事後処理、保護者への連絡方法を検討すること
○市教育委員会、警察署、消防署及び保護者への連絡網の確認を行うこと
○勤務時間外においては、校長は所属職員の所在を確認し、非常招集の方法を定め、職員に周知しておくこと

（２）災害発生直後の措置

校長及び職員等は、災害発生後、次の措置を講じる。

■災害発生後の措置（勤務時間内の対応）

○各学校の校長は、学校教育班と連絡をとって状況に応じた緊急避難の指示を行う。
○この場合、児童・生徒の保護者への引渡しについては、学校教育班と連携し、「学校における保護者への引渡し」、「学校での待機」、「教職員の引率による集団下校」等の判断・指示を行い、実施する。
○校長は、児童・生徒・職員、施設及び設備等の災害状況を速やかに把握し、児童・生徒・

職員については学校教育班、施設及び設備等については学校施設班を通じて市災対本部に報告する。
○本部長は、教委企画総務班又は学校教育班を通じて、校長に対して適切な緊急対策を指示する。

■勤務時間内の対応の流れ

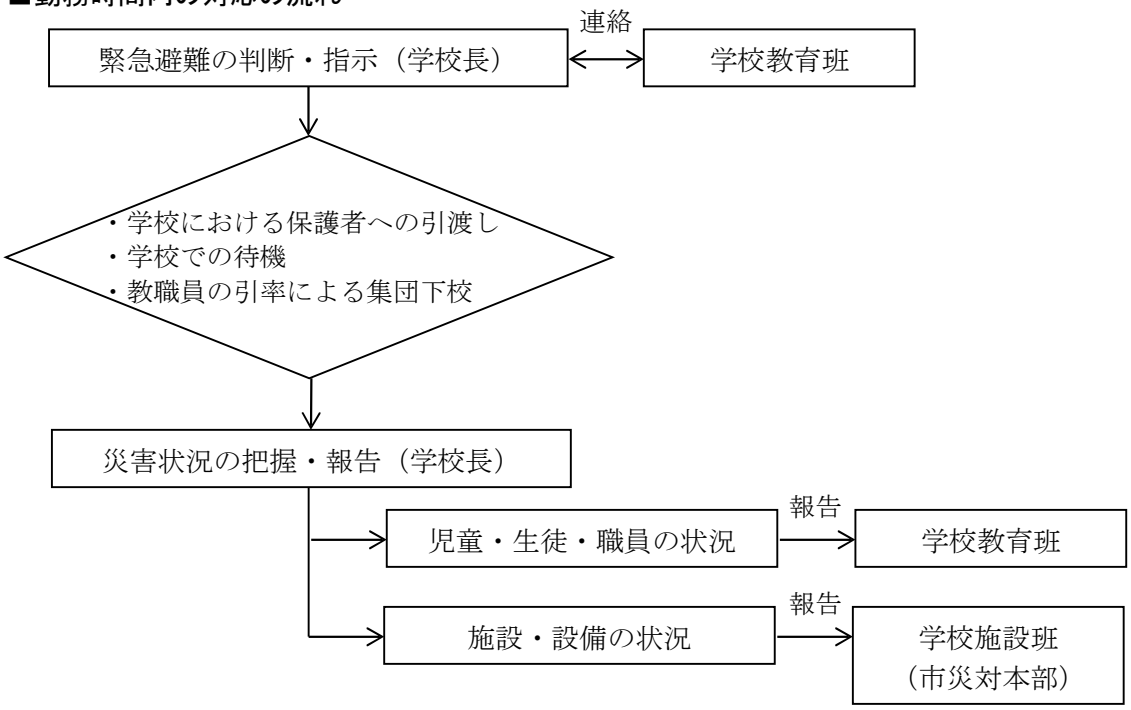

■災害発生後の措置（勤務時間外の対応）

○校長は、管理下にある学校の教職員の安否を確認し、今後の措置について連絡する。
○教職員は、所属の学校に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力する。また、校長は、応急教育の実施及び校舎管理のための体制を確立する。
○校長は、参集した教職員の所属・職・氏名を確認し、学校教育班がこれをまとめて市災対本部に報告する。
○本部長は、学校教育班を通じて校長に対し適切な緊急対策を指示する。
○教員は、担任している児童・生徒の安否を確認し、校長に報告する。校長は、その結果を学校教育班に報告する。学校教育班がこれをまとめる。

■勤務時間外の対応の流れ

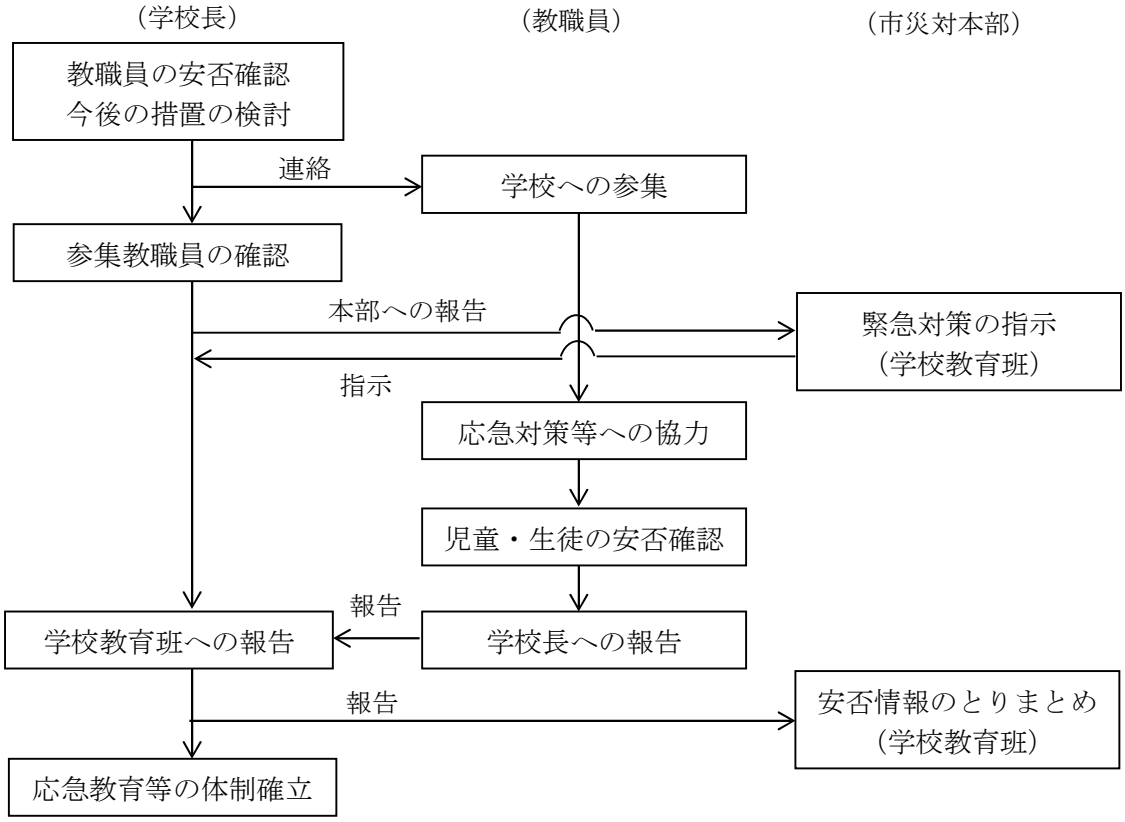

２．応急教育の実施

（１）被害調査

校長は、施設の被害状況を調査し、教委企画総務班と連携して応急教育実施のための場所を確保する。

■応急教育の場所

災害の程度	応急教育実施のための予定場所
校舎の一部が被害を受けた場合	○特別教室 ○屋内運動場 ○２部授業を実施
校舎の全部が被害を受けた場合	○公民館等の公共施設、隣接学校の校舎
特定の地域について相当大きな被害を受けた場合	○住民の避難先の最寄りの学校、公民館、公共施設等 ○応急仮設校舎の設置

（２）応急学級の編制・周知

学校教育班及び校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行う等災害時の教育課程の編成を行い、速やかに児童生徒及び保護者に周知する。

（３）応急教育の実施

教職員及び学校教育班は、概ね次の応急教育を実施する。

■生活に関する指導内容

区分	指導内容
健康・衛生に関する指導	○飲み水、食物、手洗等の飲食関係の衛生指導 ○衣類、寝具の衛生指導 ○住居、便所等の衛生指導 ○入浴その他身体の衛生指導
その他の生活指導等	○児童生徒のそれぞれの発達段階に応じて事態の認識と復興の意欲を持たせ、具体的にできる仕事をさせる ○児童生徒相互の助け合いの精神を育て、集団生活の積極的な指導の場とする

３．教材・学用品の調達及び給与

（１）給与の対象

学校教育班は、災害により住家に被害を受け、教材・学用品を喪失又はき損し、就学に支障がある小学校児童及び中学校生徒に対し、被害の実情に応じて教科書（教材も含む）、文房具及び通学用品を給与する。

■教科書、学用品等の調達、配給方法

区分	調達・配給方法
教科書、文房具、通学用品	教育委員会を経て、救助法に基づく給与申請
その他の教材	管内の各学校、その他機関への救援要請

（２）給与の期間

救助法が適用された場合の給与期間は、災害発生の日から教科書は１ヶ月以内、その他については15日以内と定められている。

ただし、交通通信の途絶による学用品の調達、輸送の困難が予想される場合には、知事を通じて厚生労働大臣の承認を受け、必要な期間を延長することができる。

（３）給与の方法

学校教育班は、次のとおり給与を実施する。

■給与の方法

○校長を通じて給与の対象となる児童生徒数を把握し、り災者名簿及び学籍簿と照合する。
○学用品、文房具については、被害状況別、小中学生別に学用品購入（配分）計画表を作成する。
○教科書、文房具、学用品は、財政班の協力を得て業者から一括購入し、学校ごとに配分する。
○救助法が適用されない場合の教材・学用品については、教育委員会、学校であらかじめ購入計画をたてておく。

（４）費用の限度

被害の実情に応じて、救助法の定める範囲内で現物給付をもって実施する。

４．教育実施者の確保

学校教育班は、教育実施者の被災等により、通常の授業を行えない場合の応急措置として、次の要領により教育実施者を確保する。

■教育実施者の応急確保策

○臨時学級編制による教育 ○市立学校間、近隣学校等からの応援 ○県教育委員会に他市町村からの応援要請 ○非常勤等採用予定者からの新規採用 ○現職に携わっていない教員免許所有者の任用

（当該学校は、直ちに教育委員会に連絡する。）

５．授業料の免除、育英補助の措置

学校教育班は、天災その他不慮の災害により、学資の負担に耐えられなくなった場合、高校生に対しては宮崎県育英資金の緊急採用及び「県立高等学校授業料減免規則」の規定による授業料減免措置を県に対して申請する。児童及び生徒に対しては、「就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）」の定めるところにより援助措置を講じる。

■授業料減免・育英補助の措置

○県に対する育英資金の申請 ○県に対する県立高等学校授業料減免申請 ○就学困難な児童及び生徒にかかわる就学奨励についての国の援助に関する法律

６．その他留意事項

（１）児童生徒の保健衛生

学校教育班は、保健医療班及び医療救護班と協力し、児童生徒の健康診断・衛生指導等を行い、保健衛生の確保に努める。また、心の健康の保持にも努める。

（２）学校給食

学校給食は、災害復旧又は社会の混乱が沈静化するまでは原則として行わない。

（３）学校が避難所となる場合の留意事項

1) 施設管理者は自校の避難所開設要領に沿って対応する旨を避難所配備職員、避難所責任者に伝え、共同で業務を遂行する。
2) 学校管理に必要な教職員を確保し、施設の保全に努める。
3) 避難生活が長期化する場合は、応急教育活動との調整について市と協議を行う。

第2項 応急保育

１．事前措置

子ども未来部長は、災害発生のおそれがある場合は、休園措置を検討し、保育所長及び幼稚園長等を通じて保護者へ伝達する。

２．災害発生直後の措置

保育所長及び幼稚園長等は、災害発生後、次の措置を講じる。

■災害発生直後の措置（勤務時間内の対応）

○保育所長及び幼稚園長等は、状況に応じて緊急避難の措置を講じる。この場合、園児の安全確保を第一とし、園において又は職員引率により保護者に確実に引渡す。
○保育所長及び幼稚園長等は、災害の規模、園児・職員及び施設・設備等の被害状況を把握し、速やかに保育幼稚園班に報告する。
○保育所長及び幼稚園長等は、状況に応じて臨時の保育・教育課程の編成を行い、速やかに園児及び保護者に周知する。
○本部長は、保育幼稚園班を通じて、保育所長又は幼稚園長等に対して適切な緊急対策を指示する。

■勤務時間内の対応の流れ

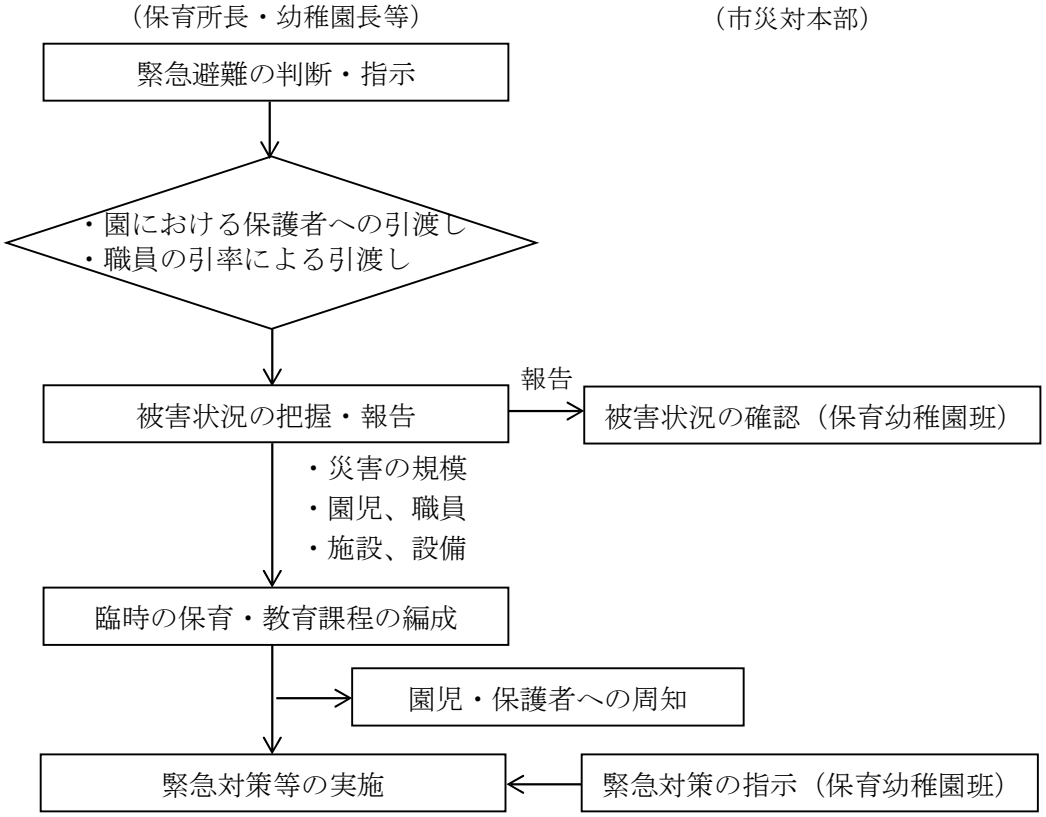

■災害発生直後の措置（勤務時間外の対応）

○保育所長及び幼稚園長等は、所属の職員の安否を確認し、必要な措置を講じる。
○職員は所属の保育所及び幼稚園等に参集し、市が行う災害応急復旧対策に協力する。
○保育所長及び幼稚園長等は、応急保育の実施及び保育所・幼稚園管理等のための体制を確立する。
○職員は、所属の園児の安否を確認する。

■勤務時間外の対応の流れ

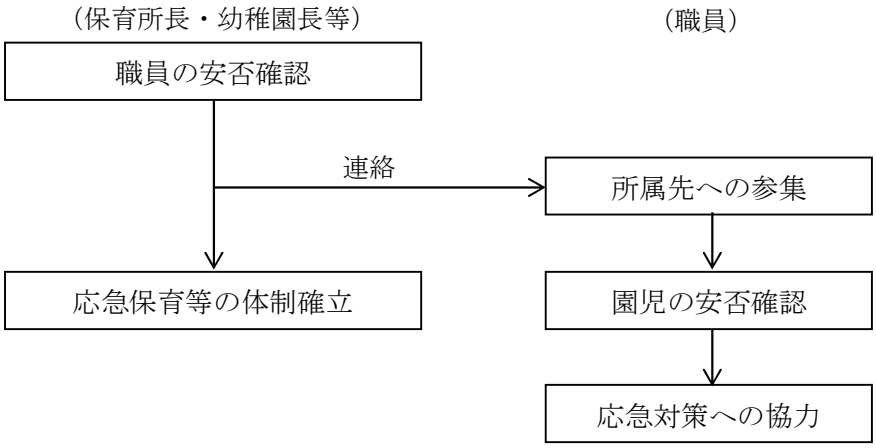

３．応急保育の実施

保育幼稚園班は、災害が発生した場合、市内の保育所及び幼稚園等に臨時保育所を開設する。臨時保育所に充てられた保育士又は教諭は、応急保育を実施する。

■応急保育

○保育所長及び幼稚園長等は、職員を掌握して保育所及び幼稚園等の整理を行い、園児の被災状況を把握し、保育幼稚園班に連絡して復旧に努める。
○保育幼稚園班は、情報、指令の伝達について十分な措置を講じる。
○受入れ可能な園児は、保育所及び幼稚園等において保育する。また、被災により通園できない園児については、地域毎に実情を把握するよう努める。
○衛生管理には、十分注意する。

第3項　文化財応急対策

市は、被災文化財の被災拡大を防止するため、市教育委員会と連絡調整し、応急措置を講じる。

文化財班（管理責任者）は、文化財が災害を被ったとき、被災状況を調査し、市教育委員会に報告する。市教育委員会は、文化財の被災報告を受けた場合、その所管に応じて各所有者（管理責任者）及び県教育委員会に連絡・報告する。

※「文化財」とは、国・県・市指定文化財及び国登録文化財をいう。

第21節　在港船舶対策

支部（総合支所）農林建設班は、海上保安部等関係機関と連携し、船舶の被害防止対策として次の措置をとる。

■船舶の被害防止対策

○災害の発生するおそれがある場合には、災害情報等を関係機関に周知する。
○港内に停泊している船舶に対しては、安全な停泊地に移動又は港内での停泊方法について指導する。
○岸壁係留船舶は、離岸して錨泊させるが、離岸できない場合においては、岸壁に乗り上げない措置を指導する。
○荷役中の船舶は、作業を中止させる。
○港内又はその周辺において漂流物、沈殿物等の交通を阻害する障害物が発生した場合は、その所有者に除去を命ずる。また、他の船舶に対しては、障害物情報として通報する。

第22節　農林水産災害応急対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項　事前及び事後対策 １．事前対策 ２．事後対策	□農政企画班 □農業振興班 □森林水産班 □農村整備班 □支部（総合支所）農林建設班
第2項　農業用施設等応急対策	□農政企画班 □農業振興班 □森林水産班 □農村整備班 □支部（総合支所）農林建設班
第3項　農産物対策	□農政企画班 □農業振興班 □支部（総合支所）農林建設班
第4項　畜産対策	□農政企画班 □農業振興班 □支部（総合支所）農林建設班
第5項　林産物対策	□農政企画班 □森林水産班 □支部（総合支所）農林建設班
第6項　水産対策	□農政企画班 □森林水産班 □支部（総合支所）農林建設班

第1項　事前及び事後対策

１．事前対策

農政企画班、農業振興班、森林水産班、農村整備班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により農林水産物及び家畜に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事前対策の指導を行う。

２．事後対策

台風等の発生により、農林水産物及び家畜に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し農林漁業者に周知徹底を図るとともに、関係機関と協力して事後対策の指導を行う。

第2項　農業用施設等応急対策

農政企画班、農業振興班、森林水産班、農村整備班、支部（総合支所）農林建設班は、農業用施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じた必要な措置を講じ、事後の本復旧を推進する。

また、浸水等で広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡をとり、区域全体を総合調整のうえ施設の応急対策を実施する。

■農林業施設の応急対策

○浸水時の用水路やポンプ等による排水	○流入した土砂・樹木等の除去
○破損箇所の応急復旧	○農林道の応急復旧

■ため池の応急対策

○ため池の被災箇所は、被害の程度に応じて、また、防災重点ため池を優先して、堤体・洪水吐・取水施設の状況、漏水の有無等についての詳細点検を行う。
○緊急点検結果に基づき、必要があれば堤体の補強・漏水防止・洪水吐や取水施設整備等の早期改修計画を立案する。

第3項　農産物対策

農政企画班、農業振興班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により被害がでるおそれがあるときは、県中部農林振興局（農業改良普及センター）及び宮崎中央農業協同組合と連絡をとり、農家に対して事前対策を指導する。

■農作物に対する応急対策

○災害により農作物の播き直し又は植え替えをする場合は、宮崎中央農業協同組合に種苗の確保を要請するとともに、県へ報告する。
○緊急に病害虫防除の実施が必要な場合は、県中部農林振興局（農業改良普及センター）、宮崎中央農業協同組合と連携し、防除対策を指導する。
○広域にわたって病害虫が発生した場合は、無人ヘリコプター等による空中散布等被害拡大防止対策を検討する。
○緊急的に農薬を必要とする場合は、県を通じて宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸商業協同組合に対して緊急供給を依頼する。

第4項　畜産対策

農政企画班、農業振興班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により被害がでるおそれがあるときは、施設の安全措置、家畜の避難をするように指導する。

■畜産に対する応急対策

○崖崩れ、浸水等の危険がある場合は、家畜を避難させるよう指導する。
○家畜保健衛生所の指導により、汚物等の流出の危険がある畜舎等に対しては、流出阻止策及び消毒等の実施を指示する。
○家畜に伝染病の疑いがある場合は、県の畜産新生推進班の派遣を要請する。家畜の診療が得られない場合にも同じく、畜産新生推進班の派遣を要請する。
○飼料の確保が困難となった場合は、農業団体や飼料業者に、必要数量の確保及び供給を依頼する。
○死亡家畜が発生した場合には、すみやかに家畜処分の手続きを行うよう指導するとともに、その間の保管場所の指示や用地の確保の指導を行う。

第5項　林産物対策

農政企画班、森林水産班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により被害がでるおそれがあるときは、森林組合等と連絡をとり、林家に対して事前対策を指導する。

また、災害時において被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病害虫の防除、林業用種苗の供給に努める。

■林産物対策

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>対策</th></tr>
<tr><td colspan="2">被災立木竹の除去、土砂の除去</td><td>○被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
○被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">病害虫の防除</td><td>○被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外へ搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病害虫の防除に努める。</td></tr>
<tr><td colspan="2">林業用種苗の確保</td><td>○林業用種苗の被害を最小限に抑えるため、市は森林組合等と協力し対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い林業用種苗の確保に努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>干害対策</td><td>○灌水を実施する。
○病害虫の防除を実施する</td></tr>
<tr><td>浸冠水対策</td><td>○排水を実施する。
○病害虫の防除を実施する</td></tr>
<tr><td>風害対策</td><td>○効性追肥を実施する。
○病害虫の防除を実施する。
<table>
<tr><th>作物</th><th>災害種別</th><th>応急処置の内容</th></tr>
<tr><td>林産物</td><td>風水害
干　害</td><td>ア　苗木の確保
イ　種子の確保</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第6項　水産対策

農政企画班、森林水産班、支部（総合支所）農林建設班は、台風等により被害が生じるおそれがあるときは、漁業協同組合等と連絡をとり、漁業施設、漁船等の安全対策を指導する。

また、災害の発生後は、被害状況の把握に努め、必要に応じて漁業者へ次の対策を講じる。

■漁業施設等への応急対策

○漁船、漁具や養殖施設、加工場等施設の破損、養殖魚の被害に対し、早急な復旧作業を指導する。
○災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、その生産を確保するため斡旋を行う。
○災害により水産養殖物に疾病発生のおそれがある場合、県水産試験場に対し、防疫対策について指導を要請する。

第23節　災害救助法の適用

［施策の体系・担当部班］

施策	担当部・班
第1項　災害救助法の適用 １．災害救助法の適用 ２．被害状況の判断基準	□本部総務班 □福祉総務班
第2項　滅失世帯の算定 １．滅失世帯の算定 ２．住家被害程度の認定	□福祉総務班 □建築行政班
第3項　災害救助法の適用手続き １．災害救助法の適用要請 ２．適用要請の特例 ３．特別基準の適用申請	□福祉総務班
第4項　災害救助法による救助の内容等	□各班
第5項　救助業務の実施者	□各班

第1項　災害救助法の適用

１．災害救助法の適用

救助法の適用基準は、救助法施行令第１条第１項の規定による。本市における具体的適用は、次のいずれかに該当する場合である。

資料編/1.条例等/【災害救助法】災害救助法施行令（抜粋）

■災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	滅失世帯数	該当条項
①市内の住家が滅失した世帯の数	市　150世帯以上	第１項第１号
②県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数	県 1,500世帯以上 かつ市75世帯以上	第１項第２号
③県内の住家が滅失した世帯の数、そのうち市内の住家が滅失した世帯の数が多数である場合	県 7,000世帯以上 かつ市多数	第１項第３号 前段
④災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護が著しく困難である場合	多数（※）	第１項第３号 後段
⑤多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合		第１項第４号

注1）※印の場合は、県知事が内閣総理大臣と事前協議を行う必要がある。

注2）上記④に係る事例

・被害世帯を含む被害地域が、他の集落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等の補給が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊の補給方法を必要とするものであること。

・有毒ガスの発生、放射性物質の放出等により、被災者の救助が極めて困難であり、そのため特殊な技術を必要とするものであること。

注3）上記⑤に係る事例

住家被害には何ら関係がなく、多数の者の生命、身体に危害を及ぼす災害が社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助を必要とする場合に相当する。

・船舶の沈没あるいは交通事故、爆発事故等の事故等により多数の者が死傷した場合
・火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため多数の者が危険にさらされている場合
・群衆の雑踏により多数の者が死傷した場合
・山崩れ、がけ崩れ等により、多数の住家に被害が生じ、かつ、多数の者が死傷した場合
・被災者が、現に救助を要する状態にあるものである場合

２．被害状況の判断基準

本市における被害程度の判断は、別に示す被害の認定基準によって行う。

資料編/3.指針等/【情報収集・連絡】被害認定の基準

第2項 滅失世帯の算定

１．滅失世帯の算定

住家が滅失した世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。
半壊等については、救助法施行令第１条第２項の規定により、次のとおりみなし換算を行う。

■滅失世帯の算定

住家被害状況	滅失住家
全壊（全焼・流失）	１世帯
半壊（半焼）	1/2 世帯
床上浸水等	1/3 世帯

２．住家被害程度の認定

住家の被害程度を認定する上での、おおよその基準は次のとおりとする。

■住家被害程度の認定の基準

被害の区分	認定の基準
住家全壊 （全焼・全流失）	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流出、埋没、焼失したもの又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
住家半壊 （半焼）	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、家屋の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満の

被害の区分	認定の基準
	もの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20％以上50％未満のものとする。
住家の床上浸水・土砂の堆積等	上記２点に該当しない場合であって、浸水が住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの。

※「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、現実に居住するために使用している建物であれば、社会通念上の住宅であるかどうかは問わない。

※「世帯」とは、生計を一にしている実際の生活単位をいう。マンション、アパート等のように１棟の建物内にそれぞれの世帯が独立した生活を営んでいる場合は、それぞれ「１世帯」として取り扱う。

第3項 災害救助法の適用手続き

１．災害救助法の適用要請

本部長は、市域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、直ちにその旨を県知事に報告する。

被害発生直後で、文書を作成する余裕がない場合には、次に掲げる事項について、口頭又は電話をもって要請し、後日文書によりあらためて要請する。

■災害救助法の適用要請

○災害発生の日時及び場所
○災害の原因及び被害の状況
○適用を要請する理由
○適用を必要とする期間
○既にとった救助措置及びとろうとする救助措置
○その他必要な事項

２．適用要請の特例

災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施の決定を待つことができない場合には、本部長は、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、直ちに県知事に報告する。

その後の処置に関しては県知事の指揮を受ける。

３．特別基準の適用申請

災害救助の対象数量及び期間については、特別な事情のある場合には特別基準の適用を申請することができる。

適用申請は、県知事に対して行なうが、期間延長については救助期間内に行う必要がある。

第4項 災害救助法による救助の内容等

災害救助法による救助の内容等は次に示す。

資料編/1.条例等/【災害救助法】災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について

■災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置後 1 人 1 日当たり 320 円以内 （加算額） 別に定める額を加算 高齢者等の要配慮者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1. 1 戸当たりの規模は、実施主体の地域の実情、世帯構成にあわせて実施 2. 5,516,000 円以内（原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費等一切の経費） 3. 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる	災害発生の日から 20 日以内着工	1. 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2. 供与期間　最高 2 年以内 3. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊出しその他による食品の給与	1. 避難所に収容された者 2. 住宅に被害をうけて炊事できない者	1.　1 人 1 日当たり 1,130 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品の給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1 食は 3 分の 1 日）
飲料水の給与	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事用のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）流失、床上浸水等により生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営む事が困難な者	1. 夏期（4～9 月）冬期（10～3 月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2. 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10 日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2. 現物給付に限ること

区分（単位　円）		1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人以上 1 人増す毎に加算
全壊 全焼 流失	夏	18,400	23,700	34,900	41,800	52,900	7,800
	冬	30,400	39,500	54,900	64,200	80,800	11,100
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,000	8,100	12,100	14,700	18,600	2,600
	冬	9,800	12,700	18,000	21,400	27,000	3,500

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
医療	医療の途を失った者 （応急的措置）	1. 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2. 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3. 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14 日以内	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1. 救護班等による場合は、使用した衛生材料の実費 2. 助産師による場合は、慣行料金の 100 分の 80 以内の額	分娩した日から 7 日以内	妊婦等の移送費は別途計上
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3 日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別途計上
被災した住宅の応急修理	1. 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分　1 世帯当たり 574,000 円以内	災害発生の日から 1 ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1. 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2. 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童 1 人当たり　4,400 円 中学生生徒 1 人当たり　4,700 円 高等学校生徒等 1 人当たり　5,100 円	災害発生の日から （教科書） 1 ヶ月以内 （文房具及び通学用品） 15 日以内	1. 備蓄物資は評価額 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施するものに支給	1 体当たり 大人（12 歳以上） 210,200 円以内 小人（12 歳未満） 168,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　間	備　　考
死体の捜索	行方不明の状態にありかつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 10 日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上 2. 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行う。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり　3,400 円以内 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,300 円以内 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から 10 日以内	1. 検案は原則として救護班 2. 輸送費、人件費は、別途計上 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯あたり 135,100 円以内	災害発生の日から 10 日以内	
輸送及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の捜索 6. 死体の処理 7. 救援用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者及び令第 4 条5 号から第10 号までに規定するもの	（令第 4 条第 1 号から第 4 号に規定する者）災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 （令第 4 条第 5 号から第 10 号に規定する者）地域の慣行料金による支出実績に 100 分の 3 を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

平成 29 年内閣府告示第 535 号（平成 29 年 4 月現在）

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

第5項 救助業務の実施者

市は、災害救助法の適用後の救助業務は県知事が実施者となるため、県知事の補助又は委任による執行として救助を行う。

福祉総務班は、各部各班に関係帳簿の作成を指示し、整理を実施する。また、これを県災対本部に報告する。

その他の災害救助は、「災害救助の実務」を参考のうえ、本計画の定めにより行う。

資料編/6.様式/【情報収集・連絡】被害報告様式一覧

■県知事により市長に事前委任されている救助の種類

○収容避難所の設置及び収容	○り災者の救出
○炊き出し、その他による食品の給与	○学用品の供与
○飲料水の供給	○住宅の応急修理
○被服、寝具、その他生活必需品の給与、又は貸与	○遺体の捜索・埋葬・処理
○医療及び助産	○障害物の除去